

昭和四十年十二月

わが国家内労働の現状に関する報告

臨時家内労働調査会

わが国家内労働の現状に関する報告

目次

まえがき

一

第一章 家内労働の意義

五

第一節 家内労働の概念

五

(一) 家内労働の概念

五

(二) 家内労働対策における家内労働者の範囲

九

第二節 家内労働者の類型

一

(一) 家内労働者の類型

一

(二) 家内労働者の類型からみた業種

二

第三節 委託者の性格

二

(一) 問屋・製造業者の性格

二

(二) 仲介人の性格

三五

第二章 家内労働存立の背景

四五

第一節 家内労働への委託

四五

第二節 家内労働者の給源

五三

第三章 家内労働の実態

七五

第一節 家内労働者の分布状況

七五

(一) 家内労働者数および委託者数

七五

(二) 家内労働者の都道府県別分布

七八

(三) 家内労働者の産業別分布

八五

(四) 輸出産業と家内労働

九五

第二節 労働条件の実態

九九

(一) 委託関係

(1) 委託関係の成立

九九

補助原材料の支給、運搬、機械器具の貸与

一〇一

委託条件の明示

一〇五

納期遅延や不良品などの取扱い

一〇九

(二) 家内労働者の工賃、労働時間等

(1) 工賃

一一五

労働時間

一二一

(3) 季節的繁閑等

一二一

(三) 家内労働者の安全、衛生等

(1) ベンゼン中毒

一四四

災害および疾病

一四六

(3) 家庭生活、公衆衛生との関係

一五五

第四章 経済成長と家内労働

第一節 工賃および家内労働者数の推移

- (一) 経済成長のあらまし 一五七
- (二) 家内労働者の工賃の推移 一五九
- (三) 家内労働者数の推移 一六三

第二節 家内労働者の増減

- (一) 家内労働依存業種の盛衰 一六九
- (二) 家内労働に委託される作業工程の機械化 一七三
- (三) 雇用労働における人手不足 一七五
- (四) 所得水準、生活様式の変化 一八〇
- (五) 今後の見とおし 一八二

第五章 家内労働に関する施策の現状

第一節 最低賃金法における工賃の規制 一八五

第二節 標準工賃制度、家内労働手帳制度等の普及促進 一八九

第三節 国や地方公共団体による内職あつせん、授産事業等 一九九

(一) 内職職業補導行政 二〇〇

(1) 内職公共職業補導所 二〇〇

(2) 内職工賃適正化対策 二〇二

(二) 授産事業 二〇五

(1) 授産施設の目的および役割 二〇五

(2) 授産施設の現状 二〇六

第四節 その他 二一二

(一) 労災保険への特別加入 二一三

(二) 小規模企業共済制度の実施 二一四

まえがき

臨時家内労働調査会は、昭和三四年労働大臣から家内労働の実態の把握、家内労働対策樹立のための根本的検討を行なうよう依頼された。爾来慎重に調査審議を重ねてきたが家内労働の実態は把握がきわめて困難であり、その内容も予想以上に複雑で、種種の問題を含んでいることが明らかになった。

したがって、われわれは、家内労働対策樹立のための根本的検討を行なうに当ってまず家内労働の実態を明らかにすることが必要であると考え、このたび「わが国家内労働の現状に関する報告」をとりまとめた。

この報告はこのような考え方のもとに作成されたもので、家内労働の存在の是非に対する判断や家内労働対策そのものを論ずるというのではなく、家内労働の実態をありのままに記述するという態度をとっている。

しかしながら、家内労働という言葉葉自身いろいろな意味につかわれており、また、こと

の仕質上、実態の把握が難しく資料も乏しくて、実態を客観的に明らかにすることは困難をきわめた。したがって報告の内容としては、細部について厳密を期するより、大勢をとらえることに主眼を置いた。

このような制約があるにもかかわらず、今回あえてこの報告を明らかにすることとしたのは、家内労働に関する総合的な報告は未だ皆無といってよく、現時点においてこの報告を公にすることは、今後の調査研究を発展させるうえから、有効な対策を樹立するうえからも、きわめて有意義と考えるからである。

記述にあたっては、できうるかぎり一般にわかり易くするよう努めた。この報告が多くの人々の眼にふれ、家内労働に対する認識と関心が高まることを願ってやまない次第である。

なお、臨時家内労働調査会委員はつぎのとおりである。

臨時家内労働調査委員名簿

(五十音順)

昭和四〇年一二月一日現在

新井敏夫

日本経営者団体連盟労政部長

石川吉石衛門

東京大学教授

磯部喜一

東京工業大学名誉教授

江上フジ

日本放送協会考查室長

江幡清

朝日新聞論説委員

大谷徹太郎

全国産業別労働組合連合書記長

岡崎正男

全国中小企業団体中央会常務理事

勝木新次

財団法人明治生命厚生事業団体力医学研究所所長

加藤万吉

日本労働組合総評議会国際局長

小池 清一

メリヤス家内労働者

佐々木 秀一

佐々木硝子株式会社社長

末高 信

早稲田大学名誉教授

杉原 行雄

東京輸出玩具工業協同組合副理事長
(新生機器株式会社社長)

田辺 繁子

専修大学教授

中鉢 正美

慶応義塾大学教授

中村 弘

全織同盟地織部会会長

戸谷 舍人

日本メリヤス工業組合連合会理事長
(明宝繊維株式会社社長)

◎長沼 弘毅

国際ラジオセンター会長

西丸 弘子

主婦(内職者)

◎印は会長

第一章 家内労働の意義

第一節 家内労働の概念

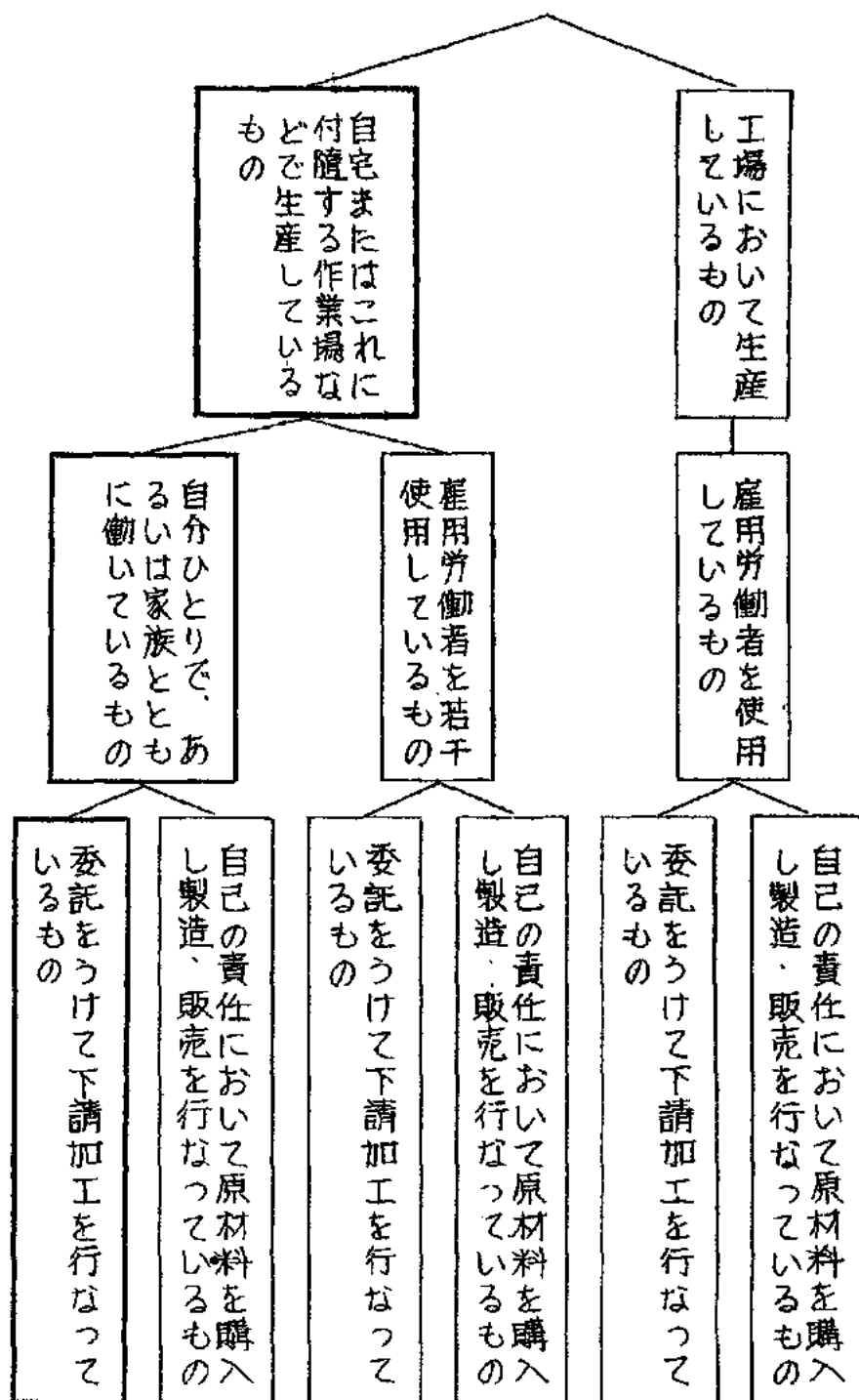
(一) 家内労働の概念

「家内労働」とは何か、まず例をあげて説明しよう。機業地に行くと他人を雇わず家族だけで織元から原糸を支給され、賃織を行なっている機屋がみられる。また家庭の主婦などが、メリヤス製造業者から直接、または仲介人を通じて、メリヤスセーター、手袋などのししゅうやかかりを委託され自宅で作業を行なっている。

このように家内労働とはどんなものかおおよそその見当はつくのだが、これではまだ正確な概念はつかめない。

工場生産の高度に発達した今日、生産は主として工場で雇用労働者を使用して行なわれる、いわゆる工場生産の形をとっている。しかし、自宅またはこれに付随する作業場

などで生産しているものもある。このような形のものは、自分ひとりであるいは家族とともに働いているか、雇用労働者を雇っているとしてもきわめて少数である。雇用労働者を使用していないもの、いるもの、それぞれについて、たとえばブリキ屋のように自分で原材料を購入し、製品を製造し、販売するいわゆる自営業と、冒頭にかかげた織物やメリヤスのように、問屋や製造業者から、直接または仲介人を介して、その製品の製造加工を委託され、支給された原材料の下請加工を行なうものとの二種類がある。第一一図に示されるとおり、自宅またはこれに付随する作業場などで、自分ひとりであるいは家族とともに、問屋や製造業者から委託をうけて下請加工を行なっているものが、われわれのとり上げようとする家内労働である。



すなわちごく大ざっぱにいつて、家内労働は原則として次の三つの特徴を備えているものを指し、この報告でもこの三つの特徴を備えているものを家内労働としてとらえて作業をすすめた。

① 作業所が自宅または知人の家など自分が任意に選んだ場所、時として委託者の指定する場所であること。

② 自分ひとりで、あるいは少数の補助者とともに作業に従事していること。この場合補助者は通常家族であつて、常態として他人を雇うということはないこと。

③ 間屋・製造業者から物の製造、加工などを委託され、通常原材料の支給をうけて、その下請として作業を行なっていること。作業は通常簡易な手作業で、機械設備を用いる場合もきわめて簡単なものであること。

(注) 家内労働に従事するすべてのもの、すなわち、作業の補助者である家族をも含めて、家内労働者とよぶ場合もある。

ところで、上述のようなものを、家内「労働」と呼ぶのは家内労働者が一般の労働者に非常に近い性格を持っているからであるといえよう。

家内労働者と問屋、製造業者との關係にづいてみると、家内労働者は問屋、製造業者の事務所や工場で働く一般の労働者とは異なり、自宅で、自分の好きな時間に作業をしているが、肩頭の賃織やメリヤスの例から分かるように、問屋、製造業者から支給された原材料に一定の加工を行なつて納入し、これに対して工賃を得ており、労働することによつてそれに対する報酬を得ているという意味では一般の労働者と変わらない。また家内労働者は問屋、製造業者からの委託がと切れれば直ちに仕事を失はうわけであるから、問屋、製造業者に対する關係においては一般の労働者の場合よりも弱い立場にあるといえよう。

(二) 家内労働対策における家内労働者の範囲

さきに家内労働の三つの特徴を示したが、家内労働対策の対象となる家内労働者の範囲

をきめる場合には厳密には、これに合致しない場合にも、実質的に同一の立場にあるものは、家内労働者に含めて考える必要があることもあろう。

たとえば、作業補助者として雇用労働者を雇っているものであつても、その雇用労働者の数のごく僅かであれば、家内労働者ときわめて近い性格をもっていることになる。これが同一業種において家内労働者と混在し、實際上家内労働者と区別することがおかしいというような実体が存在する場合には、家内労働者に含めて取扱うこともある。試みに諸外国の家内労働立法における家内労働者の定義をみると、イタリア、フランスのように雇用労働者を使用しているものは家内労働者とは認めないという厳密な態度をとるものもあるが、西ドイツ、オーストリアのように雇用労働者が二人以下ならば無条件に、二人以上でも必要がある場合には家内労働者と同等に扱うことにしている国や、ベルギーのように家族および雇用労働者を含めた従事者の総数が四人までの規模のものを

とするものがある。

これまでわが国では、法律上、明文で家内労働者について定義を下したものはなく、事実上の労働者であるという観点から、労働法で特別に保護するという措置はとられていなかった。昭和三四年に成立した最低賃金法において家内労働者の最低工賃に関する規定が設けられ、そのかぎりにおいて家内労働者について一応

① 委託者の委託により、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、

② その業務について同居の親族以外の者を常時使用していないもの
という定義を下している。この定義は、フランス・イタリアとほぼ同様であるが、雇用労働者の使用を認める西ドイツ・オーストリアにくらべやや狭い。

わが国で、今後総合的家内労働対策をすすめようとする場合、その対象となる家内労働者の範囲は、対策の内容とも関連して慎重に検討されねばならない。

第二節 家内労働者の類型

(一) 家内労働者の類型

一口に「家内労働者」といつても、種種のものがある。

たとえば、何年も年俵を必要とする精巧な漆器の蒔絵師や銅器の彫金師、かなりの設備を持ち〇〇事業所と看板をかけたメリヤス編立、加工業者や金属洋食器の研ぎ屋、扇子の骨をけずる農家の主人、洋裁や刺繍などに従事するサラリーマンの奥さん、紙袋貼りやマツチの箱詰めなどをしてゐる未亡人など、これらは、すべて一括して家内労働者といふことができる、しかしその就労の形態、作業態様、工賃、作業環境などにはいろいろしい相異がみられる。

このような家内労働者については、生産設備、作業態様、技能経験、あるいは現在の社会機構のなかで果してゐる機能、さらにはその歴史的な沿革等等いろいろな観点からこれを類型化することができると、ここでは、便宜上、家内労働者を世帯上の地位、本業との関係によつて区分してみると、おおむね

“ 専業的家内労働者 ”

“ 内職的家内労働者 ”

「副業的家内労働者」

の三種に類型化することができよう。

「専業的家内労働者」

ここで「専業的家内労働者」と呼ぶのは、家内労働をその世帯の本業とし、世帯主自身は単独で、または家族とともにこれに従事し、それによつて生計を維持しているものである。世帯主が本業として従事していることが、専業的家内労働者の特徴と言えよう。この専業的家内労働者のなかにも二つの型がみられる。

(1) ひとつは男子世帯主が、自ら家内労働に従事し、これによつて一家の生計を支えているものである。これを本来の専業的家内労働者といつてよいであろう。

これにはさらに二つの型がみられる。その一つの型は漆器、銅器など伝統的、在来産業において、蒔絵師、塗師、彫金師など「師」という名称で呼ばれたり、鼻緒職人のように「職人」と呼ばれたりしているものである。これらは長い徒弟的訓練の後に

独立したものや、世襲的就業形態のものが多い。

いま一つの型は、金属玩具のプレス加工、金属洋食器のバフ研磨、メリヤスの編立、衣料のミシン縫製などのように、比較的新しい産業に属するものである。これらの家内労働者は、プレス屋、研ぎ屋、メリヤス編立業者、縫製加工業者など、「何何屋」とか、「加工業者」という呼び方をされている。

専業的家内労働者には、たとえばフットプレス機（ケトバシ）、バフ研磨機、メリヤス編立機、ミシンなど、簡単な機械設備を備えているものが少なくない。機械が簡単なかえって熟練がものをいい、製品の規格の変化に応じて、自由に機械を操作できるまでにはかなりの経験が必要である。

このように「職人」「師」「加工業者」または「屋」など呼び方は違つてもこれらの専業的家内労働者の作業は、いずれも一般に相当の技能を必要とする。だからこそれらの作業が男子世帯主の本業となつてゐるということができよう。

工賃は、一般の雇用労働者にくらべれば必ずしも高いとはいえないが、しかし「小

なりといえども事業主である」と自負し、人に使われる雇用労働者より一段上の事業主であることを誇りとしていたりいずれば事業規模を拡大することを夢めているものも多いようである。事実、多少なりとも生産設備をもっていたり、あるいは補助材料は自介で調達するなど事業主とみられる面も多くもっている。

したがって、専業的家内労働者は事業主としての性格と、労働者としての性格を併せもち、それだけに複雑であるといえる。

(2) いまひとつは未亡人、老人または通常の労働能力のない身体障害者などが世帯主である家庭で、これらの人達が専ら家内労働によつて生計を維持しているものである。これを便宜上未亡人などの専業的家内労働者とよぶこととする。

これらも一応専業的家内労働者といえる。だが、(1)とは異なり、高度の技能ないし長期の経験を必要とする作業に従事しているものではない。外に出て働くことができない事情や、働きに出たいと思つても適当な仕事口がないなどのため、その多くは、後述の内職的家内労働者と同じ種類の単純な作業に従事しており、一般には

これらもいわゆる「内職」とよばれている。

内職と同じ種類の簡易な作業に従事している関係上、工賃も低くその低い工賃で家の生計を支えなければならぬので、この人達の作業時間はかなり長いのが普通である。

〔内職的家内労働者〕

内職的家内労働者とは、主婦や老人など世帯主以外の家族が、世帯の本業とは別に、家計補助などのため、家事の合間に家内労働に従事するものである。

内職的家内労働としては、

婦人、子供服等の縫製、ボタン付け、メリヤス、セーター、手袋等のかがり、袋貼り、ししゅうなどがよく知られている。

その他スカーフの縁かがり、線香花火加工、人形加工、マッチの箱詰、レッテル貼り、将棋駒の加工、聖木帽子用の聖木真田織、バドミントン、ラケットのガット張り、金属時計

バンドの組立、軽電氣部品の加工（コイル巻、抵抗器、コンデンサーの加工、小型モーターのテーパー巻）、綜統通し、割箸の袋入れ、ビニール簞編み、陶磁器の絵付け、ファスナーの仕上げ、

など数えれば際限がない。

内職的家内労働者は、古い産業にも新しい産業にも分布し、地域的には都市を中心としているが農村にも広く分布している。一般には簡単な手作業が多い。

なおここで、一般に「内職」とよばれているものと、家内労働との関係について若干ふれておこう。

「内職」という用語は一般に使われる場合、その内容はきわめて曖昧で、各種の調査においてすら、その定義はまちまちである。

本報告における内職的家内労働とは、前述の家内労働の三つの特徴を備えにものうち、主婦や老人など世帯主以外の家族が、世帯の本業とは別に家計補助などのための家事の合間に家内労働に従事するものをいうが、本報告にいう未亡人などの専業的労働は

働も一般には「内職」とよばれている。また、問屋や製造業者からではなく、消費者から直接に委託をうけて製造加工を行なうもの、たとえば洋裁和裁、編物などを行なうものも、「内職」とよばれている。

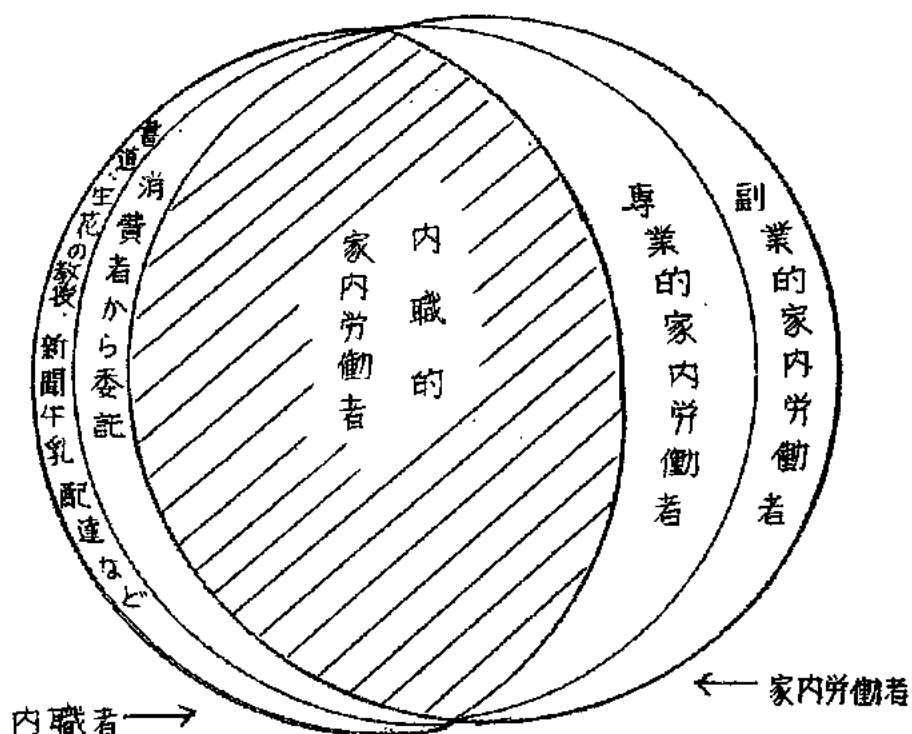
なおこのほかに、生花、書道の教授や、新聞、牛乳配達などパートタイマーとして働いているものについても「内職」とよんでいる場合もあり、「内職」という用語は、きわめて広い意味に使われている。家内労働と「内職」の関係を図示すればオー—二図のとおりである。

〔副業的家内労働者〕

副業的家内労働者とは、他に本業を有する世帯主が、本業のあいまに単独でまたはその家族とともに家内労働に従事するものである。世帯主が従事している点では専業的家内労働者に近いが、他に本業がある点では内職的家内労働者に近い。農家や漁家の主人が農業、漁業のあいまに家内労働に従事する場合が最も典型的な例である。

第 1 - 2 図

家内労働と「内職」



(注) 専門的・副業的・家内労働者の中に、男子世帯主が専門的に家内労働に従事しているもの以外に未亡人、身体障害者、高令者などの世帯主が、内職的・家内労働者と同じ種類の単純な作業に従事しているものがあり、一般にはこれらもいわゆる「内職」とよばれている。

副業的家内労働者は定義上は農家だけにかぎらないわけであるが、実際にはほとんどが農家の場合であるので以下の記述は農家を中心として行なうこととする。

副業的家内労働者は

菅笠編み、蓆、縄などのわら製品、柳こすり、竹細工、扇骨（扇子の竹骨）、のりみすなど、原材料が農林業と縁の深い各地方特有産業および在来からの農村工業の伝統を引く、

絹人絹織物、捻糸、餅、鎌その他の刃物

などにみられる、しかし最近では

メリヤス製品、軽電気機器（抵抗器　コンデンサー、プラスチック部品加工）、ビニール製品、

など農林業と結びつきのないものや、新しい産業に関係あるものもかなりみられるようになってきた。

作業には簡単な機械または道具が使用されている。専業的家内労働者と同じくかなり

技能、熟練を要する作業が比較的多いが、内職的・家内労働者と同様に技能を必要としない作業もある。

工賃、作業時間などの労働条件も、作業態様に対応して専業的・家内労働者に近いものから、内職的・家内労働者に近いものまで巾が広い。

(二) 家内労働者の類型からみた業種

以上は個々の家内労働者の類型であるが、こんどは業種毎に、その業種にはどの類型の家内労働者が多いかをみよう。家内労働者の類型からみた業種の区分としては、

- ① 専業的・家内労働者が支配的な業種
- ② 内職的・家内労働者が支配的な業種
- ③ 副業的・家内労働者が支配的な業種
- ④ 二種または三種の類型の家内労働者がそれぞれかなりの比重で混在している業種の

四つがあげられる。

①を専門的・家内労働業種 ②を内職的・家内労働業種 ③を副業的・家内労働業種 ④を混合的・家内労働業種と呼ぶことにしよう。

専門的・家内労働業種としては、たとえば、

新潟の金属洋食器、栃木の家具・建具、富山の銅器、京都の西陣織物、大阪の刃物、

広島のやすり、など。

内職的・家内労働業種としては、たとえば、

神奈川のスカーフ、長野の玩具花火、兵庫のマッチ、徳島の輸出用縫製品、鳥取の

梨袋、広島の本木眞田、など。

副業的・家内労働業種としては、たとえば

滋賀の扇骨、大分の竹細工、富山の菅笠、広島の燃糸、など。

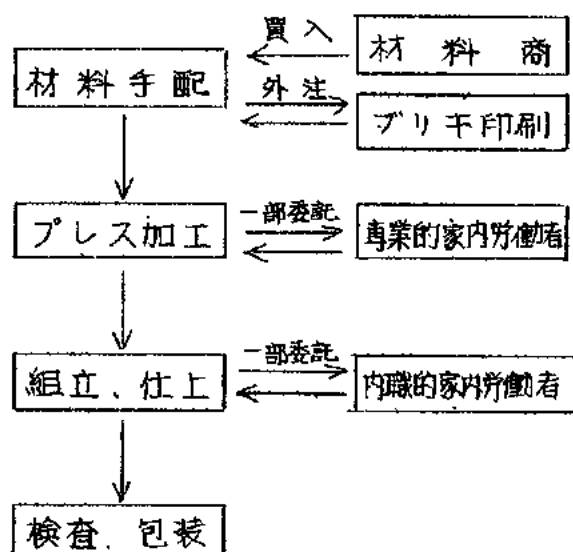
混合的・家内労働業種としては、たとえば

埼玉の被服、東京のヘップサンダル、東京の金属玩具、山梨の郡内機業、奈良の靴

下、など。

第1-3図. 東京の金属玩具製造業

生産工程略図

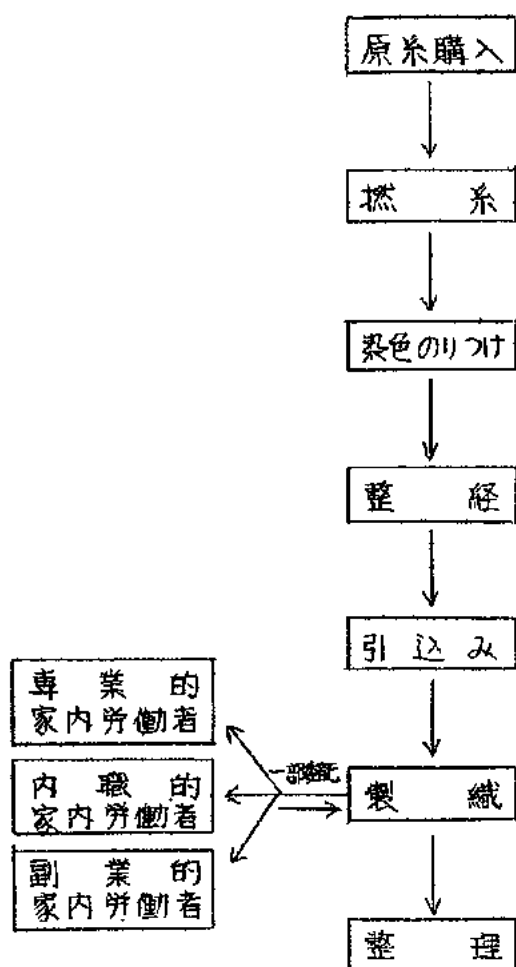


がある。

これら四種の業種のうち混合的・家内労働業種は同一業種に異種の類型が併存しているため、他にくらべ複雑である。

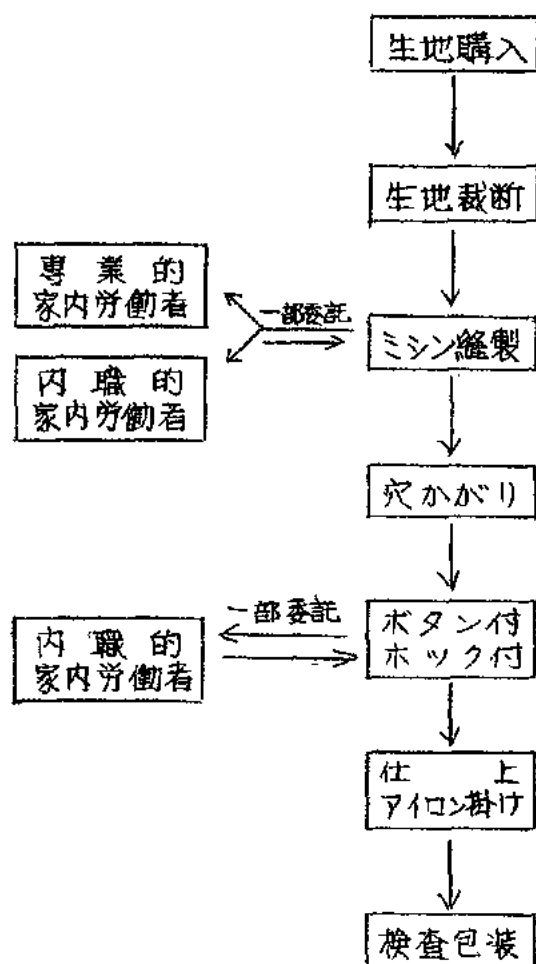
東京の金属玩具では、ブリキ板などをプレスして、おもちゃの自動車、機関車のボデーや種種の部品をこしらえるプレス工程と、部品を組立てる組立工程とが家内労働に委託されるが、プレス工程は主としてプレス屋といわれる専門的・家内労働者に、組立工程は内職的・家内労働者に委託されている。

第 / - 4 図 郡内機業生産工程略図



山梨の郡内機業では、織布工程（製織）が家内労働者に委託されるが、その家内労働者には専業（約三〇％）、内職（約二〇％）、副業（約五〇％）の三者があり、しかもその作業はこの三者ともいずれも同一（織布工程）である。

第1-5図 埼玉の被服製造業
生産工程略図



埼玉の被服製造業では、ミシン縫製と、ボタン、ホック付けなどが家内労働者に委託される。そのうちボタン、ホック付けの家内労働者は全部内職的・家内労働者であるが、ミシン縫製には専門的・家内労働者と内職的・家内労働者とが四対五の割合で混在している。

右にみたように混合的家内労働業種には、1、東京の金属玩具のように、工程により家内労働者の類型が異なる型と、2、山梨の郡内機業のように同一工程に異種の類型の家内労働者が併存する型と、3、埼玉の被服製造業のように1、と2、とを同時に含んでいる型とがあるわけである。

このうち、2、および3、の型のように同一工程の作業に異種の類型の家内労働者なかんずく専門的家内労働者と内職的家内労働者が同時に従事している場合には両者間に微妙なからみ合いが生じがちである。

すなわち内職的家内労働者は、専門的家内労働者にくらべ、どちらかといえば低い工賃でも委託者からの委託に応ずることができる。だから専門的家内労働者が高い工賃をほしいと思つても、内職的家内労働者で低い工賃で作業する者がいれば、工賃は低い方に引っぱられてしまうことになる。

たとえば岐阜の提灯の家内労働では、戦前は年明けの労働者が独立したものなど専門的家内労働者が主力であつたが、戦後は内職的家内労働者で同じ作業を行なうものが

増え、農山村の副業としても拡がり、専業的家内労働者の工賃はこれら内職的家内労働者や副業的家内労働者に圧迫されて低下し、専業としての家内労働を困難にしているという。

もつとも、同一作業に従事していても両者の間にはやはりいくらかの差異はある。というのは、技能の点で、一般に専業的家内労働者がすぐれているうえに、内職的家内労働者は家事との関係で仕事が不規則になりがちで、あまりあてにはならないことが多いという事情があるので、工賃が専業的家内労働者でも内職的家内労働者でも変わらないということになれば、委託者は専業的家内労働者を内職的家内労働者にくらべ優遇するようになる。同じ作業でも割のよい仕事を専業的家内労働者にまわし、また閑散期や、不況などの場合、委託する量が少なくなるような場合には、まず内職的家内労働者への委託を減らしているような事例もみうけられる。

いずれにしろ家内労働にはきわめて性格の異なった類型があること、しかも業種によつては家内労働者の間において相互に微妙な関係があることに注意しなければならない。

第三節 委託者の性格

いままでは、家内労働の概念とか類型を説明してきた。今度は、この家内労働に委託する委託者、すなわち、問屋、製造業者および仲介人などの性格を明らかにしよう。

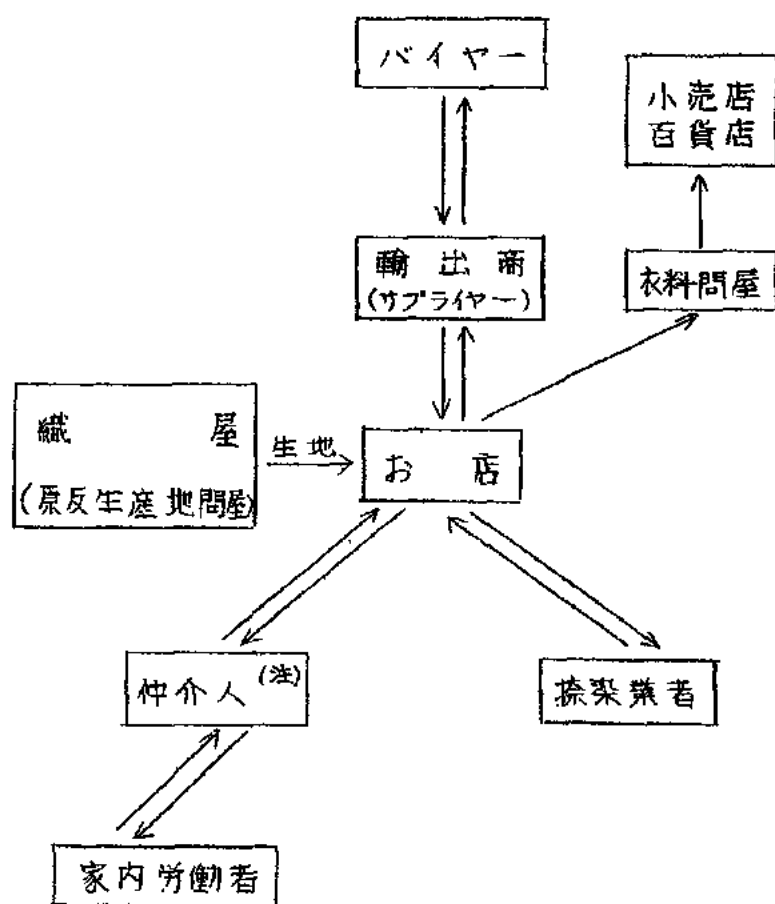
(一) 問屋・製造業者の性格

まず、問屋・製造業者の具体例を二、三紹介しよう。

婦人用のスカーフは横浜地区で年間約百億円も生産され、ほとんどが米国、カナダなどに輸出されているが、この業界の中心は、家内労働者から「お店」と呼ばれている問屋へお店自身は製造業者という呼称を用いているのである。

お店は普通雇用労働者約一〇人前後の中小企業であって ① 輸出商社を通じて、バイヤーから注文を受け ② 絹人絹織物の生地（原反）を購入し、③ その染色、整理を捺染業者に外注し、捺染業者から納品されると、④ さらに縁かがりを仲介人を通じて家内労働者に委託し、こうしてスカーフが完成すると、これを ⑤ 輸出商社を通じて海外に輸出するという事業を行なっている。なほ製品の一部は、衣料問屋→小売店、

第1-6図 神奈川のスカーフ委託流通機構略図



百貨店というような経路で国内で販売される。

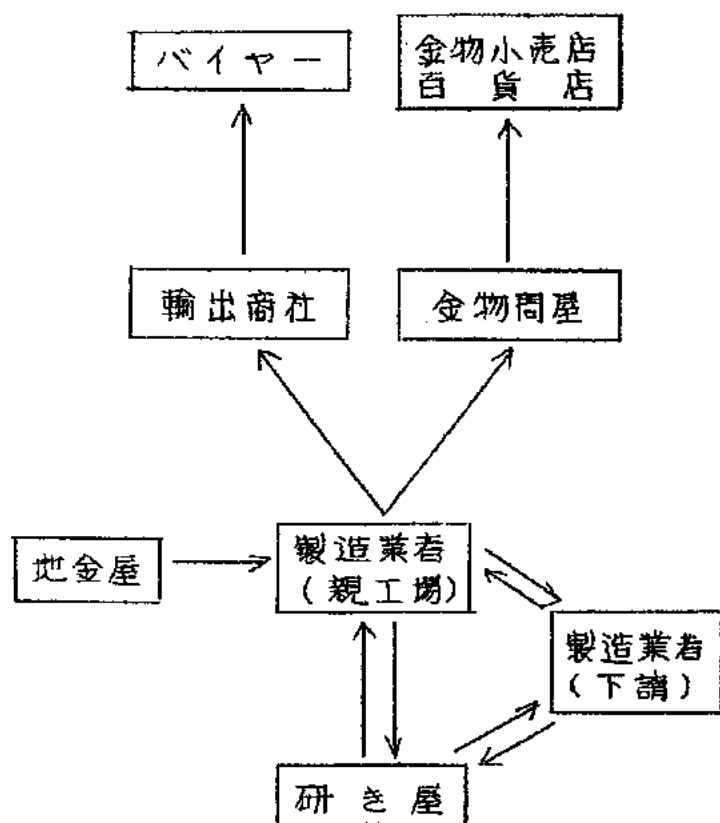
注 お店と家内労働者との間には、お店 ⇄ 仲介人 ⇄ 仲介人……家内労働者というように数度にわたって仲介人が介在することがあるが、ここでは簡略化した。

新潟県の燕市は、スプーン、ナイフ、フォークなどの金属洋食器の著名な産地である。

この金属洋食器の製造業者は一般に雇用労働者数五〇五〇人の中小企業であり、ステンレス鋼などの材料を購入し、その切断、圧延などの作業を行ない、金属洋食器を製造するが、製造工程中金属洋食器をひからせる研磨作業は一般に自工場では行なわず「研磨屋」に委託する。比較的規模の大きい生産業者は自工場に自動研磨機等の研磨施設をもっているが、その場合でも自工場で研磨するのは高級品の仕上研磨位であって、大部分は「研磨屋」に委託する。「研磨屋」は家族だけの家内労働者および二、三人の雇用労働者を雇っている家内労働的零細企業である。

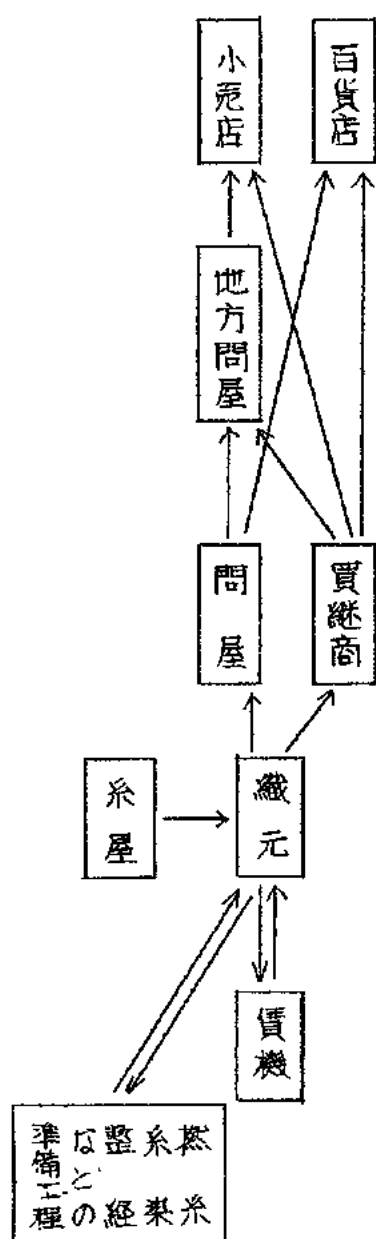
このようにして生産した金属洋食器を製造業者は輸出商社（サプライヤー）→バイヤーという経路で輸出する。また製品の一部は製造業者→金物問屋→金物小売店、百貨店という経路で国内で販売される。

第1-7図 新潟の金属洋食器委託流通
機構略図



京都の西陣地区には、「織元」といわれる織屋がある。「織元」というといかにも大規模の織屋のように聞えるが、実は雇用労働者数は平均六十人で、ほとんどが小零細企

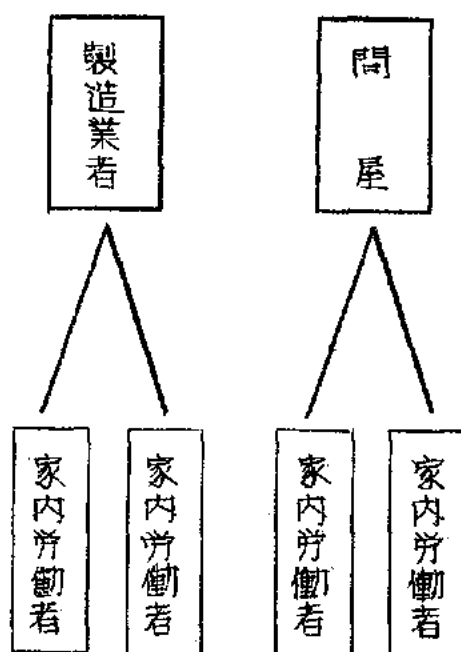
第 / 一 〇 図 西陣織物の委託流通機構略図



業である。織元は糸屋から原糸を買い、捻糸、染色、整経などの仕事をそれぞれ専門の業者に外注し、このような準備が終ると、自工場の織布工に織らせるとともに、捻糸、染色、整経などが済み織るばかりの状態になつた原糸を賃機（または出機）といわれる家内労働者に支給して賃織させる。

織元はこうして織られた西陣織物を、問屋や買継商に販売し、問屋や買継商が、小売店（呉服屋）や百貨店に卸す。

第 1 - 9 図 問屋・製造業者



これらの例からも分るように委託者にはスカーフの「お店」のように自らは何らの生産設備を持たない問屋と、自らも製造加工を行なっている製造業者とがある。問屋、製造業者から直接家内労働者に委託しているものを図示すれば第一・九図のとおりである。

また、製造業者には、金属洋食器の製造業者のように一貫生産は行なわず、製造工程中の一部を家内労働者に委託しているものと、西陣の織元のように自工場で生産を行なうとともに家内労働にも同じ工程をそつくり委託するものがある。

つぎに、これらの問屋、製造業者が委託している家内労働者数についてみると、最低は一人から最高は数百人に達する場合もあるというようにきわめて巾が広い。大体の傾向としては、委託を受ける家内労働

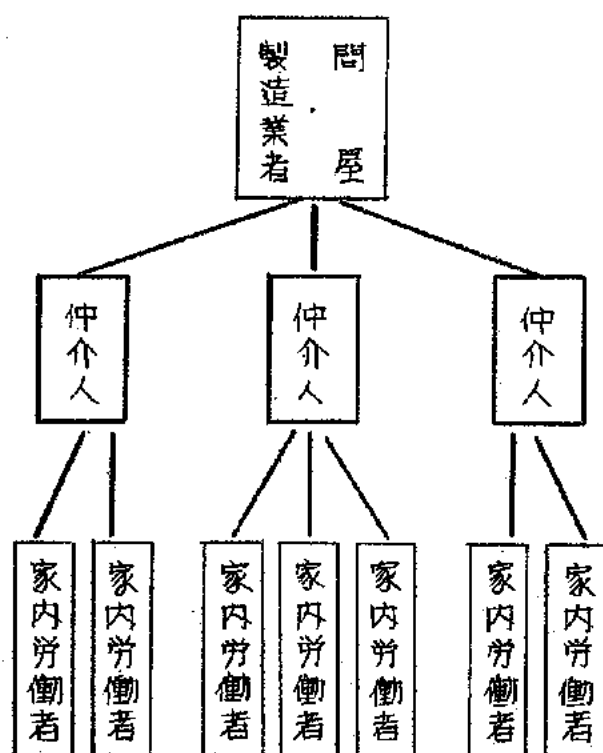
者が専業的家内労働者であるときは、一委託者（問屋・製造業者）当りの家内労働者数は多くても三〇人を超えることはまれで、普通一人―三人から一〇人位である。これにくらべ内職的家内労働者に委託する場合は、一委託者（問屋・製造業者）当り家内労働者数は概して多い。普通は一〇人―五〇人位いるが、数百人に及ぶものもしばしばみうけられる。

前述の例からもうかがわれるようにいずれの業種においても委託者である問屋・製造業者はほとんどが中小零細業者でその規模は雇用労働者三〇人未満が多く、なかでも一人未満がきわめて多い。

大企業が家内労働者に直接委託することは皆無ではないが、ごく少ない。ただし、被服製造業、ラジオ、テレビ等の部品製造業など家内労働に委託している中小零細問屋・製造業者には大企業の下請にあるものも相当あるので終局的には大企業に結びつく家内労働がかなりある。

(二) 仲介人の性格

第1-10図 仲介人



問屋や製造業者などの委託者が多数の家内労働者を利用する場合には、自ら多数の家内労働者を相手に原材料の引渡しや製品の回収、工賃の支払を行なうことは煩雑であるため、これらの業務を行なわせるため、家内労働者との間に仲介人をおいている場合がある。

一委託者（問屋・製造業者）で数百人に及ぶ家内労働者を抱えているところはほとんど例外なしに仲介人を通じて委託している。仲介人を通じて委託しているものを図示すれば第一一〇図のとおりである。

仲介人の仲介の仕方にはつぎの二種がある。その一つは、問屋・製造業者から、取扱高に依じて一定の手数料を貰つて、その業務を行っているものもある。このように家内労働者に渡すために支給された工賃とは別に一定の手数料が仲介人に与えられる場合を通常外口銭と呼ぶが、この場合の仲介人は問屋・製造業者のいわば代理人的存任である。いま一つは、問屋・製造業者から加工を自介の計算で請負い、これを家内労働者に割当てるものである。この場合には、仲介人は問屋・製造業者から受取った工賃から一部を自己の手数料として天引し、残りを家内労働者に支払う。問屋・製造業者はその支払った工賃のうち、どれだけが仲介人の手数料になり、どれだけが家内労働者に渡るかについては関知しない運前になっている。いわゆる内口銭である。このようなケースでは前者にくらべ家内労働者の工賃が押し下げられる可能性がある。

前者の代理人的仲介人と後者のいわば請負業者的仲介人との数をくらべるとこれまでの調査では後者に属する仲介人の方がやや多く、四対六の割合と推定される。

代理人的仲介人はむろんのこと、請負業者的仲介人であっても、その規模は一般に零

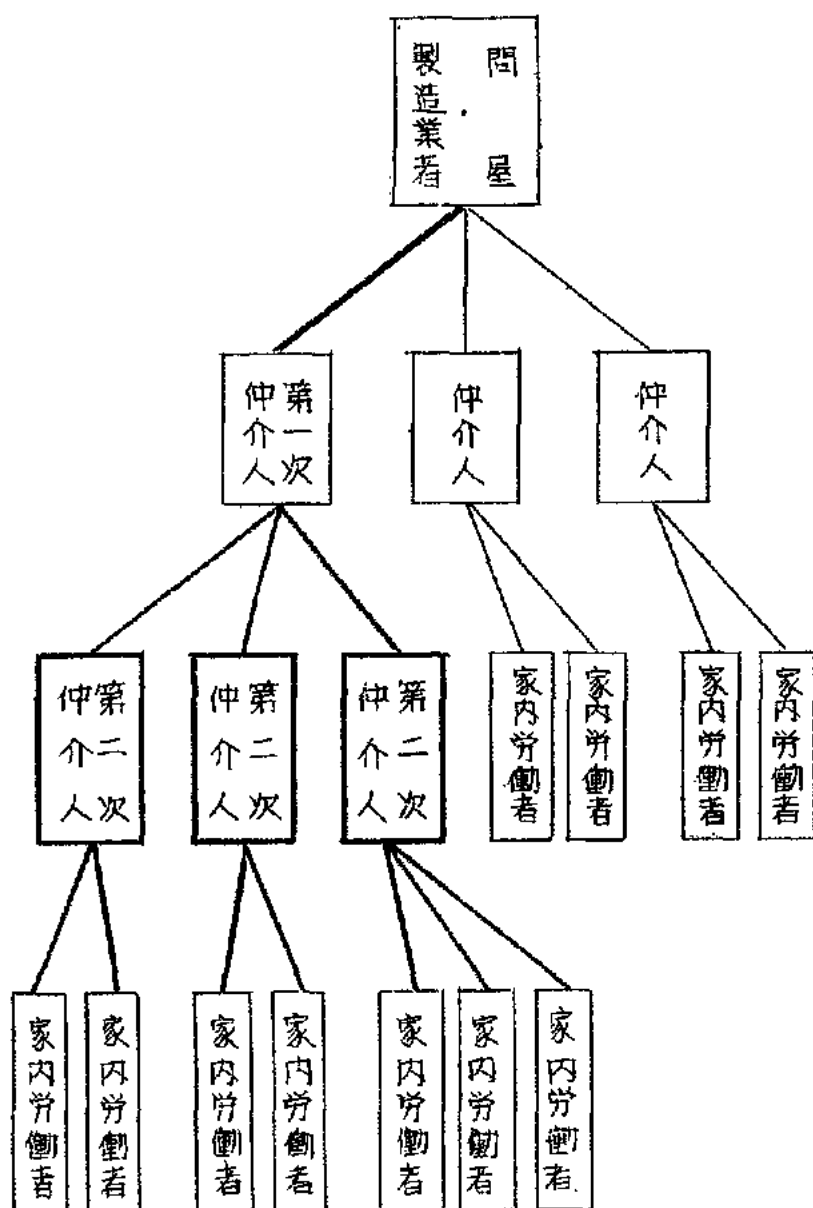
細であつて、多くは本人またはその家族だけで仲介を行なつてゐる。これらの仲介人のなかには小型自動車を使用しているものもあるが、普通毎日または数日おきに委託者から渡された原材料を、自転車やバイクなどに積んで、本人またはその家族と手分けして家内労働者の家を廻る、そして原材料を配るとともに、製品を回収し、問屋、製造業者に届ける。これが大方の仲介人の姿である。

仲介業務は男でも女でも、一寸ひまさえあればできることが多いので、仲介人には仲介業務が本業ではなく、農家が農業のあいまに、仲介業務を兼営するとか、サラリーマンの主婦が内職として仲介を行なうとかいうように副業的または内職的に仲介を行なうものがかなり見受けられる。

しかし、なかには一〇人、二〇人もの雇用労働者を雇ひ、本格的に手広く仲介業を営む仲介人もいる。

仲介人も規模が大きくなると、自分では直接家内労働者と接触せず、他の仲介人に仲介業務を下請させている場合もある。またこの第二次仲介人から、さらに再下請する者

第 1 - 11 図 第 二 次 仲 介 人



三次仲介人もあり、委託者↓第一次仲介人↓第二次仲介人…↓家内労働者というよ

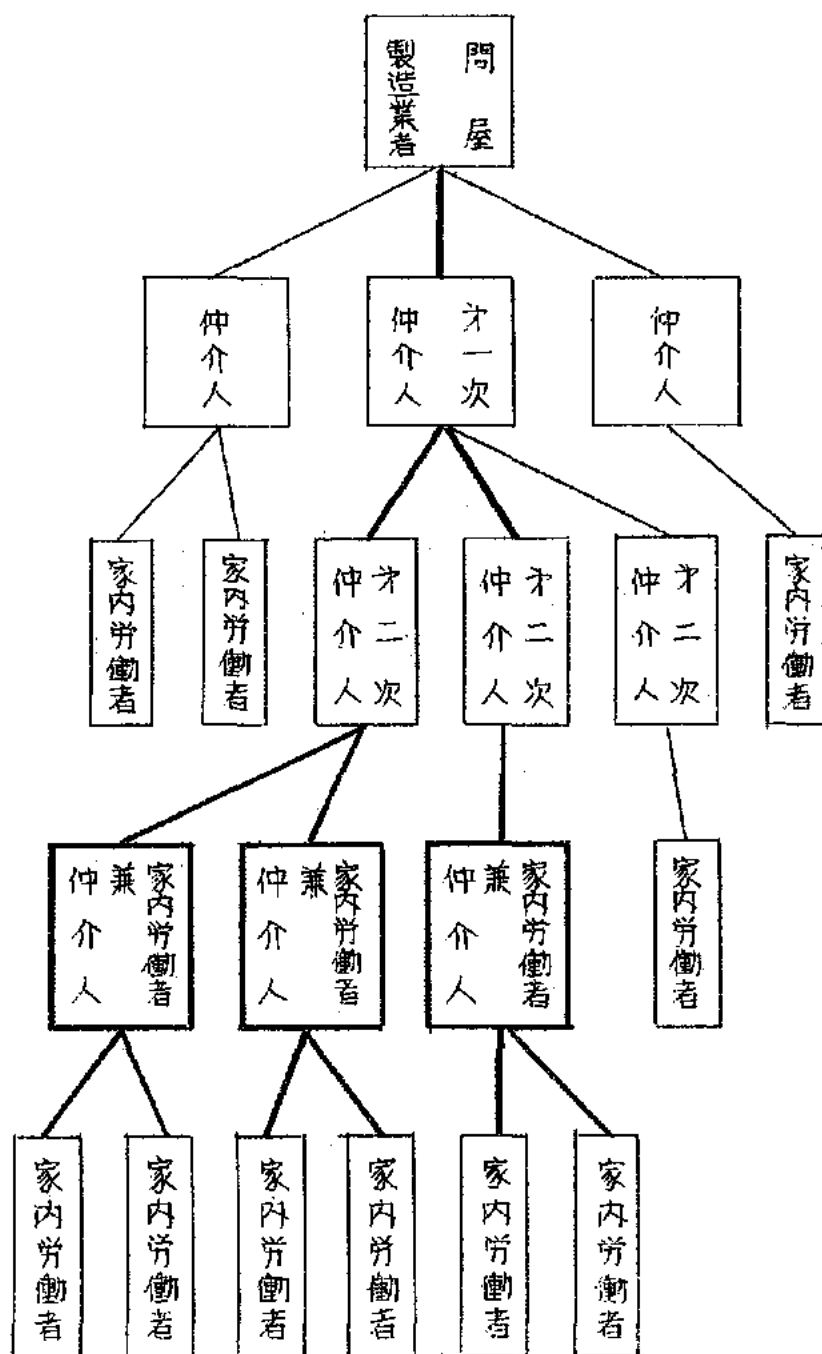
うに、委託者と家内労働者との間に何段にも仲介人が介在する場合すらある。オ一次オ二次仲介人を通じて委託しているものを図示すれば第一——一図のとおりである。

さきにも説明した横浜地区のスカーフ縁かがりの仲介人には、

手巻屋（あるいはミシン加工業者）と呼ぶオ一次仲介人とオ二次、オ三次の仲介人がいる。規模の小さい手巻屋（あるいはミシン加工業者）は製造業者から請けてきた仕事を家内労働者に直接委託するが、規模の大きいものはこれをさらにオ二次仲介人に委託する。最も規模の大きいものは数十人に及ぶオ二次仲介人を従えている。オ二次仲介人のほとんどは本人はいし家族だけで仲介を行ない、それぞれ一〇く二〇世帯程の家内労働者に委託している。

ところが、家内労働者のほかにも、第一次またはオ二次仲介人から大量の仕事を請け、その一部は自今で加工するが、他は手数料をとって近所の人たちに廻している者がいる。家内労働者兼仲介人を通じて委託しているものを図示すれば第一——二図のとおりである。

第 1 - 12 図 家内労働者兼仲介人



このように、仲介人の系列を利用すれば、一委託者（問屋・製造業者）でも数千人の

家内労働に委託することが可能となる。横浜のスカーフのほか、静岡の葛布（葛の繊維）で織った布、その繊維を細くさく工程や、織布工程が家内労働に委託される。愛知の紋り、広島を経木帽子など、数百人の家内労働者に委託している問屋・製造業者のいる業種では、いずれも一、二次仲介人、オ、二次仲介人というように仲介人の系列が形成されている。

また、家内労働者で近所の人たちに仕事を付けているいわば、家内労働者兼仲介人、もどんな業種にも見受けられるところであり、問屋・製造業者から最末端の家内労働者に至る機構は外部からは一見単純に見えるような業種であっても、実際に内部に立ち入ってみると複雑な迷路のように錯綜していることが少なくない。

委託する問屋・製造業者の立場からすれば、多数の家内労働者に委託しようとする場合にどうしても仲介人に依存せざるを得ない。すなわち、仲介人は、家内労働者の必要数を臨時につかみ、仕事量を円滑にこなすために役立っているといえよう。

しかし、このような一般的な役割とともに仲介人を工賃水準の低い地域に配置するこ

とにより、家内労働者に支払う工賃額を節約するという見地からの利用もある。さきにあげた横浜地区のスカーフの製造業者は、最近 横浜地区にくらべ工賃水準の低い群馬県の前橋や桐生周辺の農村地帯に目をつけ、同地域に仲介人を配置して周辺の農家などに委託するようになった。現在は横浜地区で生産されるスカーフの半分以上が群馬県地区に流れているといわれ、工賃水準の高い地域の間屋・製造業者が低い工賃を求めて仲介人を利用して他の県に委託している事例はほうぼうにみられる。

その反面仲介人の存在が、間屋・製造業者にとって不利益になることもある。仲介人を經由することによって、自己の意図が正確に家内労働者に伝わらず、意図する品質が得られなかったり、仲介人が利をむさぼり、家内労働者に低い工賃を押しつけた結果品質が低下したり、納期に間に合わないというような弊害が生ずるおそれがある。兵庫のマッチ製造業者のように、以前は仲介人に仲介手数料を支払って一括して請負わせ、各家庭に集配するやり方をする業者もあつたが、納期がおくれがちとなり、内取家庭と工場との有機的つながりに円滑を欠き、製品歩留りも悪いなどの弊害があつたので、現在

では各社とも仲介人を介さず、直接委託する方法をとっている」という業種もある。ところで、仲介人を、家内労働者の側からみたら、どういう機能を果たしているであろうか。

多数の分散して存在する家内労働者にとって、委託者である問屋・製造業者と直接結びつくことは、しばしば多くの困難をともなう。原材料・製品の運搬、工賃の支払等、仲介人の存在が家内労働者に積極的な意義をもっていることは否定できない。しかしその一面「仲介人は、家内労働者にとっては工賃をピンハネする中間搾取者である」という考えもある。その実態はどうであらうか。

実際に行なわれている仲介人の手数料の額は、普通家内労働者に渡す工賃の五〇二五％程度を目安にして定められているようであり、その手数料は、社会通念上からいって仕事の中味を考慮して、不当に高いといちがいには断定することはできない。

だが、仲介人が不当に高い手数料を取る可能性を内蔵していることも事実である。とくに請負業的仲介人にあつては、自分の計算で、手数料と家内労働者の工賃とを決める

ので家内労働者の工賃を押し下げ、手数料をふくらます可能性がないとはいえない。仲介人同志の競争があり、あまり工賃を下げれば家内労働者が集まらないから、一般にはあまり不当なことはできにくい。が、家内労働者の無知や、その仲介人に依存する以外に就業の機会をえることができない家内労働者の弱みにつけ込む場合が全くないとはいえない。

以上に述べた営利を目的とする民間の仲介人に対して、地方公共団体などで、内職者のために無料で仲介業務を行っているものがある。これらについては、第五章において述べることにする。

第二章 家内労働存立の背景

第一節 家内労働への委託

軽工業や機械工業部門には中小企業が多いが、家内労働に委託するのはほとんどこれらの中小企業である。わが国の中小企業は周知の如くにせまい国内市場や不安定な外国市場ではげしい競争を行なっている。またかなりきびしい条件で操業している下請中小企業も多い。好景気にはそれでも懐のうるおうことがあるが、一度不況になれば、売上げは減り、資金繰りは窮迫する。親企業だけに頼っている下請中小企業の場合には親企業から注文を急に減らされたり、打ち切られたりすれば経営は一挙に危機に陥ることになる。

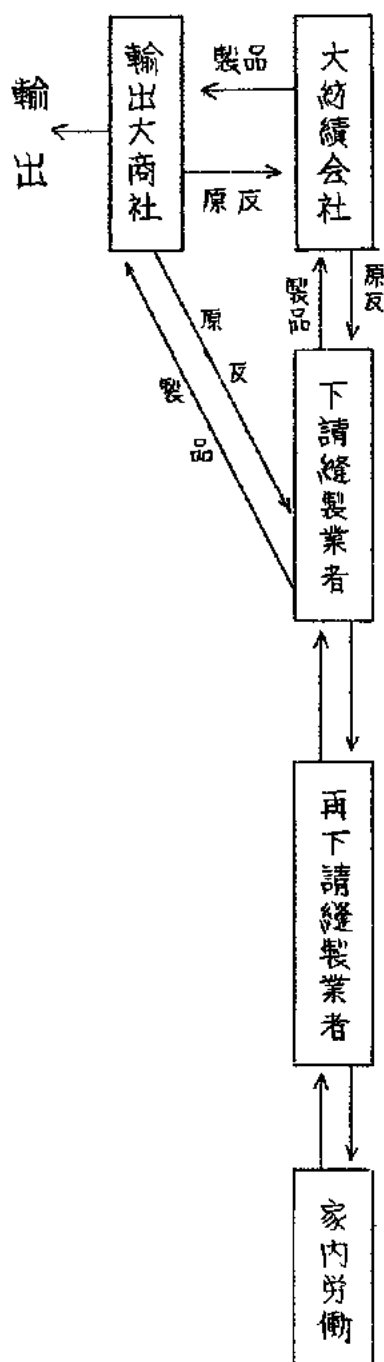
このように困難で、かつ不安定な条件のもとで経営を維持している中小企業は、生産費が安くついて、作業量の調節が可能な家内労働に委託することによつて、いくらかでもその負担を軽くすることに努めている。

大工場や大商社などが直接、家内労働に委託することはまれである。だが、大企業は中

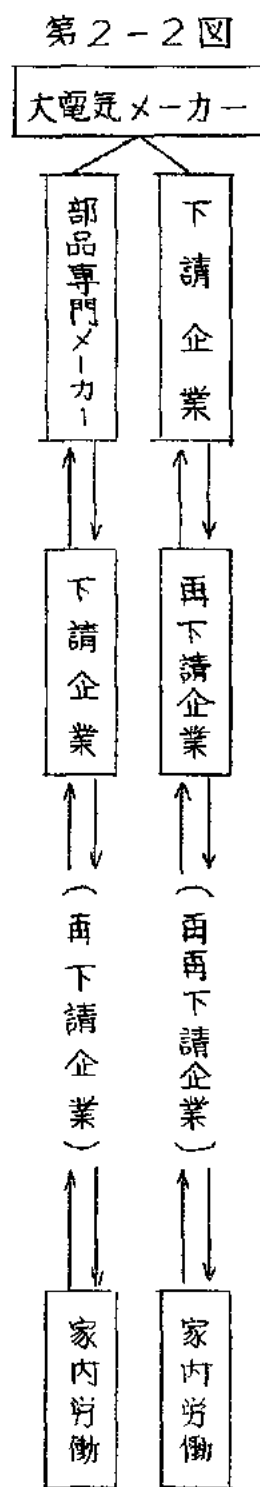
小企業を下請とし、その中小企業を通じて間接的に家内労働とつながりをもっている場合が多い。

たとえば輸出用ブラウス・シャツの生産機構をみると、一方、大紡績会社が、下請の縫製業者（中企業）に原反を供給して縫製加工を委託し、下請縫製業者の下には再下請を行なう縫製業者（小零細企業）があり、さらにその下に縫製家内労働者やボタン・ホック付けなどの手作業を行なう家内労働者が連らなっている。大紡績会社が輸出大商社に原反を売り渡し、輸出大商社がこれを下請縫製業者に委託し、さらに下請、家内労働と仕事の流れという経営もある。

第2-1図



また、テレビ、ラジオなどにつかわれるコンデンサー、抵抗器などの生産においては電気メーカーが、下請企業や部品専門メーカーに外注し、これらはさらに小零細企業にこまかい部品の製造加工を行なわせる。そしてその小零細企業は、はんだづけ、巻線などの簡単な作業をさらに家内労働に委託する。



何故このように家内労働に対して委託されるのであろうか。

まず、家内労働に委託した場合に支払う工賃と、雇用労働者の賃金とを比較してみよう。雇用労働者の賃金と家内労働者の工賃とを比較する場合、家内労働者については、作業時間の厳密な把握が困難で一時間当りの工賃が算出し難いこと、かりに算出したとしても雇用労働者と家内労働者では技能程度が異なること、雇用労働者についてはきまって支払

われる定期給与のほか、賞与など臨時に支払われるものがあることなどの理由から厳密な比較を行なうことは困難であるが、昭和三四年末の労働省労働基準局の調査により、専門的・家内労働六業種、内職的家内労働四業種について、一時間当りの家内労働者の工賃（純収入）と当該産業において家内労働者と同じまたは類似の作業に従事する雇用労働者の賃金へきまって支給する給与とを比べてみると、専門的・家内労働では富山の銅器、栃木の家具・建具のように、関連雇用労働者の賃金の方が高いもの、西陣織物、新潟の金属洋食器、大阪の刃物のように家内労働者の工賃の方が高いもの、広島のやすりのように、両者ほぼ同額のものなど、家内労働者の工賃は、関連雇用労働者の賃金にくらべ高い場合も、低い場合もあったが内職的家内労働では、長野の玩具用花火、和歌山の人造真珠糸通し、群馬の座繰生糸、千葉のマツチと四業種いずれも家内労働者の工賃は、関連雇用労働者の賃金よりも低くなっていた。このように多くの場合家内労働者の工賃が関連雇用労働者の賃金よりも低いことが家内労働に委託される大きな理由であろう。

なお、工賃だけについてみれば、家内労働に委託することが必ずしも有利とはいえない

場合があるとしても、家内労働にはそのほかにいろいろの利点があるため、結局、家内労働に委託する方が生産費が安くつくという関係がある。

すなわち、労務管理の費用と手数が節約できることがつぎにあげられる。家内労働者を利用すれば雇用労働者の場合のように直接労務管理を行なう必要はないし、雇用労働者の使用にともなう社会保険料、社宅、寄宿舎などの福利厚生施設費、通風、採光、暖房などの費用、その他労務管理のための出費を節約できる。さらに家内労働者には一般に労働組合がないから、労働争議をはじめ、いろいろな摩擦のおこる心配のないこともあろう。

また、家内労働に委託すれば季節的繁閑や景気変動に応じて委託量の調節が可能である。季節により需要の変動の大きい商品や景気循環の影響を敏感にうける産業などでは、最大の稼働人員を常時雇用しておくことは大変であるし、いったん雇用労働者として雇入した以上は、生産量の変動に応じて簡単に人員を減らすことは困難である。家内労働に委託すればこのような負担は回避でき、仕事が一暇になれば比較的容易に委託量を減らすことができる。またその際、機械設備は家内労働者のものであることが多いから、その維持費などを

考える必要もない。

また、家内労働に委託すれば、納期をある程度任意に決定できる。とくに輸出品は船積の期限があり、出荷の切迫した場合などに納期に間に合わせるよう注文することができ
る。

最後に、土地、建物、機械、設備などに投下する固定資本が少なくてすむことがあげられよう。

家内労働者に委託すれば、それだけ土地、建物、機械、設備などに固定化する資本が少なくてすみ、少額の資本で営業ができる。

つまり家内労働は、委託者にとって全体的経費の節約をもたらすものであり、そのかざりにおいて、雇用労働者と異なった役割を果している。しかし、このような委託者側の家内労働利用の有利性は、家内労働者にとっては、その労働条件が低く、かつ不安定にならざるをえないことを意味していることを忘れてはならない。また、委託者にとっても有利性と裏腹に家内労働の利用には大きな制約と問題がある。

第一に、家内労働では自宅で作業がなされる関係上、家に持ち込むことの困難な大型の機械設備や、操作に多人数を要する機械設備は使用できない。家内労働では手作業が主で機械設備を使用する場合でも、それは小型で簡単なものに限られる。さらに、製鉄業、非鉄金属製造業などでは家内労働が存在しないことを述べたが、このように巨大な設備を必要とする産業分野では家内労働の存在する余地はない。

第二に、家内労働においては、大量生産ないし流れ作業方式をとり得ない。工場では、大量生産化や流れ作業方式によって生産性を高めるとともに原材料、半製品、製品の運搬の回数と費用を節約できる。しかしながら、家内労働では採用できる技術および作業人員数などに制約があるため、これができない。このため、需要量が大きくて大量生産のさく製品については、家内労働の低い工賃をもってしても、低い生産性と高い運搬費をおさなうことができないことが多い。こういう場合は家内労働に委託すればかえって不利になる。

第三に、家内労働に委託するときは品質管理が困難であるため、一般に統一的な品質が期待できない。

また、家内労働の作業は、家内労働者の自由にゆだねられるため計画的な生産にそこを
きたすおそれがある。

このような家内労働利用の前提となる技術的条件などからみると、家内労働の有利性が
効果を発揮するのは主として軽工業部門である。ここでは、手作業を必要とする分野や、
または簡易な機械で足りるような作業工程が多数ある。またその製品の多くは個人の日常
生活に密着する消費財であり、同一製品でも使途や個人の好みに応じ、大きさ、形状、材
質、模様などに無数の種類があり、しかも流行の変遷によって絶えず変化がある。さらに
は、扇子、すだれのような夏の物とか、毛セーター、ジャンパーなど主として冬に使われ
る物とか、玩具とかクリスマス電球などのように、盆、正月、クリスマスなどに売り上げの
ふえる物など季節や時期によって需要量が激しく変動するため、大量生産の実現が困難で
あるものが多い。これらの理由からして軽工業部門に中小零細企業が集中し、また家内労
働を存在させている。

もつとも重化学工業部門でも、機械工業の一部には家内労働利用の条件はある。

機械器具は一般に多くの部品から構成されている。その部品の中には、さほど精密を要しない簡単な機械で作れるもの、あるいは手作業に依存する作業などがかなり多い。これらのものを安い家内労働に委託加工させている場合もかなりある。この例は

「モーター」小型モーターのコイル巻等

「テレビ・ラヂオ」部分品のコンデンサー、抵抗器、バーアンテナのコイル巻等

「カメラ」の部分品

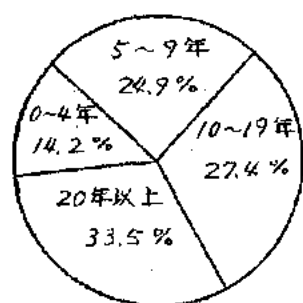
など各種の部分品の製造、加工等に具体的にみることができるといえる。

第二節 家内労働者の給源

前に述べたような理由から問屋や製造業者が家内労働に委託するのであるが、このような需要に応じて、どこから、どのようにして家内労働者が生まれるか、供給側の事情について述べてみよう。

家内労働者は固定化しているのではなく、絶えず流動し変化している。

第2-3図
西陣賃棧家内労働
者の経験年数



資料出所

京都労働基準局

「西陣賃棧業実態
調査」

(昭和36年)

西陣賃棧家内労働者数は昭和三六年において約五、〇〇〇世帯であるが、昭和二三年当時の調査においてもやはり約五、〇〇〇世帯と報ぜられており、ここ一〇年ほどの間にそれほど大きな変化はないから、一〇年の間に家内労働者の約四割が入れかわった計算になる。

毎年かなりの数の家内労働者が家内労働から離れるが、その一方新しく家内労働を始める者が後から後からと現われる。たとえば古くからの伝統をもち、比較的安定的とみられる西陣織物業の西陣地区の家内労働者について、家内労働を始めてからどの位たつかをみると、四年以下が一四%、五年以上一〇年未満が二五%であり、家内労働を始めてから一〇年にならない者が四割を占めている。

内職的家内労働者になるとその変動はもつと激しい。昭和三八年に東京都足立内職公共職業補導所が板橋区について行なった調査によると、内職をはじめてから二年にならないものが過半数を占めている。つまり二年すると内職者の顔ぶれが半数変ってしまう。実際に家内労働の調査を行なってみると二、三日前には袋貼りをしていたかと思うと今日は造花をやっており、そして二、三カ月後におとずれると内職はもうやっていないというようなことをよく経験する。

(注) 内職公共職業補導所では「内職」を

「主として製造業者、仲介人、授産施設および直接消費者等（以下「委託者」という。）から、作業に必要な機械器具、原料、材料等の全部または一部の提供をうけ（原料または材料の指定を受けた場合も含む）、自己の住居または自己の選んだ作業場で、単独に、または家族とともに製造または加工等をして、これを委託者に納入し、工賃を受ける労働をいう」

と定義している。

したがって、直接消費者から委託をうけるもの、未成人等が世帯主となっているものを含み、本報告書における「内職的家内労働」と若干異なるが、これらの者の占める比率はきわめて少ない。

このように内職者には家庭の事情や工賃の低さから内職をやめる者、より有利な他の内職を求めて移動する者などがある一方、より不利な内職から流入してくる者、あるいは新しく内職を始める者などが現われる。こういう現象が絶えず繰返されている。

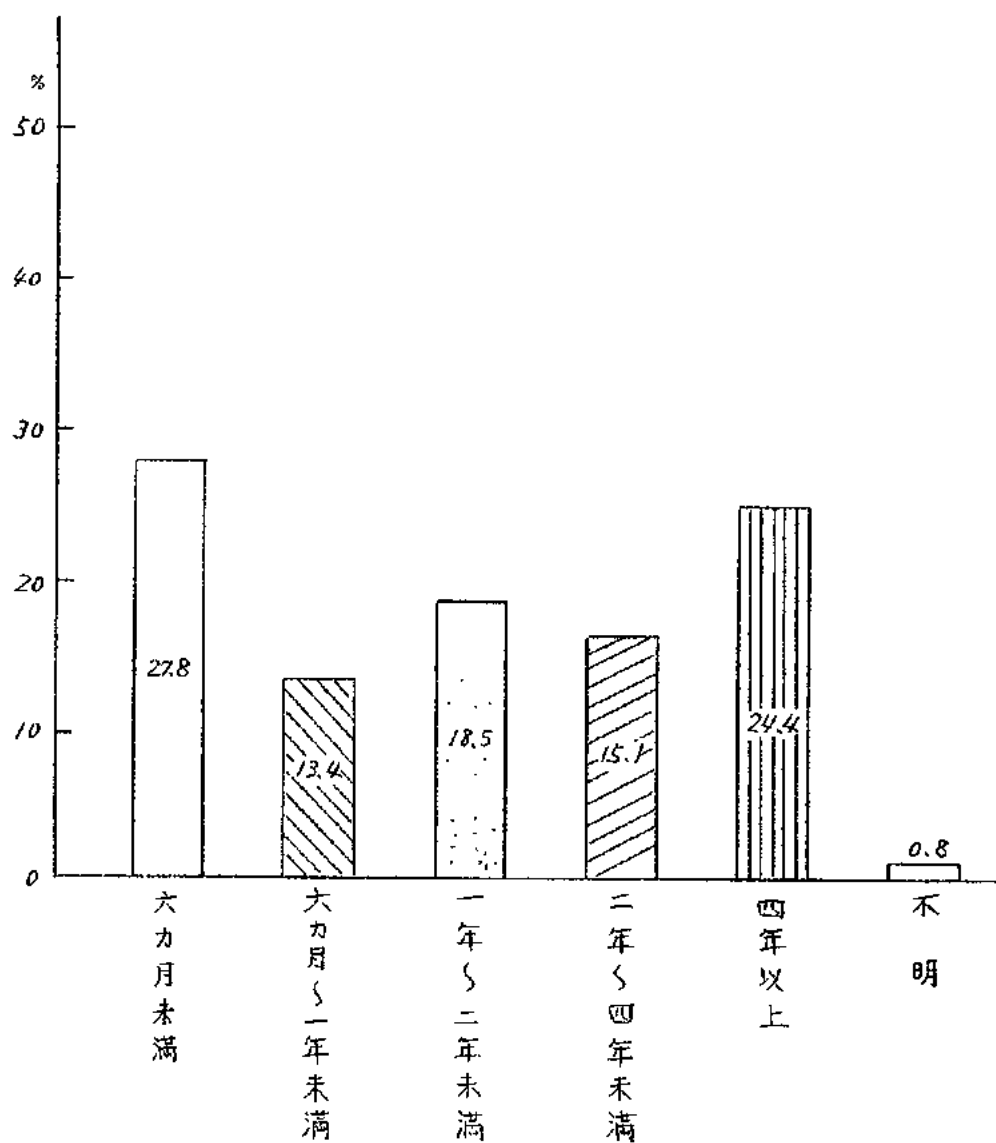
なぜ家内労働、とくに内職的家内労働の労働条件は低く、かつ不安定であるのに家内労働定望者はつぎつぎと現われるのであろうか。家内労働者の類型別にその給源を探ってみよう。

〔専業的家内労働者〕

まず専業的家内労働者について、その出身社会階層を調べてみよう。

埼玉県羽生地区被服製造業で、「ミシン縫製を行なっている専業的家内労働者のほとん

第2-4図 内職従事期間別内職者数



資料出所：足立内職公共職業補導所「家庭内職従事状況

実態調査」(昭和38年)

どは、羽生、行田地区の中小縫製工場の従業員であつたものが独立し、家族だけで縫製加工を始めたものである」(附「羽生の被服」)。

西陣織物で賃機を営む專業的家内労働者についてみると、事業場に雇用労働者として勤めていたものが、技術を覚えて独立する場合が多く「機屋に徒弟として一定の年期を勤め上げた者に対して、事業主が二、三台の織機を買い与え、あるいはその買入札資金を貸すなどして一戸を構えさせ、時には嫁を世話するなどして賃機業を始めさせる」(祖父の代から賃機を営んでおり、子供がそれを継ぐ」というような例もみられる。(附「西陣織物」)。

広島県安芸市仁方のやすりの專業的家内労働者は、「ほとんどが賃労働者としてやすり工場で働いた経験を持ち、それが一定の年齢になると独立し、一応もとの工場と専属的關係をもちながら、部品工程の賃加工を始めたものである」(輸出中小工業の經濟構造)。

東京のヘップサンダル加工の專業的家内労働者には、「以前は鼻緒の下職(下請)をやつていたが、鼻緒の仕事がなくなったのでヘップサンダルにかわつたものや、町工場につめていたが、工場がつぶれたのでヘップサンダルに転業したものなど」他に適当な就職

口がないのでやむを得ずこの仕事に従事している』という者が多い。」（附「東京のヘツパサングル」）。

滋賀県高島郡の扇骨加工の專業的家内労働者には、「従来は農家で副業的に扇骨加工の家内労働をやっていたが、これが完全に農業をやめてこの仕事に専念するようになったものと、以前は工場や商店に勤めていたが退職したり失業したため、この仕事を始めたものが多い。」（附「高島の扇骨」）。

岐阜の提灯では「年期明けの労働者が家に帰り、家内労働者として委託加工を行ない、あるいは足の障害や老令でほかに仕事のない者などが、火袋貼りの家内労働に従事するようになった。」（「昭和三四年労働省労働基準局家内労働実態調査」）。

以上の実例から推察できるように、專業的家内労働者には、

- ① 中小企業に勤めていたものが、一定期間勤めた後、技術に自信をもち、当該業界の事情に精通したことなどを契機として、あるいは結婚などを機会に退職して家内労働を始める。

- ② 父または祖父の代から家内労働をやっており、子弟がその仕事を引き継ぐ。
- ③ 身体障害者、長期療養者、未亡人、失業者などがやむを得ず家内労働を行なう。
などのケースがみられる。

専門的・家内労働をはじめる者の多くが、中小企業労働者からの転入者であるという事実
は、中小企業の労働条件と切り離して考えることができない。

若年労働者の賃金とくに初任給は、大企業も中小企業もあまり変りがなく、最近では求人
難の深刻化によりむしろ中小企業の方が僅かながら高い傾向もみられるが、大企業では、
いわゆる年功序列により年令勤続とともに賃金が高まるのに対し、中小企業では賃金の伸
びが緩慢であるため、その差は年令勤続が高まるにつれて大きくなる。四〇〜五〇才頃にな
ると、労働の内容や質のちがいもあるが中小企業の賃金は大企業の六割ないし半分にな
ってしまう。したがって中小企業に労働者としてとどまるかぎり、賃金は低く、ふえる見
込みもない。

ところが、家内労働者になれば、労働基準法による労働時間の制約がなく、また、家族

総掛りで働けるから収入はいくらかふえるであろう。しかも運が向けば、労働者を何人か雇入れ、企業経営者としていくらかでも案に暮らせるようになるかもしれない。とすれば、中小企業の労働者の中から家内労働を始めようとする者がでてきてもあながち不思議ではない。

専業的家内労働者の子弟が家業をつぐ事情も基本的には右に述べた中小企業の労働者の場合と変りがない。労働条件のよい大企業の雇用吸収力は限られている。就職可能な中小企業の労働条件は前述のようによくない。したがって家業をつぐ方がまだしも有利だということになる。このほか、家業に投下された資本や習い覚えた技術を無駄にしないため、また自分が勤めにでると残った家族だけでは、作業の能率が落ちるとか、祖父伝来の技術に誇りを感ずるとかいろいろの理由で家業をつぐ者もある。

身体障害者、長期療養者、未成人、失業者などになると問題はさらに切実である。最近「求人難」ということがさかんにいわれているが、それは若年労働者のことであって、四〇以上の中高年令層の就職難は依然として緩和されていない。運よく就職できても、労

働条件が悪いことが多い。扶養家族をかかえているものはとくに就業の緊急度が高く、切実である。こういう状態にある人々が、不安の念を持ちながらも、生活のために家内労働を始めるのである。

〔内職的家内労働者〕

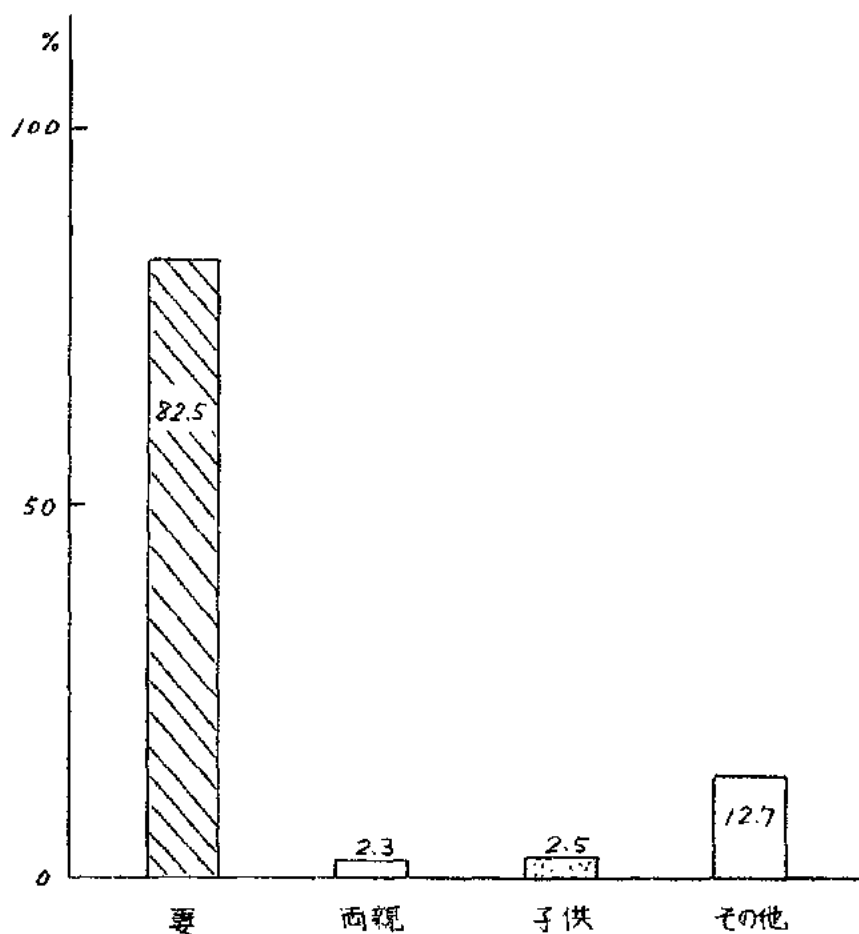
内職者は、主として家庭の主婦で、そのほか老人が多い。

これらの内職者の世帯は、一般的には所得の低い世帯が多く、昭和三九年に東京都労働局が二三区について行なった調査によれば、内職に従事している世帯は非従事世帯に比較して所得の低い層の割合が多い。また内職非希望世帯の一月平均収入は、五二、六二九円、希望世帯の一月平均収入は、四五、九一〇円であるのに対して、内職従事世帯のそれは、三七、八七四円となっている。

内職従事者の収入を昭和三八年に内職公共職業補導所が行なった内職従事者調査によって地域別にみると、第二十七回のとおり地域別に差があり、東京、名古屋においては、月収三〇、〇〇〇円以上の世帯が七割以上をしめているが、盛岡、福島においては半数以下で

第2-5図

世帯における地位別内職従事者数

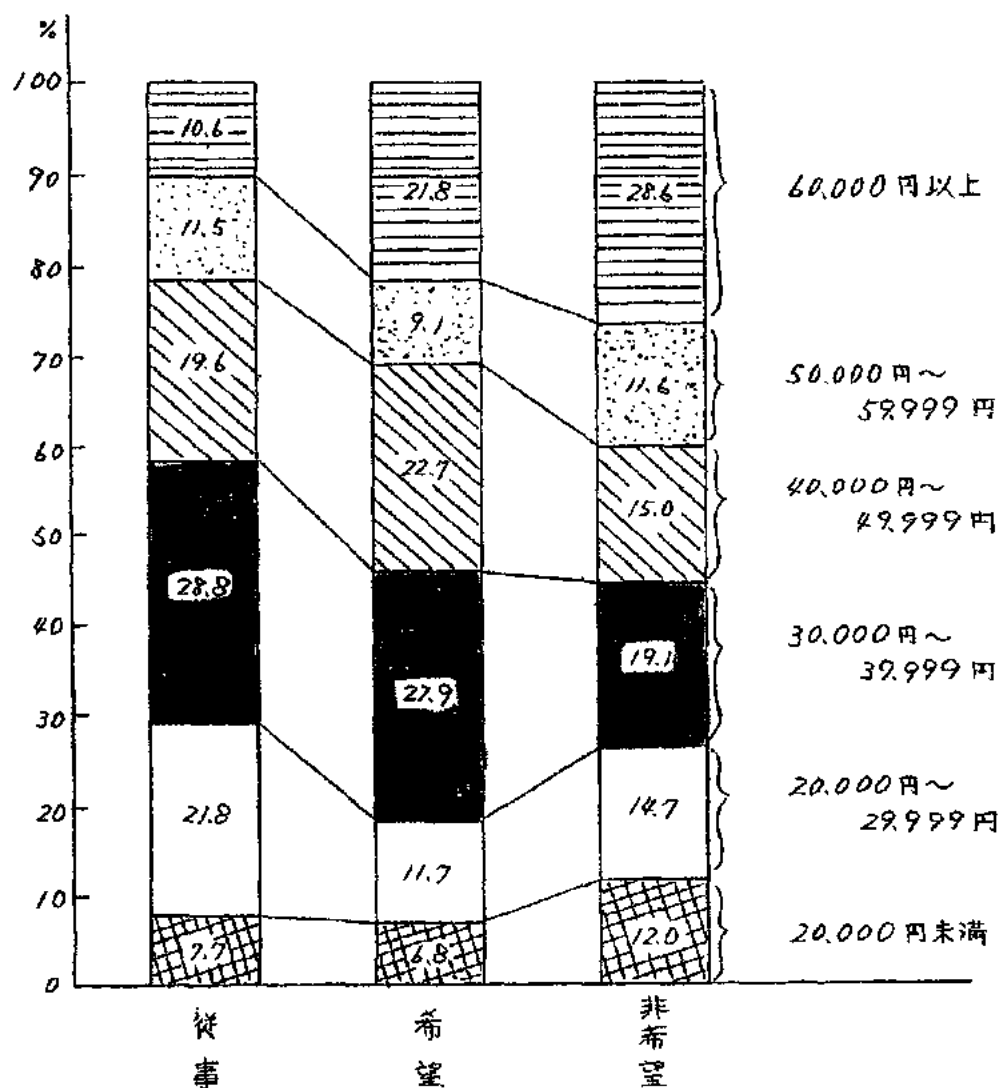


あり、また平均収入をみても大都市と地方都市で一〇、〇〇〇円以上の差がある。

資料出所：東京都労働局「東京都家内労働従事者実態調査」（昭和39年）

第2-6図

収入階層別内職従事、非従事状況



資料出所： 東京都労働局「東京都家内労働従事者

実態調査」(昭和39年)

第2-1表

内職従事希望、非希望
世帯別 / カ月平均収入

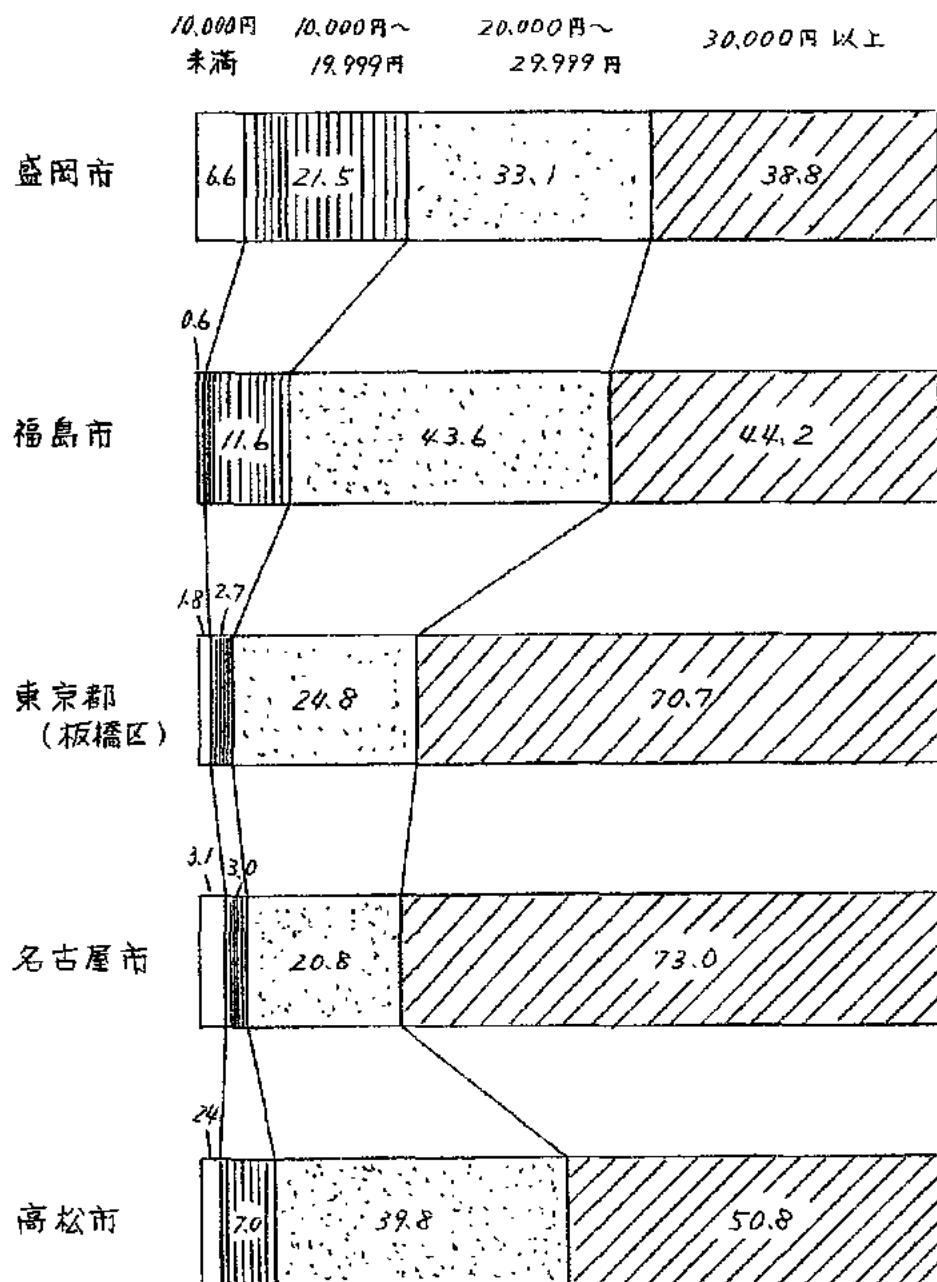
世帯別	カ月平均収入
従事世帯	37,874 ^円
希望世帯	45,910
非希望世帯	51,629

資料出所：東京都労務
局「東京都
家内労務従
事者実態調
査」
(昭和39年)

また、内職を行なっている世帯の職業を足立内職公共職業補導所が昭和三八年板橋区について行なった調査によつてみると、内職従事世帯は、内職非従事世帯に比べ世帯主の職業が労務者である世帯が多く、商人や職人の世帯が少なくなっている。

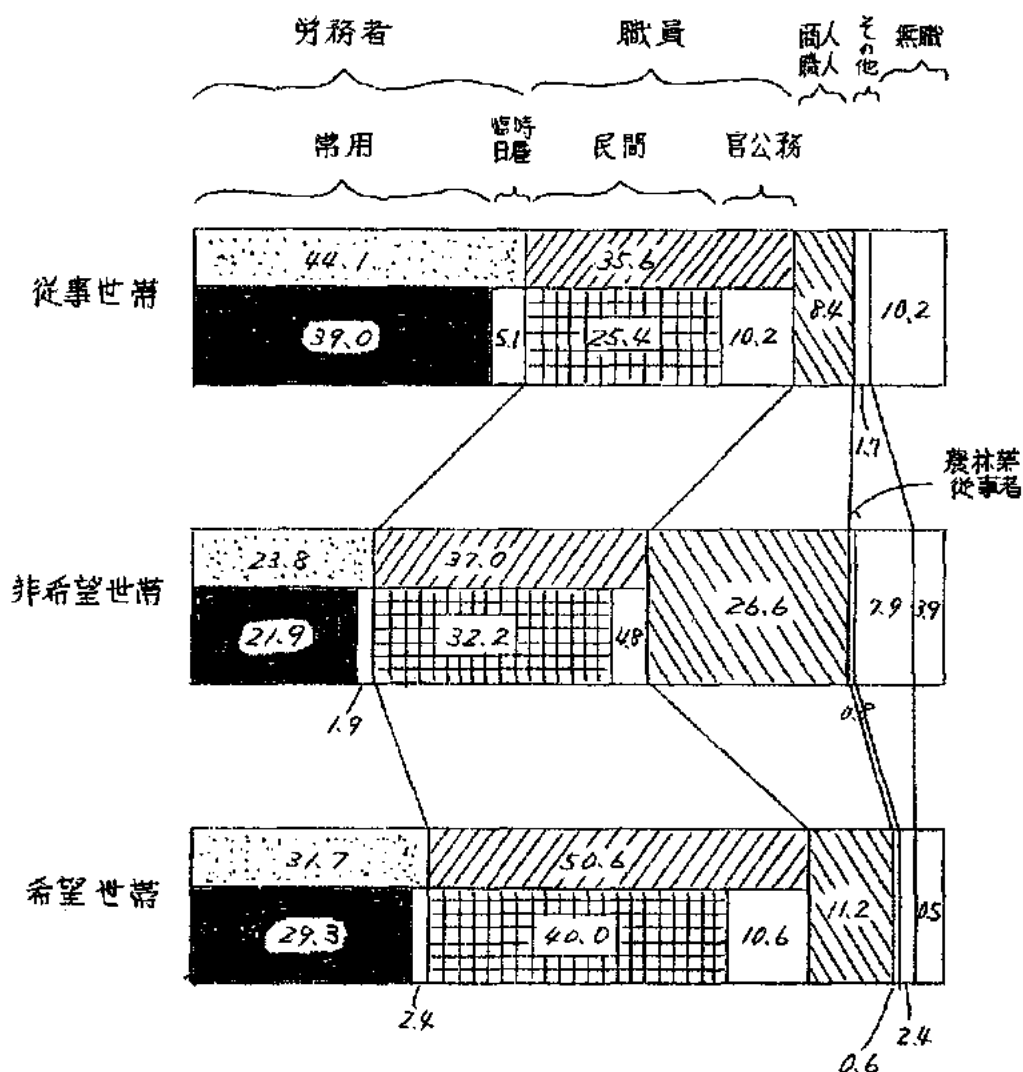
このように、内職は勤労世帯を中心に比較的所得の低い世帯で行なわれている。内職者に内職している理由を直接きいても、内職者は世間体に対する考慮などから、必ずしも自分の考えをそのとおり述べるとはかぎらないが、後掲の足立内職公共職業補導所が、板橋区について行なった調査によれば、内職をはじめた理由として「収入がない」「家計の不

第2-7図 地域別世帯収入階層別内職者数



資料出所：内職公共職業補導所「昭和38年内職従事者調査」

第2-8図 内職從事・非從事別世帯主職業別内職者數

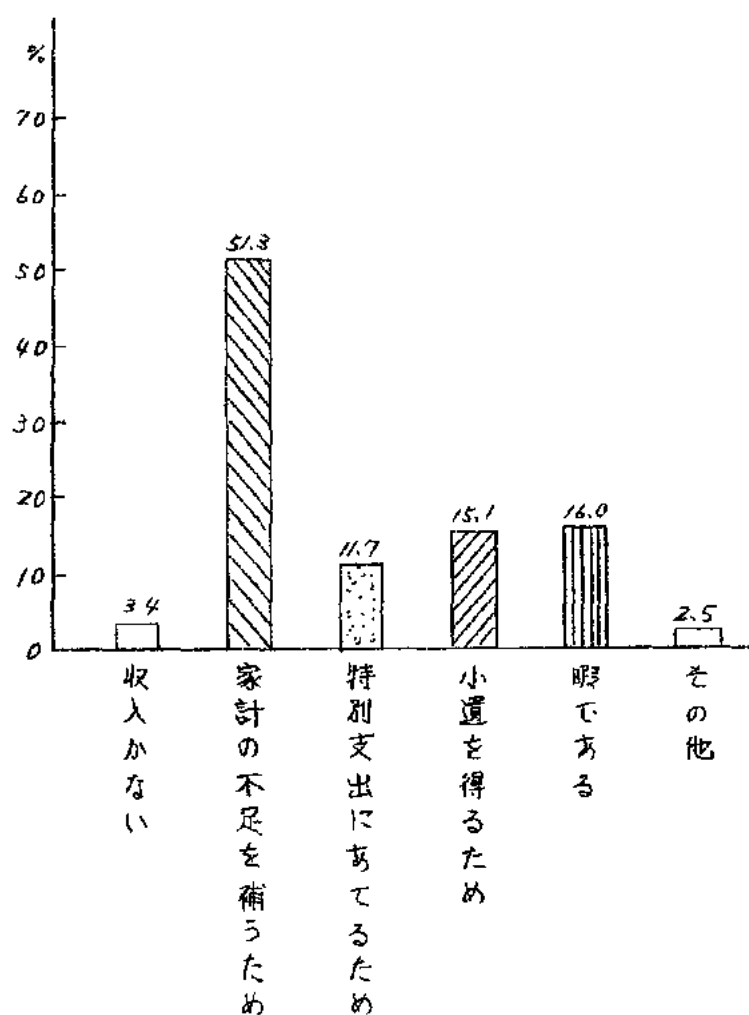


資料出所：足立内職公共職業補導所「家庭内職從事

状況実態調査Ⅰ（昭和38年）

第2-9図

内職従事理由別内職者数



足を補うため」と述べた者が五四七%に及んでいる。また「特別支出にあてるため」「小遣を得るため」と収入不足に原因があると思われる理由をあげているものが二六・八%を占めており、両者を合すると八割以上が収入の不足を内職の理由としてあげている。

資料出所： 足立内職公共職業補導所「家庭
内職従事状況実態調査」(昭和38年)

世帯主の勤め先収入だけでは家計支出をまかなうことができない場合、あるいは不時の疾病災害、退職後の生活などにそなえて何がしかの貯蓄を欲する場合、その生活内容を最近の一般的生活水準の向上に見合うところまで高めたいと願う場合など、収入の不足をおぎなうために、家族の有業化が進められる。ある者は雇用労働者として勤めに出るであろう。しかし、主婦がかりに勤めに出ようと思つても、主婦に提供される職場は、概して不安定で労働条件の低いものが多く、大企業の常用労働者など安定的で労働条件のよい職場にはなかなか就業できない現実がある。また主婦の多くは炊事や育児などの家事のため家庭を離れて外に出ることは非常な困難がともなう。そこで家事を放てきして勤めにでるよりは、工賃は安くとも家にいて内職をした方がよい。あるいはそれよりほかに方法がないということになる。

ところが収入の不足がもっと著しくなると、単に内職を行うだけではなく、雇用労働者になる者もあるという事実がある。とくに最近では若年労働力の不足、機械化にとまなう単純労働分野の拡大から中高年女子に対する雇用需要も次第に拡大し、著しく所得水準

第2-2表
勤労世帯の主婦の有業率 (%)

妻の職業 世帯主の月収	計	雇用 労働者	内取 その他
平均	16.0	10.5	5.5
～ 10 ^{千円}	38.9	26.6	12.3
10～15 ^{千円}	27.0	19.0	8.0
15～20 ^{千円}	22.8	16.2	6.6
20～25 ^{千円}	16.8	10.1	6.7
25～30 ^{千円}	10.2	6.0	4.2
30 ^{千円} ～	6.2	3.8	2.4

資料出所：昭和34年総理府「全国消費実態調査」特別集計

の低いものは、たとえ家事を犠牲にしても雇用労働者になる傾向がみられる。反面、所得水準の比較的高い層の主婦などが家事の合理化にとまなう余暇の増大、より高い生活水準への欲求、内職に対する意識の変化などから内職を希望する傾向があらわれてきている。

内職的・家内労働の供給が、収入の不足する階層の主婦で、その目的が家計の補助であることに基本的なわりはないが、家計補助の内容が次第に変化してきつつあることは、今後の家内労働を考える場合、注目しなければならないであろう。

〔副業的・家内労働者〕

前述したように勤労世帯のほか農家の主婦などでも内職者がかなりいるが、季節に影響

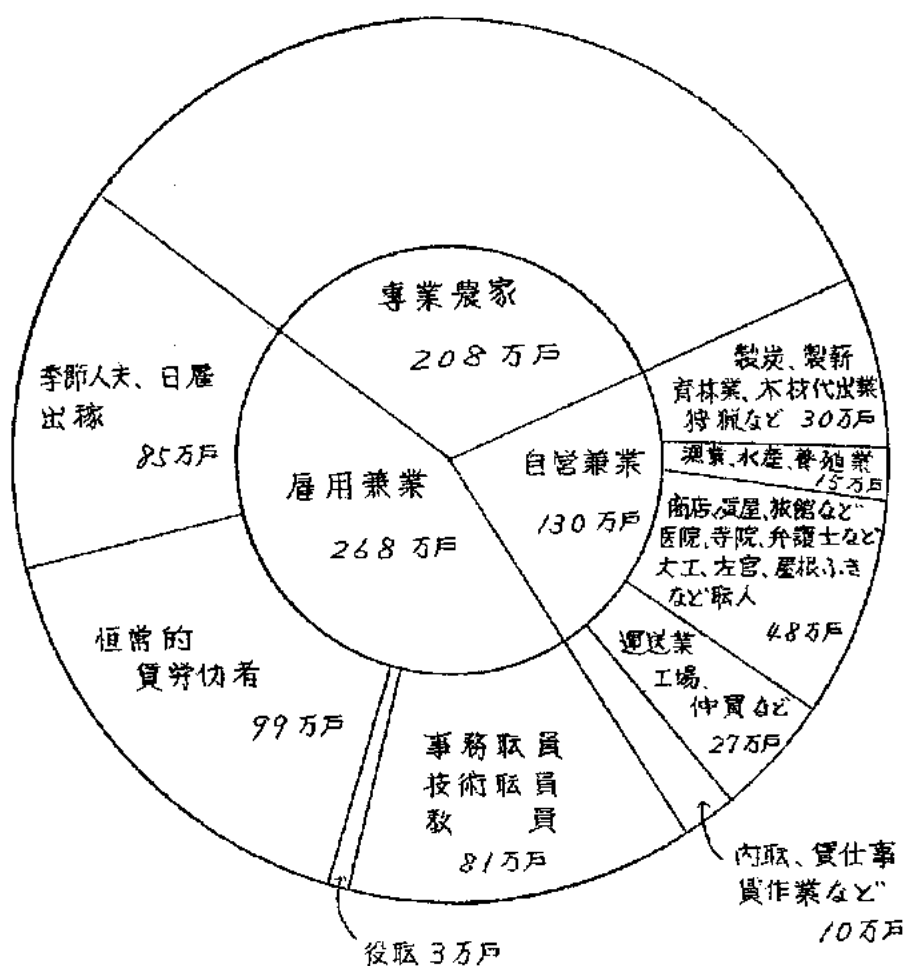
さるる農業の特殊性から農閑期には農家の主婦のみならず世帯主まで家内労働に従事することがある。これが副業的家内労働の代表的な形態である。

昭和三八年現在、わが国には約五八二万戸の農家があるが、その規模は零細で、耕作面積一町歩未満のものが約七割を占め、四割弱のものは五反歩未満の耕地を持つに過ぎない。したがって大部分の農家が農業以外に何らかの兼業を行なっており、兼業農家は約四四四万戸、全農家の七六％に達している。

兼業農家のうちわけを第三八次農林省統計表によつてみると、昭和三六年当時約四〇〇万戸であつた兼業農家のうち季節人夫、出稼、日雇、工員、事務職員など雇用労働を主たる兼業としているいわゆる「雇用兼業農家」は二七〇万戸で、兼業農家の七割を占めている。雇用労働以外の職業を主たる兼業とする「自営兼業農家」は一三〇万戸で、そのうち製炭、製薪、育林、商店、漁業水産などを主たる兼業としている農家が約九〇万戸、工場、運送業、内職、賃仕事などを兼業しているものが約四〇万戸ある。

第2-10図

専業、兼業別農家数



資料出所：農林省「第38次農林省統計表（昭和36年）」

こうしてみると農家の兼業の主体は雇用兼業であることがわかるが、労働力の質の面から誰でもが雇用労働者になれるわけではなく、また地域によって雇用労働者として勤めようと思つても適当な勤め口のないような場合には、家内労働は農家にとって重要な役割をもってくる。たとえば、山間の平均耕地が三反未満の零細農家ばかりのある地域では、山間とはいいいながらも戦時中の濫伐のたたりで林業関係の仕事が乏しく、また最寄りの都市までバスで一時間半もかかり、とくに冬期は雪にとざされるため勤めに出ることが困難であるということとで長く苦しんでいた。そこで一〇年程前にさる大会社に依頼し、部落のほとんどがその会社の材料部品加工の家内労働を始め、今ではこのほうが主たる収入となりつつあるという事例もある。

第三章 家内労働の実態

第一節 家内労働者の分布状況

(一) 家内労働者数および委託者数

労働省労働基準局では、昭和三三年末に、どの地域のどの業種にどれだけ家内労働者や委託者が存在しているか、その実態はどうなっているか、概況の把握を試み、ついで三四年末にはこの業種を送んで、工賃、労働時間、作業環境などについてさらにくわしく調査した。三七年末に再び家内労働者の概数について調査を行ない、さらに四〇年六月末に、ほぼ同じ程度の調査を実施して家内労働者の概数の把握につとめるとともに経済成長にともなう家内労働にどのような変化が生じているかを調べた。また、この間、特定一二業種について継続的に実態と問題点を探っている。

これらの調査の際、調査員は非常な困難を経験したといわれる。

家内労働は各自の家庭の中で孤立分散して行なわれており、浮動的で、その存在がつかぬ難い。しかも家内労働者の形態は専業、内職、副業とさまざま複雑である。そのうえ家内労働者自身が世間態が悪くというような考えから家内労働に就事していることをかくしたがる傾向が強い。家内労働者のなかには生活保護を受けている者があるが、そのなかには家内労働による収入がはつきりすると生活保護を減額されるのではないかと懸念し、さらには税金に関係するのではないかというような理由から家内労働をやっていることを世人には知らせまいとする。また、学校から帰った子供が夕食までの間、ちょっと手伝ったり、年寄りが明るいうちだけ作業をするなど、内職を誰が何時間やったかは、やっている当の世帯ですらよくわからないという。

一方、委託者についても零細企業で帳簿が整っていないことが多いことに、仲介人を通じて委託している場合は、自分の所の仕事を一体何人の家内労働者がやっているかわからないことが多い。仲介人の所までききにいかなくても、仲介人も自分と直接交渉している相手を知っているにすぎず、家内労働者だと思っていた相手がさらにその下に委託し

て仲介人を兼ねている場合もある。このように問屋、製造業者から最末端の家内労働者に至る機構は、数段にわたる仲介組織が存在していたり、家内労働者と仲介人を兼ねるものがあつたり、複雑な迷路のように錯綜していることが少なくない。さらに委託者については、経営上の理由から家内労働に委託していることをかくしたがる場合もある。こういった事情は、そのまま家内労働問題のむずかしさと複雑さを示している。いずるにしろこうした事情があるため、調査に基づいて家内労働の実状をとらえるには限界があることは否めないであろう。

四〇年六月末の労働省労働基準局の調査によつて、把握された家内労働者数は約八四万人で、この数字はわづわづの実態よりも少ないように思われる。しかし、家内労働の概況を全国的にみたものは、これ以外に適當な資料がないので、以下この調査結果を中心とし、部分的に得られた資料で補足しつつ、わが国家内労働の概況を述べよう。

八四万人の家内労働者を、さきに述べた類型別にみると

専業的家内労働者	約 一二万人 (一四%)
内職的家内労働者	約 六七万人 (八〇%)
副業的家内労働者	約 五万人 (六%)

となっており、内職的家内労働者が最も多い。

家内労働者の性別構成は、男子一割弱、女子九割強となっていて、女子が圧倒的に多い。女子の多いことは内職的家内労働者が多いという事実と照合している。

一方、家内労働者に委託する問屋・製造業者は、約五七、〇〇〇事業所、仲介人は約九、〇〇〇人（いずれも昭和四〇年六月末）となっている。

(二) 家内労働者の都道府県別分布

この家内労働者は全国いたるところに分布している。とくに東京、大阪、兵庫、愛知、

京都など大都会に多く、東京は二〇万三千人（全国の二四％）、大阪八万六千人（全一〇％）、兵庫六万人（全七％）、愛知五万二千人（全六％）、京都四万六千人（全五％）の順となっている。

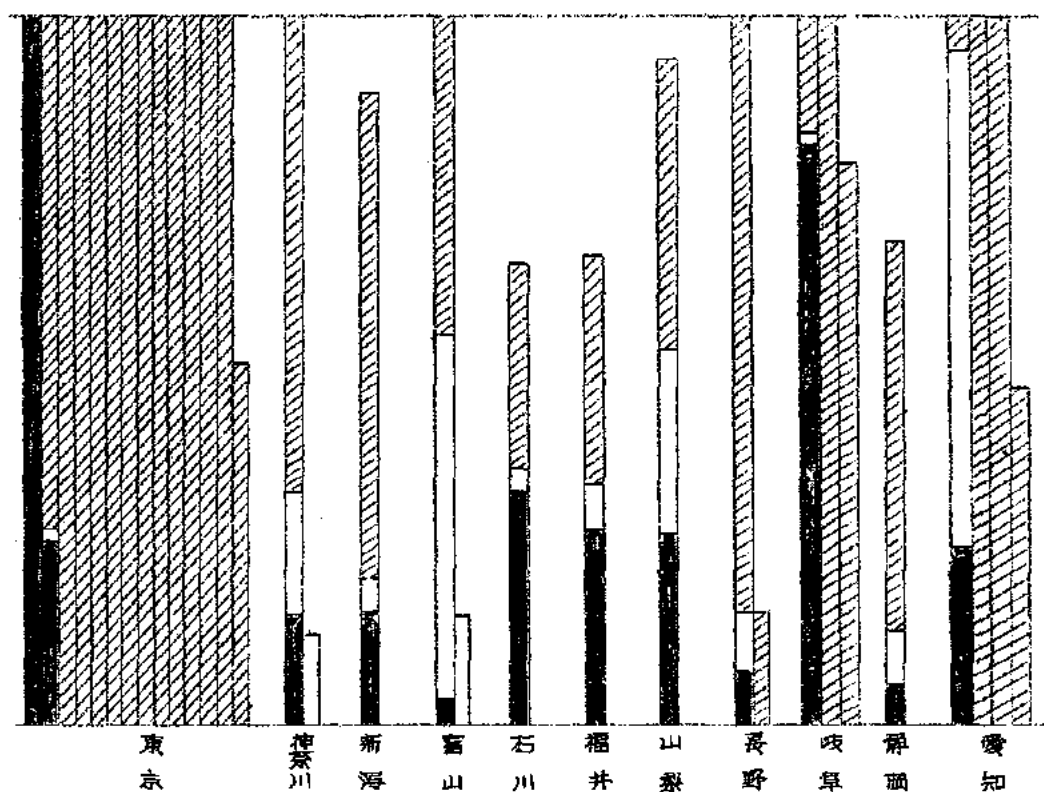
これらの地域にはもちろん就業者も集中しているが、就業者の集中度は家内労働者の集中度よりも低い。すなわち、東京都の場合でみると全国の家内労働者の約四分の一が東京に集中しているのに、就業者は、全国の就業者の一割が集中しているにすぎず、大都会では、家内労働者の絶対数が多いだけでなく、就業者に対する割合でみても、家内労働者が多いことをうかがうことができる。

第3-1表 都道府県別家内労働者数および就業者数

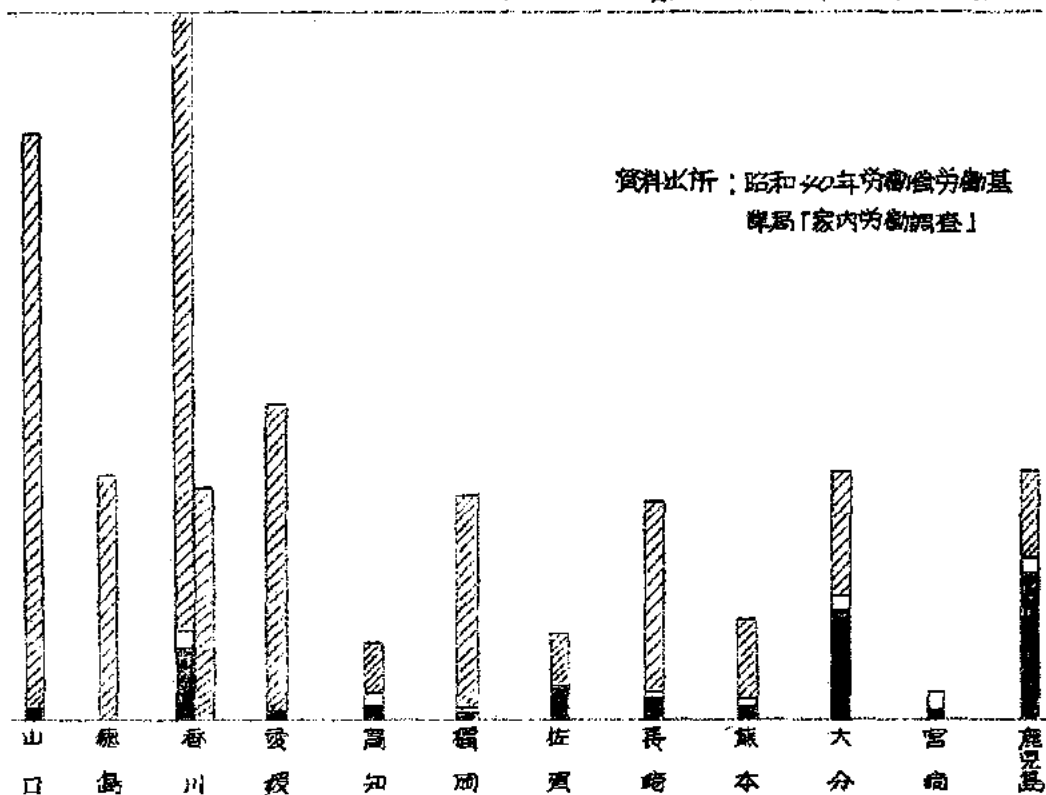
	家内労働者数					就業者
	実数	比率 (全国=100)	専業	内職	副業	
1 北海道	1,905	0.2	282		30	2,126
2 青森	260	0.0	60	200	—	622
3 岩手	1,885	0.2	—	1,829	56	666
4 宮城	1,490	0.2	—	1,490	—	727
5 秋田	2,110	0.3	319	1,721	70	571
6 山形	2,530	0.3	5	2,182	343	597
7 福島	10,280	1.2	716	9,364	200	891
8 茨城	6,422	0.8	315	5,895	212	915
9 栃木	10,226	1.2	1,338	6,298	2,590	687
10 群馬	20,971	2.5	1,701	18,188	1,082	758
11 埼玉	13,191	1.6	2,167	10,912	112	1,193
12 千葉	12,433	1.5	256	12,027	150	1,123
13 東京	202,720	24.0	19,025	183,455	240	4,488
14 神奈川	17,075	2.0	2,472	11,970	2,633	1,643
15 新潟	13,408	1.6	2,600	10,224	584	1,141
16 富山	17,403	2.1	605	9,111	7,617	500
17 石川	9,914	1.2	5,126	4,389	399	472
18 福井	9,997	1.2	4,212	4,806	919	369
19 山梨	14,143	1.7	4,127	6,135	3,881	352
20 長野	17,644	2.1	1,224	15,001	1,449	993
21 岐阜	41,921	5.0	12,319	29,387	215	794
22 静岡	10,352	1.2	937	8,301	1,114	1,302
23 愛知	52,242	6.2	3,776	37,966	10,500	2,182

24	三 重	10,915	1.3	1,288	8,865	762	712
25	滋 賀	4,346	0.5	142	2,134	2,070	420
26	京 都	45,810	5.4	32,065	13,423	332	909
27	大 阪	85,970	10.2	7,240	78,120	610	2,579
28	兵 庫	59,910	7.1	1,225	58,565	120	1,801
29	奈 良	8,446	1.0	2,450	4,991	1,005	337
30	和 歌 山	7,626	0.9	1,208	6,238	180	439
31	鳥 取	5,818	0.7	150	5,668	—	277
32	島 根	4,204	0.5	462	3,598	144	409
33	岡 山	37,415	4.4	890	34,120	2,405	807
34	広 島	12,161	1.4	1,544	6,292	4,325	1,016
35	山 口	12,500	1.5	189	12,311	—	698
36	徳 島	5,095	0.6	—	5,095	—	368
37	香 川	19,867	2.4	1,626	17,951	290	428
38	愛 媛	6,776	0.8	160	6,614	2	626
39	高 知	1,697	0.2	315	1,182	200	389
40	福 岡	4,843	0.6	97	4,682	64	1,577
41	佐 賀	1,896	0.2	671	1,211	14	380
42	長 崎	4,564	0.5	344	4,120	100	669
43	熊 本	2,094	0.2	170	1,658	266	757
44	大 分	5,264	0.6	2,290	2,674	300	528
45	宮 崎	488	0.1	97	391	—	495
46	鹿 児 島	5,238	0.6	2,989	1,914	335	861
	合 計	843,465	100.0	121,264	674,261	47,940	42,654

資料出所：家内労働者数は昭和40年労働省労働基準局「家内労働調査」
 就業者数は昭和37年総理府「就業構造基本調査」



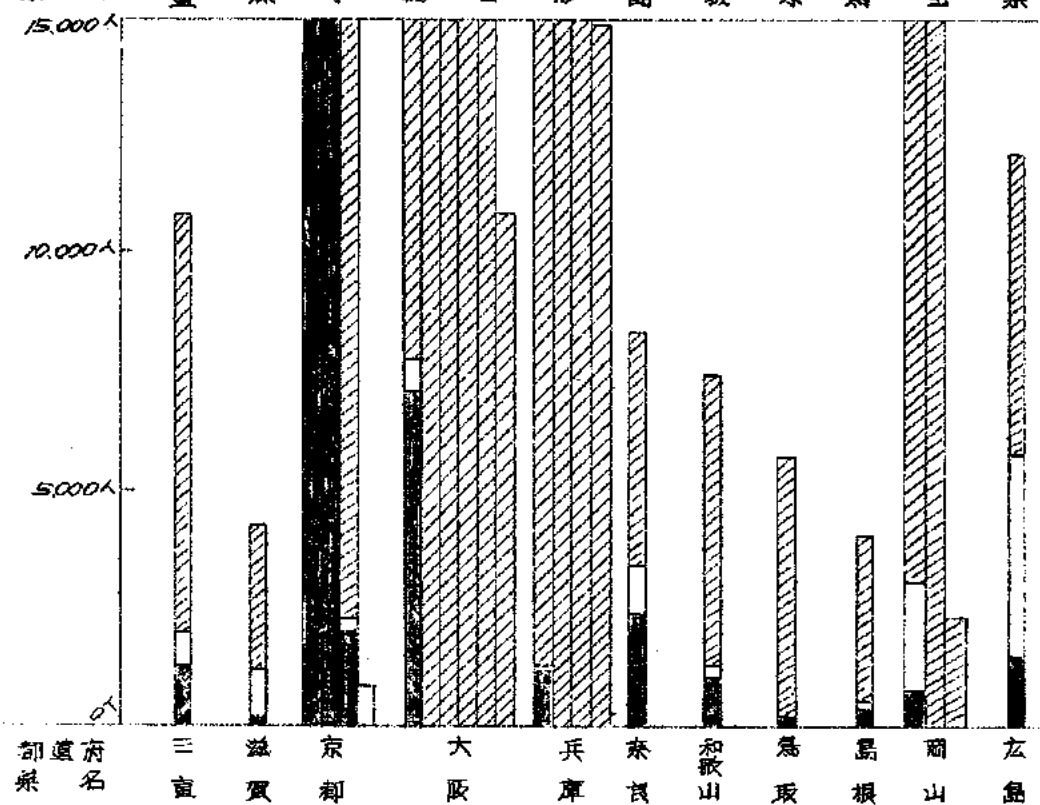
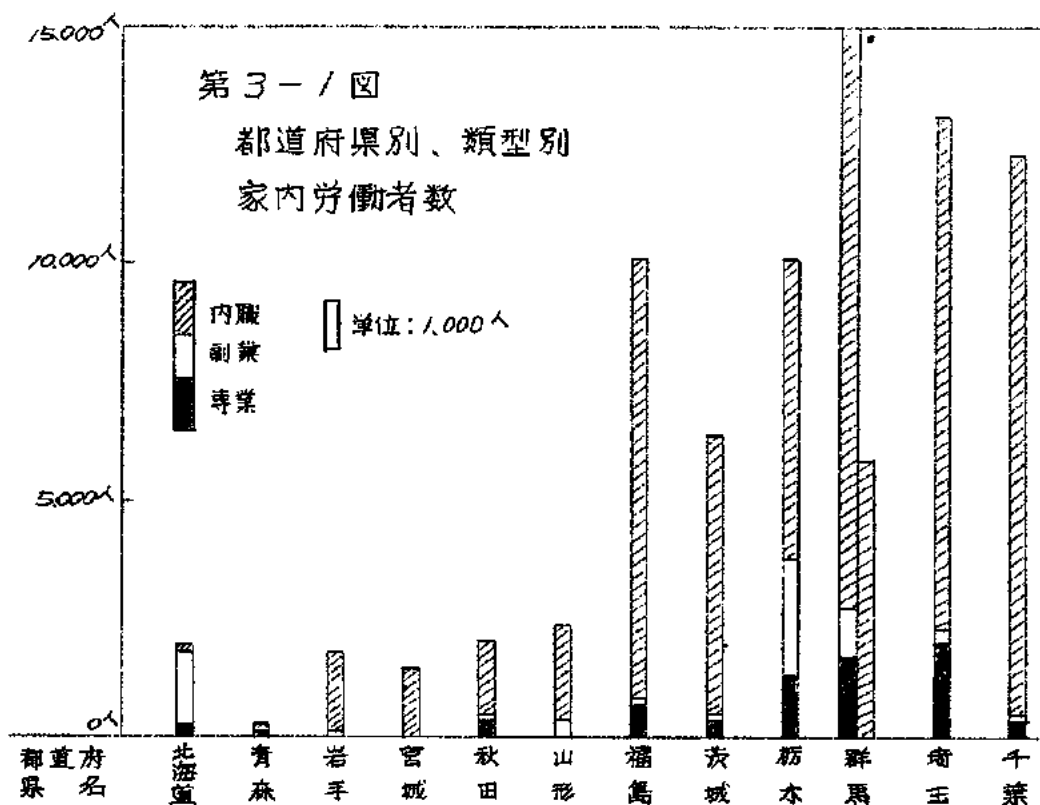
資料出所：昭和40年労働省労働基
 礎局「家内労働調査」



第3-1図

都道府県別、類型別

家内労働者数



なお、これまでに就いた労働省労働基準局の調査は委託者の方から家内労働者数を把握する方法によるものであるが、家内労働者数をとらえる方法としては各世帯について家内労働者の有無を調べる方法もある。この方法によっても、家内労働者数はなかなか正確に把握することはできず、また、家内労働者の比率は地域によって非常に差があり、最近のものについてはきわめて部分的な調査しかないが、三八年に内職公共職業補導所が実施した調査のうち、盛岡市、福島市（一部）、東京都板橋区、名古屋市及び高松市における内職従事世帯数（未亡人などの専業的）家内労働および直接消費差から委託をうけるものを含む）についてみると、盛岡市では四・三%、福島市（一部）では一四・四%、東京都板橋区では一・四%、名古屋市では一〇・〇%、高松市では一四・三%になっている。

(三) 家内労働者の産業別分布

家内労働者はどの産業にどのような比重で分布しているであろうか、

製造業は重化学工業（機械、鉄鋼、非鉄金属、化学、石油製品など）と軽工業（繊維、下軽工業部門という）の二部門に大きく分けることができるが、家内労働者の割合は六分へ一万人が軽工業部門に属している。

軽工業部門のなかで家内労働者の多いのは繊維工業と雑貨工業である。全家内労働者の五割三分（四四万人）が繊維工業に、二割八分（二三万人）が雑貨工業に集まっている。すなわち全家内労働者の八割がこの両産業に集中しているわけである。

第3-2表 産業別家内労働者数および就業者数

産 業		家内労働者	就 業 者
計		843 ^{千人}	10,239 ^{千人}
軽 工 業 そ の 他	食料品たばこ製造業	4	949
	鐵 維 工 業	443	1,743
	木材、木製品家具製造業	24	804
	パルプ紙、紙加工品製造業	71	338
	出版、印刷同関連産業	15	447
	金属製品製造業	10	706
	窯業、土石製品製造業	7	469
	その他の製造業 (雑貨工業等)	233	591
小 計		807	6,047
重 化 学 工 業	鉄 鋼 製 造 業	0	531
	非鉄金属製造業	0	157
	化 学 工 業	15	739
	機 械 工 業	21	2,764
	電気機械器具製造業	12.7	921
	輸送用機械器具製造業	0.3	773
	医療理化学光學機械器 具時計製造業	6	234
	機械・武器製造業	2	836
小 計		36	4,191

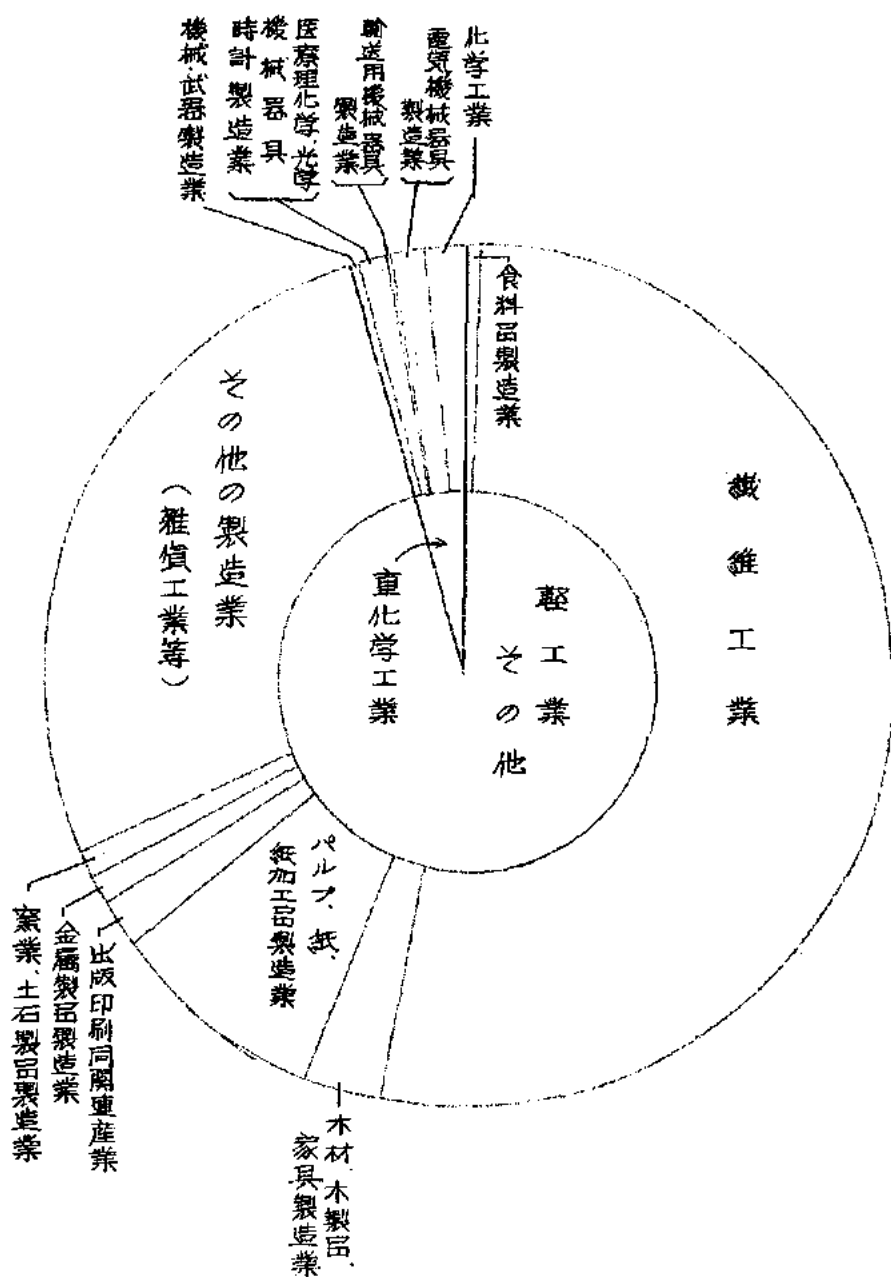
資料出所：家内労働者数は昭和40年労働省労働基準局「家内労働調査」

就業者数は昭和37年総理府「就業構造基本調査」

注：1. 重化学工業は国民所得倍増計画の分類による。

2. 鐵維工業には衣服その他の鐵維製品製造業を、化学工業には石油、石炭、ゴム製品製造業を、その他の製造業には皮革同製品製造業をこれに含める。

第3-2図 産業別家内労働者数



資料出所：注ともに第3-2表に同じ。

纖維工業には、製糸業、紡績業、織物業、メリヤス製造業、綢緞製造業、外衣製造業、下着製造業、帽子製造業などの業種があり、各業種はさらに製品の種類によっていくつにも分かれているが、各業種、各製品を通じて家内労働者は広く存在している。纖維工業で家内労働者が全く存在しないというのは、製糸業中の機械生糸および紡績業中の綿紡績、化学纖維紡績、麻紡績など若干で、家内労働者の存在しないのが例外に属するといつても過言ではない。

また、雑貨工業には、貴金屬製品製造業、楽器製造業、玩具、スポーツ用品製造業、ペン・ペンシルその他の事務用品製造業、装身具、裝飾品、ボタン関連製品製造業、漆器製造業、他に分類されない製造業（麦藁帽、畳、藁工品、マツタ、煙火、洋傘、和傘、うちわ、扇子、提灯等）など文字通り雑多な業種、製品が含まれているが、楽器製造業中のピアノやオルガンなど若干のものを除けばほとんどの業種、製品において家内労働者の存在がみられる。

このように纖維工業と雑貨工業に家内労働者が際立って多いが、この両産業以外でも

木製品製造業、紙、紙加工品製造業、窯業、土石製品製造業など軽工業部門の他の産業も家内労働は広く分布している。

軽工業部門にたいし、重化学工業部門には家内労働者の四割が分布しているに過ぎず、とくに、鉄鋼業、非鉄金属製造業、化学工業には家内労働者はほとんど存在しない。

ただ機械工業部門になるとこゝで、〇〇〇人の家内労働者がいる。すなわち、テレビ、ラジオ、ミシン、オートバイ、自動車、船舶用ディーゼルエンジンなどでは部品の一部が家内労働に委託されている。この部門の家内労働者の数は繊維工業などに比較すれば少なく、またその全就業者中に占める比率も高くない。だが、テレビ、ディーゼルエンジンなど近代工業を代表するような機械産業のなかにも家内労働者が存在するということは注目される。

家内労働が、わが国製造業において占める比重をみると、家内労働者は製造業全就業者のおおむね八割（昭和三七年）と推定される。しかしながら、産業によっては家内労働に依存する比重がきわめて高いものもある。家内労働は軽工業部門に集中しているが、軽工業部門の全就業者に占める家内労働者の比率は約一三割と推定され、そのなかでも繊維工業では約二五割、雑貨工業等では約四一割と軽工業平均よりさらに比重が高くなっている。

第三―三表は現在実施中の最低賃金推進計画において、最低賃金の重点対象業種と存っているものについて家内労働者数と中小企業雇用労働者数をみたものである。これによって産業をさらに細分してみると、さきにも述べたように、家内労働者の把握が困難であるため、産業を比較はできないが、そのような把握もあることが考えられるにわがかわらずネクタイ、スカーフ、玩具など産業によっては家内労働者数が中小企業雇用労働者数を上まわっているものもある。

このように、家内労働者は軽工業部門に大量に分布しているが、軽工業製品はほとんど消費財であるから、家内労働は消費生活と密接な関係があるといえよう。

第3-3表 最低賃金受対象業種別家内労働者数

業 種		家 内 労 働 者 数 ¹⁾			中小企業 雇用労働者数 ²⁾
		計	男	女	
製 造 業 計		487,003 ^人	50,974 ^人	436,029 ^人	2,010,019 ^人
食	小 計	238	5	233	70,245
料	缶 詰	148	—	148	64,051
品	水産豚畜食料品	90	5	85	6,194
織 維 工 業	小 計	212,198	27,477	184,721	671,968
	製 糸	45	—	45	20,611
	雑 紡 績	3,836	1,116	2,720	16,700
	襪 糸	10,359	4,129	6,230	42,348
	綿 スフ織物	9,703	1,925	7,778	154,852
	絹 人絹織物	59,428	12,612	46,816	135,777
	毛 織 物	1,560	650	910	67,977
	麻 織 物	270	—	270	3,508
	メ リ ャ ス	107,517	2,460	105,057	112,274
	染色整理	15,970	3,705	12,265	87,575
	細幅織物	100	—	100	11,184
	敷 物 類	297	—	297	13,951
	そ の 他	3,113	880	2,233	5,211

業 種		家 内 勞 働 者 数 ¹⁾			中 小 企 業 ²⁾ 雇 用 勞 働 者 数
		計	男	女	
織 維 製 品	小 計	165,586	10,060	155,526	192,663
	外衣・下着	144,690	8,553	136,137	188,787
	ネクタイ・スカート等	20,896	1,507	19,389	3,876
家 具 建 具	小 計	1,153	577	576	106,076
	家 具	1,153	577	576	106,076
印 刷 ・ 製 本	小 計	3,662	203	3,459	219,832
	印 刷	25	—	25	195,041
	製 本 等	3,637	203	3,434	24,791
化 学	小 計	85	—	85	12,322
	そ の 他	85	—	85	12,322
窯 業 土 石 製 品	小 計	5,308	1,853	3,455	92,315
	陶 磁 器 等	5,303	1,853	3,450	87,852
	そ の 他	5	—	5	4,463
金 属 機 械 ・ 機 器	鉄 小 計	350	300	50	88,222
	銅 鑄 物	350	300	50	88,222
	非鉄金属 小 計	19	5	14	28,163
	非鉄金属 非鉄金属 鑄 物	19	5	14	28,163
	金 小 計	5,782	3,729	2,053	14,753
	洋食器刃物	5,782	3,729	2,053	14,753

金 属 機 械 等	電 気 機 器	小 計	9,958	482	9,476	238,796
		重電機	70	—	70	58,174
		軽電機	9,888	482	9,406	180,622
	輸 送 用 機 器	小 計	318	115	203	185,123
		自動車部品	230	115	115	158,557
		自動車リヤカー 部品	88	—	88	26,566
	精 密 機 器	小 計	4,040	6	4,034	5,693
		時計同部品	4,040	6	4,034	5,693
	そ の 他 の 製 品	小 計	78,306	6,162	72,144	84,348
		玩具	22,715	2,111	20,604	11,980
		装身具類	7,288	29	7,259	4,497
		ファスター・スナップ	4,445	35	4,410	5,663
		漆 器	3,307	1,650	1,657	6,383
		マ ッ 子	2,520	31	2,489	8,049
		洋傘同部品	8,850	391	8,459	7,742
		そ の 他	29,181	1,915	27,266	40,034

資料出所： 1) 家内労働者数は昭和40年労働省労働基準局「家内労働調査」による。

2) 中小企業雇用労働者数は、家内労働に関係ある業種について昭和39年末における実態を事業所統計調査、雇用事業報告等既存資料により把握したものである。

家内労働者は、約九割までが女子労働者で、産業別にみると、繊維、雑貨など輕工業部門にほとんどが分布していると述べたが、これはひとりわが国だけにみられる傾向ではない。

家内労働については諸外國においても資料が乏しく、一九四八年のILOの「工業的家内労働についての報告」が現在入手せらる最も新しい資料であるが、それによれば、アメリカ、フランスにはそれぞれ約一〇〇万人、スイスには約七〇、〇〇〇人、スウェーデンは約一六、三〇〇人、ノルウェーは二〇、五〇〇人の家内労働者がいると報告されている。なお、これらの国はいずれも、このほかに着しい数の報告されない家内労働者が存在していることをみており、家内労働について把握が困難であるのは、諸外國においてもわが国と同様である。これらの家内労働者は主として衣服（肌着を含む）、手編衣服、針仕事及び刺繍、レースへとくにベルギー、フランス、造花及び羽根、紡織（へとくにベルギー、フランス、アイルランド、イタリー及びイギリス）、長靴及び短靴、リボン及びゴムテープへとくにフランス）、提袋類、低廉な宝石、双物、時計（へとくにスイス）

ならびに釣針（とくにノルウェー）の製造に従事していて、わが国同様に繊維、雑貨等の重工業部門に存在するものが大部分である。また、家内労働者の七〇〜九〇％までが婦人であると推定され、とくに衣服、裁縫及びレース工業に婦人が多いと報告されている。

(四) 輸出産業と家内労働

以上、家内労働がどのような産業分野に存在するかをみたが、生産過程の一部が家内労働によっている製品（以下便宜家内労働製品という）の多くが、外国に大量に輸出されていることも見逃すことはできない。

綿布、絹、絹織物、ブラウス、下着、ヒーター、手袋、スカーフなどの繊維製品、玩具、人造真珠、造花などの雑貨、金属洋食器、ラジオ、テレビ、ミシンなどの金属製品や機械器具等等、その生産に家内労働が重要な役割を果している製品がわが国の輸出に占めるウエイトは大きい。

わが国輸出の商目別構成をみると、繊維、雑貨は従来輸出に中心的な地位を占め、軽工業品の工業製品輸出額に対する割合は、昭和三〇年当時約六六％となっていた。家内労働者は、軽工業部門に多く分布していることを前に述べたが、軽工業品がわが国輸出に占める割合が大きかったことは、とりもなおさず、家内労働が輸出に大きな関連をもっていたことを意味している。最近、機械機器の輸出が伸び、重化学工業品の占める割合が高まってきているが、軽工業品はなお、わが国の輸出に重要な役割を果たしている。また、重化学工業品でも、ラジオ、テレビ、通信機器など電気機械器具についてはその生産に家内労働者が関与しており、家内労働者が輸出に果たす役割は依然大である。一例を示せば、アメリカ婦人に愛好されるというスカーフは横浜港から船積されるが、その生産過程にはさまざまな形で家内労働者が関与している。福島県伊達郡川俣町は、スカーフの原材料である軽目羽・二重の産地であるが、その地域の織物生産の最も末端に家内労働者が連なっている。織物を織る場合、経糸を箆と綜統に通す仕事がある。これを通綜とよぶが、この仕事は多くの場合この町の主婦や年より達に依存している。

このようにして、川俣地区で得られた羽二重は、神奈川に送られ、ここで染色され、裁断されるが、その仕上げの工程にまた、家内労働が重要な役割を果たしている。スカーフの縁を手で、あるいはミシンで巻いて仕上げるのが家内労働の仕事であるが、手縫は機械文明に飽きたアメリカ婦人にとくに好まれているというところがある。この地区には、前に述べたように「お店」と呼ばれる問屋があり、その下に何段階かの仲介組織があつて、その末端に、約一〇、〇〇〇人〜一五、〇〇〇人の家内労働者が存在している。

このように輸出される製品が最終的に出ま上るまでいろいろな段階で、いろいろな工程に家内労働が関係しているのは、スカーフにかぎったことではない。生産量の約八〇％が輸出されている金属玩具も、プレス、組立の工程に家内労働者が働いている。研磨工程の大部分を家内労働に依存している金属洋食器は約八〇％が輸出されている。

わがわがの日常生活に用いている日用品で家内労働に関係しているものが予想外に多いのと同様、輸出においても家内労働の手を経て生じている製品が案外多い。なかには、これはと思うような近代的製品が、家内労働の手にかかっていることがある。

ところで、これらの輸出製品については、相手国の輸入制限や競争国の出現などで種問題を提起しているものが多いことは考慮しておかねばならない。

対米輸出を例にとってみよう。有名なードルブラウスをはじめとして、綿布、絹、絹織物、スカーフ、金属洋食器などは、日本からの輸出が自国の業者に着るしい打撃を与えるとして、アメリカにおいて問題とされている。スカーフについては「可燃性織物法」が制定され、実質的に日本からの輸出が制限されることになったし、綿製品の輸出は常に数量規制の対象となっている。金属洋食器もアメリカの関税法によって規制される。この業界では自主的に輸出数量の規制を行なっている。

また強力な競争相手国の出現で影響をうけているものもある。とくに造花は香港、台湾等の後進国製品の進出により生産は激減している。

従来、日本からの輸出は、質のよい欧州製品に対し、質よりもむしろ値段の安い安値で市場に進出していたのであるが、最近では後進国の進出が著るしく、値段の面で日本は不利な立場に立たされ、製品の高級品化がいま業界に強く要請されている。

このような業種の動向は、その業種の家内労働に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

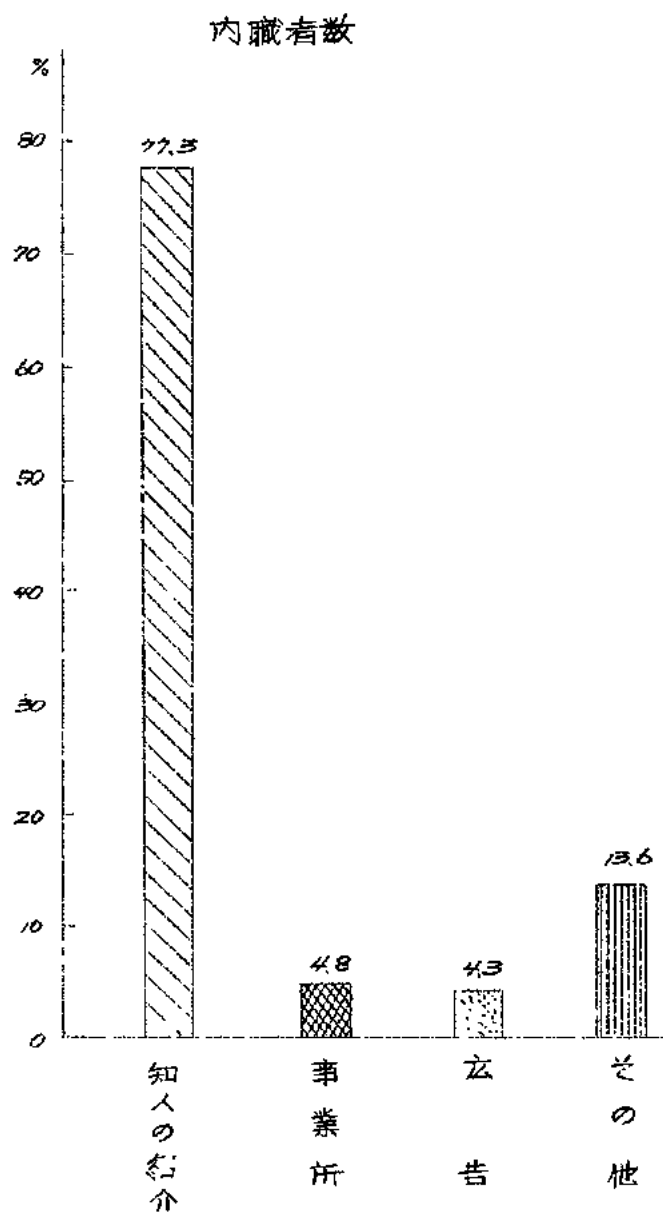
第二節 労働条件の実態

(一) 委託関係

(1) 委託関係の成立

街角の電柱や塀に「有利な内職あります。〇〇洋服店」とか、「内職者求む。××工場」などと貼紙してあるのをよくみかける。内職希望者はこの貼紙をみて委託者を訪ねたり、また友人や知人から委託者を紹介してもらったりする例が多い。東京都労働局の調査によると、仕事を得た方法は内職者の八割近くが「知人の紹介」によっている。内職公共職業補導所などに内職あつせんを依頼するものもある。一方内職者を求めようとする委託者は、前記の貼紙などによって内職希望者がやってくるのを待つだけでなく、人づてに「〇〇さんでは内職をしたい」といっているというところ

第3-3図 仕事を得た方法別



とを聞けば、委託者の方から出かけて行って勧誘したりもする。
 専業的家内労働者に見られる例としては、奈良県の靴下編立のように、勤めている工場から編機の貸与または払下げをうけてその工場の下請家内労働者になる場合もある。

資料出所：東京都労働局「東京都家内労働従事者実態調査」
 （昭和39年）

なお、右にみてきたのは一般の場合であるが、景気やその他の事情で委託者と家内労働者の立場が微妙にかわつてくるのは注目される。すなわち、不況期や閑散期になつて仕事不足すると家内労働者は委託者を廻つて、委託してくるよう頼みこむ。反対に好況期や繁忙期には委託者の方から家内労働者をさがし求め、ときには家内労働者の「引き抜き」という現象が生ずるようである。

以上のような、さまざまな契機から委託が行なわれることになる。

委託はその時一回かぎりのこともあるが、大抵は以後反覆継続して行なわれる。しかし委託する製品の規格、種類などはその都度異なることも多い。

(2) 補助原材料の支給、運搬、機械器具の貸与

委託の際、主な原材料は委託者から支給されるが、補助原材料については専断的家内労働者の場合は家内労働者持ちの場合がかなり見受けられる。内職的家内労働では補助原材料を含め全原材料が支給される場合が多い。

なお、特殊な例であるが、香川の人造真珠では委託者は家内労働者に入造真珠の原

料のガラスを、代価をとってわたし、でき上った製品を家内労働者より買い上げるといふ売買形式をとっている。このような売買形式による委託は、秋田の漆器、棒細工、石川、福井の絹人絹織物、京都の丹後縮緬、山形の絹人絹織物（郡内棧業）などにおいてもときに行なわれることがある。

ところで委託者が支給する原材料は、委託者が家内労働者の家まで配達するとは限らず、家内労働者が委託者のところにとりにゆく場合も相当に多い。出来上った製品についても、委託者が集荷する場合と家内労働者に運ばせる場合とがある。家内労働者が希望すれば委託者が運搬するが、その場合には家内労働者が運搬する場合にくらべ工賃をやや低くきめるといふ方式をとる委託者もある。このようにどちらが運搬するかという問題は工賃のきめ方ともからんでいゝわけである。

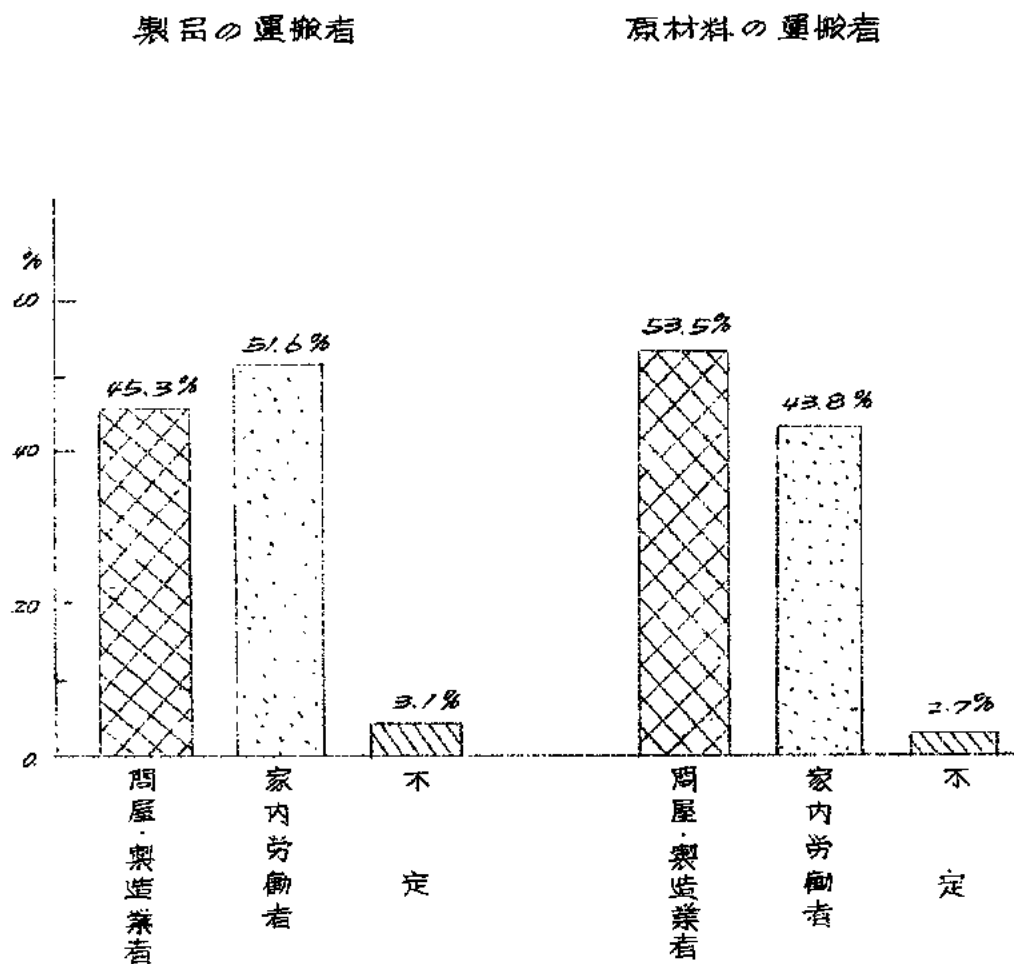
またこの運搬の仕方は仕事の繁閑とも関係がある。繁忙期には委託者が原材料を家内労働者に配達し早く仕上げるように督促し、製品ができ上るや否や奪い去るようになっておつてゆくのに、閑散期になると委託者は進んでは運搬せず、やむなく家内労働

者が仕事を貰いに委託者のところに行くというような傾向がみられる。

家内労働では機械器具を使用しないか、使用しても一般に簡単なものが多い。被服のボタン付け、縫製、レレウ、造花などの内職では鉄、針、ミシン、ピンセットなど各家庭で一般に使われているようなものがそのまま使用されている。しかし銅器の研磨、靴下の編立、織物、やすりの目立、鍛造などの専業的家内労働ではバフレース盤、メリヤス編立機、織機、目立機、鍛造機など一台数万円あるいは数十万円もする複雑な機械が使用されるものも多い。

このような機械器具は大体家内労働者持ちとされている。しかし業種、委託者によつては質とまたは支給するものがあり、同一業種でもある委託者は支給せず家内労働者持ちとしているのに別の委託者は支給するというようにその取扱いは画一的でない。

第3-4図 製品、原材料の運搬者別問屋・製造業者数



資料出所：昭和33年労働省労働基準局「家内労働実態調査」

栃木の絹人絹織物、京都の面陣着尺織物、長野の造花、秋田の漆器、岐阜の双物、大阪のメリヤスなどでは、委託者が賃賃料をとって必要な機械器具を家内労働者に貸すという例もみられる。長崎の人造真珠の委託者のなかには家内労働者に人造真珠原玉製造用機械をあっせん販売しているものがある。

さらに新潟の金属洋食器の研磨では、「賃レース屋」といって賃賃料をとる目的で作業場を建て内却を細かく仕切ってそれなりにレース盤を据え、家内労働者に貸す、といういわば貸アパートまがいの変わった例もある。

(3) 委託条件の明示

委託という経済行為をのぐって委託者と家内労働者との間にいろいろな権利、義務の関係（委託関係）ができるが、委託の円滑な実施のためには、それが明確に示されていることが望ましい。

一般に、委託者は家内労働者に対して、まず最初の委託の際に、原材料、製品の運搬、引き渡し方法、保管上の注意、場所、期日、現金か手形かなど工賃の支払方法、

納期遅延の際の処置、不良品ができた場合の取扱いなどその後の委託に「共通する条件」について、また、委託する都度、その製品の様式、納期、工賃単価など「個有の条件」について、指示または説明する必要がある。

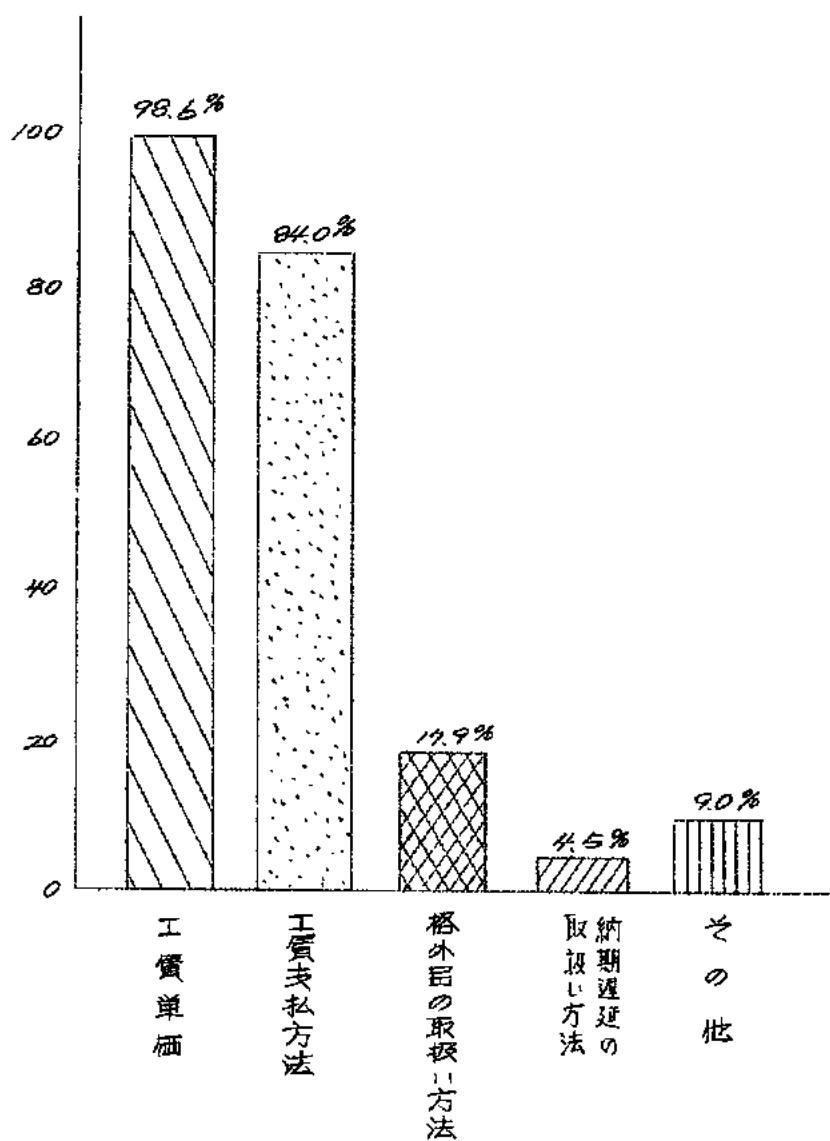
事実、近代的経営感覚を身につけた委託者はこれらの一般のおよび個別的條件を家内労働者に詳細に指示説明している。口頭で指示、説明しただけでは後で不明確になるおそれがあるというので、主要な條件を伝票に記載して家内労働者に渡したり、家内労働者に手帳を支給し、委託、納品の都度、数量、工賃などを記入するようにしている委託者もいる。

しかし、すべての委託者が委託に当り、口頭ないし伝票、手帳によって常に各条件を詳細に家内労働者に示しているとはかぎらない。

製品の数量、様式など作業の遂行に直接関連する事項は必ず示され、工賃単価や工賃支払方法についてもほとんどの明示されているが、納期遅延や格外品の取扱いなどについては示されない場合も多い。このため家内労働者は実際に問題がおきてからはじ

第3-5図 明示する委託条件別問屋・

製造業者数



資料出所：昭和34年労働省労働基準局「家内

労働実態調査」

めて賠償金をとられたり製品を買収取らされることを知ってあわてるといふ例もある。

家内労働者にとって最も肝心な工賃単価については、さすがに委託の際ほとんど明示されている。しかし、まれに委託者から工賃単価を知らされずに委託され、家内労働者はその製品を納め工賃が支払われるまで、いくらになるのか分らないという例もある。

委託者が委託条件についてあまりくわしく知らせないのは、必ずしも悪意からではなく、特に説明しなかつても分かつているだろうとか、面倒くさいとかいう気持ちの場合もある。また、新製品などの場合には、どれだけ手数がかかるか正確に分らないため、家内労働者にやってもらってから後でその意見を聞いて妥当な工賃額をきめようとか、技術を要する製品の場合、製品ができ上ってからその良し悪しによって適切な工賃額をきめようなどという暗黙の了解により、わざと工賃をきめずにおくこともある。

一方、家内労働者には自分の方からいろいろ質問するのは気はづかしいとか、水臭いと思わぬはしまいかという前近代的存在意識や、下手に聞いて委託者のきげんを損じ

ては困るという経済的な弱さから、多少の不審はあっても委託者が説明してくれないかぎり、そのまま聞かずにすましてしまうことが多いようである。

まして、委託者の示した条件に対して家内労働者が積極的にみずからの希望を申出て交渉するといふようなことはあまり行なわれない。委託者のすべてが必ずしも自分の考えを一方的におしつけているわけではないが、実際には家内労働者が反対意見を述べることがなかなかできないため、委託者の希望通りにきまってしまう。

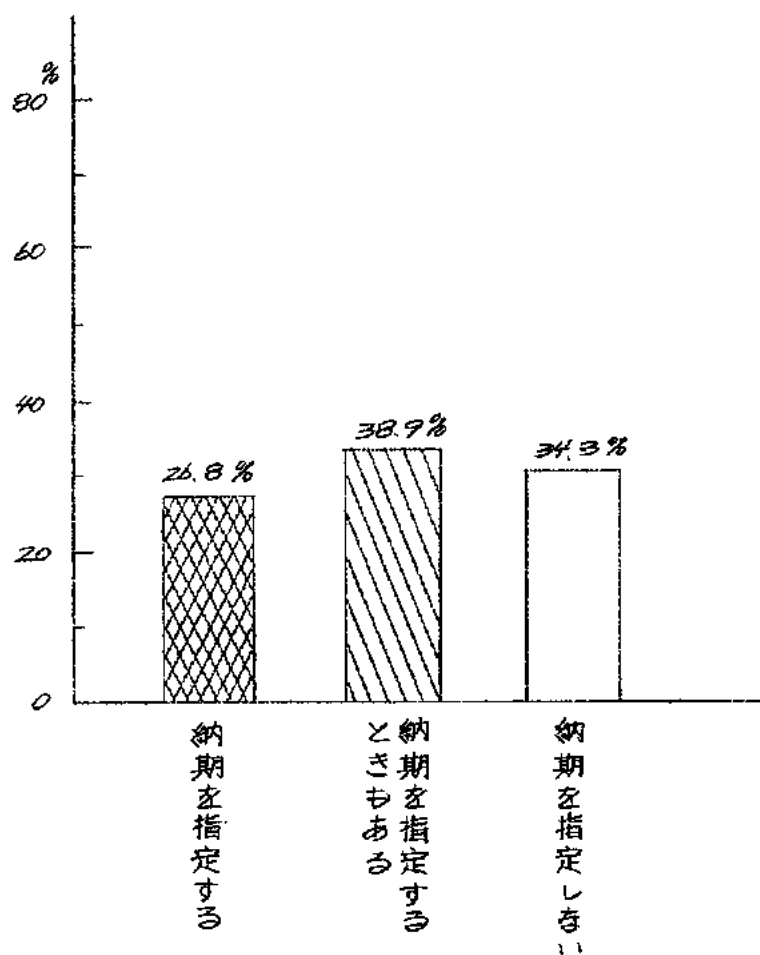
委託者、家内労働者の両者ともに近代的契約意識が未成熟であること、および家内労働者の立場の弱さなどが、委託関係を不明確にしていることは否めない。

(4) 納期遅延や不良品などの取扱い

委託者は家内労働者から必要な期日までに指定通りの規格の製品がきちんと納品されるべく、経営に支障を来たすことはいふまでもない。納期や不良品の問題は委託者にとって重要である。

委託者が納期を指定しないで行っているのは、納期を指定しなくても、おおよその期限が

第3-6図 納期指定状況別問屋・製造業者数

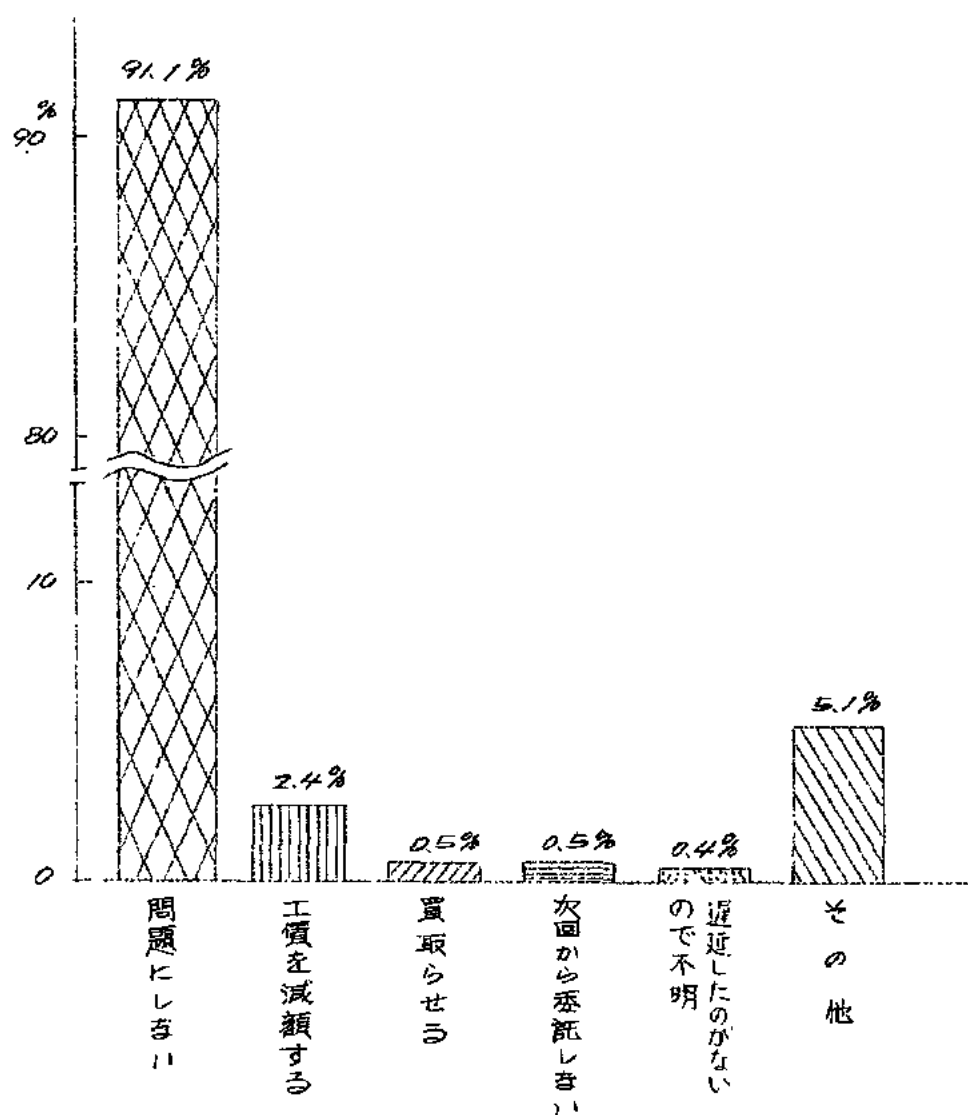


資料出所：昭和33年労働省労働基準局「家内
労働実態調査」

慣習的に定まっております。しかも、二三日位狂っても委託者の経営にとくに支障を来たさないう場合が主である。しかし、予定期日までにびたり納品されないと生産計画に支障をきたすとか、出荷期限がせまってきたというような事情がある場合には納期を指定しなけれはならない。とくに横浜のスカーフなど輸出品の場合は船積の期限が近づくと納期が非常に厳しくなる。委託者は家内労働者の作業状況を見廻り、期限内に納品するよう督促するとともに、どうしても間に合いそうもない場合は、非常手段としてその家内労働者に委託した仕事の一部を引き上げて他の家内労働者に廻すという措置もとられる。納期の厳しいものについては家内労働者も徹夜をしたり、他の家内労働者に手伝ってもらったりして、何とかしてでも納期に間に合せようと努力している。

したがって、納期に遅れるということは実際問題としてはあまり生じないのだが、万一家内労働者の努力にもかかわらず遅れてしまったとすれば、委託者はやむを得ないものとおきらの、家内労働者に対してとくに制裁的措置をとらないのがふつうである。

第3-7図 納期遅延の取扱い方法別問屋・製造業者数



資料出所：昭和33年労働省労働基準局「家内労働
実態調査」

大方の委託者は「収入の少ない家内労働者に対して責任を問うのは気の毒だ」という
気持ちを持っているという。

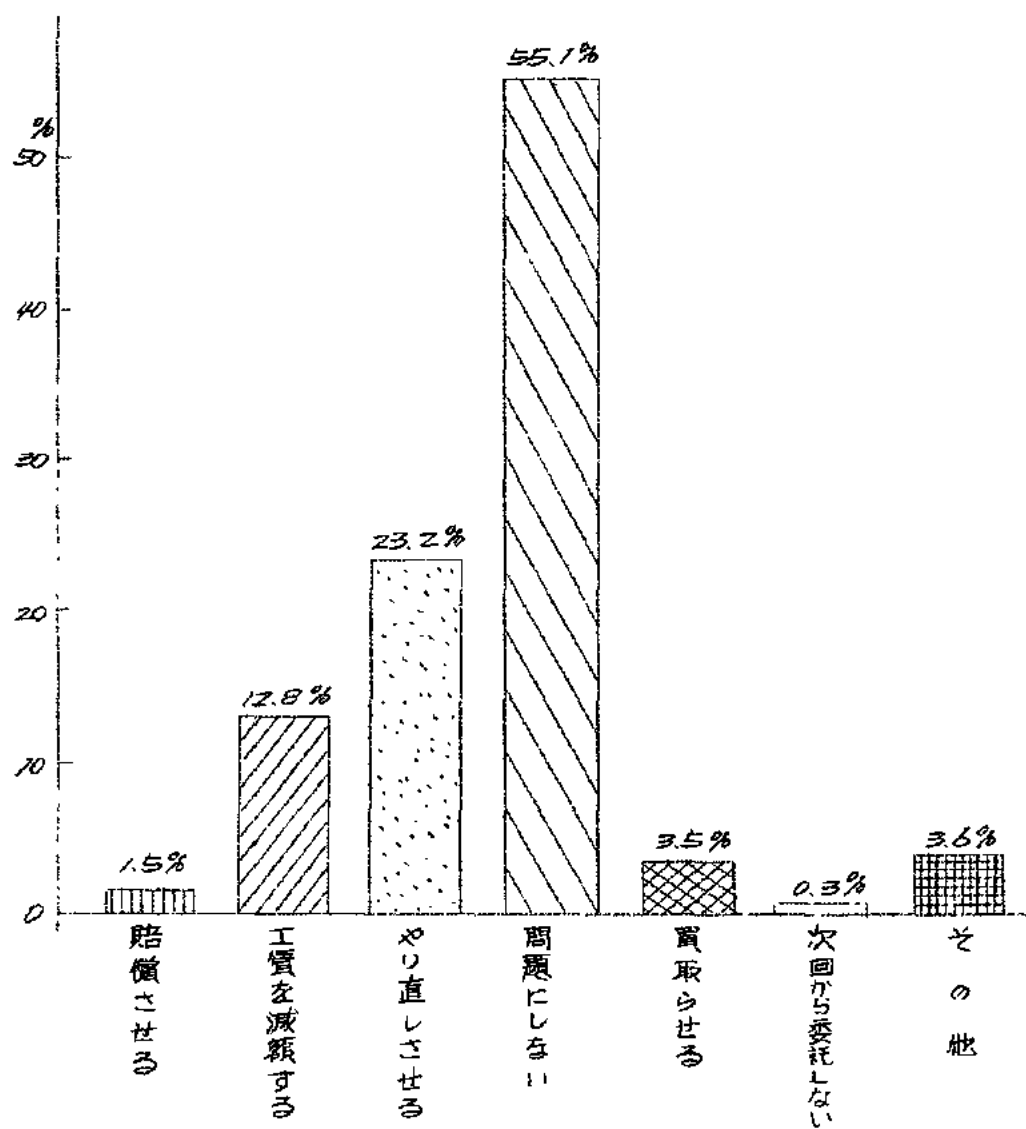
かりに家内労働者の責任を追求しようと思っても、経済能力のない家内労働者相手
ではどうにもならないことが多いのであろう。しかし、なかには工賃を減額したり、
納期に遅れたため無用になった製品を家内労働者に買ってもらえたり、次回から委託し
ないという措置をとるものもある。

一方、家内労働者にとっては、納期が指定されるということとはたとえ制約がないに
しても心理的に大きな負担を感じることはいうまでもない。

家内労働者の調査を行なうと内職の主婦などから「多少工賃は安くとも納期の指定
のない方がよい」という言葉をときどき聞くが、内職的・家内労働者は家事などのため
規則的作業が困難であることから、納期の厳しい作業は敬遠しようとする傾向にある
のであろう。

期限内に納品されてもそれが不良品であったのでは納期に間に合ったことにならな

第3-8図 格外品の取扱い方法別問屋・製造業者数



資料出所：昭和33年労働省労働基準局「家内労働
実態調査」

い、期限のない場合でも全然売物にならず、またはかなり値引きしなければならぬような不良品は、委託者にとって大損害である。格外品が出た場合の取扱いについては、収入の少ない家内労働者に苛酷な制裁を課するのはかわいそうだというところから、問題にしないものが過半数を占めているが、やり直しのきくものについては、やり直しをさせ、また、不良の程度に応じその製品の工賃を減額したり、さらには、その不良品を買いとらせたり、賠償金をとったりする委託者もある。

(二) 家内労働者の工賃・労働時間等

(1) 工 賃

イ. 工賃の性格

家内労働は通常家内労働者の自宅で行なわれ、したがって委託者は家内労働者の作業状態を監視しているわけにはゆかないから、委託者にとっては家内労働者が一日に何時間または一カ月に何日作業しているものが正確にはわからない。したがっ

て工賃は工場内の雇用労働者のように時間、日または月などの期間的単位で決めるようなわけにはゆかない。家内労働の工賃は、一個または一ダースについていくらというように、製品の一定単位毎にいわゆる出来高賃率で定められている。

見本や試作品などのように、工夫しながら製造、加工を行なわなければならない、失敗や無駄の生ずる可能性があるような場合と、ごくまれに日給のまたは月給ので工賃が支払われることもあるが、これは全くの例外である。

家内労働者の使用する一部の補助原材料や、機械設備の減価償却費、維持運転に要する電気料、燃料費、修繕費、作業場の照明、暖房費なども一般に家内労働者の負担になる。工賃には、家内労働者の労働に対する報酬のほかに、こうした家内労働者が負担する諸費用に対する補償部分が含まれている。この点、純粹な労働に対する報酬である賃金とやや性格が異なっている。

内職的家内労働では家内労働者持ちの補助原材料、使用する機械器具は安いものが多く、家内労働者の負担は輕微である。しかし專業的な家内労働では、補助原材料

第3-4表 家内労働者が1カ月間に負担する金額

項 目		金 額			
		富 山 銅器の着色 研 磨	京 都 西陣着尺の 製 織	徳 島 被服のボタン ホック付	
① 1世帯1カ月間の平均工賃額		28,912 円 (100.0)	32,502 円 (100.0)	1,062 円 (100.0)	
② 一カ月間に家内労働者が負担する費用の1世帯当り平均額	家内労働者の負担する 原 材 料 の 費 用	2,884 (10.0)	— (—)	— (—)	
	家内労働者持の機械器具 減 価 償 却 費	82 (0.3)	1,527 (3.9)	12 (1.1)	
	機 械 器 具 の 賃 借 料	— (—)	86 (0.2)	— (—)	
	その他の諸経費	電 気 料	534 (1.8)	1,987 (5.0)	— (—)
		燃 料 費	1,775 (6.2)	617 (1.6)	11 (1.0)
		油 代	37 (0.1)	142 (0.4)	4 (0.4)
		修 繕 費	142 (0.5)	1,122 (2.8)	— (—)
		そ の 他	1,068 (3.7)	1,046 (2.6)	— (—)
	小 計	3,556 (12.3)	4,914 (12.4)	15 (1.4)	
	計		6,522 (22.6)	6,527 (16.5)	27 (2.5)
①-② 1世帯1カ月間の実際の 収 入 の 平 均 額		22,390 (77.4)	32,975 (83.5)	1,035 (97.5)	

資料出所：昭和34年 労働省労働基準局「家内労働実態調査」

を自弁することが多く、かつ、グラインダー、パフレース盤、メリヤス編立機、織機などかなり高価な機械を使用しているものが多い。

ただし、具体的にその費用はどれくらいかということになる。その正確な算出はきわめてむづかしい。補助原材料費は比較的はっきりつかぬが、電気料、照明、暖房費、ミシンなどの減価償却費などになると、家内労働に要する分と家内労働者の私生活に要する分とが分離できないことが多いからである。

なお、問題はあるが、私生活と分離できない部分は除き、家内労働者の負担となることの明らかな費用についてみると、たとえば被服のボタン、ホック付けの内蔵では工賃の約二%であり、銅器、面陣織物、やすりなどの専業的家内労働では工賃の一五〜二五%を占めている。

二のように家内労働者の工賃は、必ずしもそのまま家内労働者の純収入になるのではなく、とくに専業的家内労働では純収入は工賃にくらべかなり少なくなることに注意する必要がある。

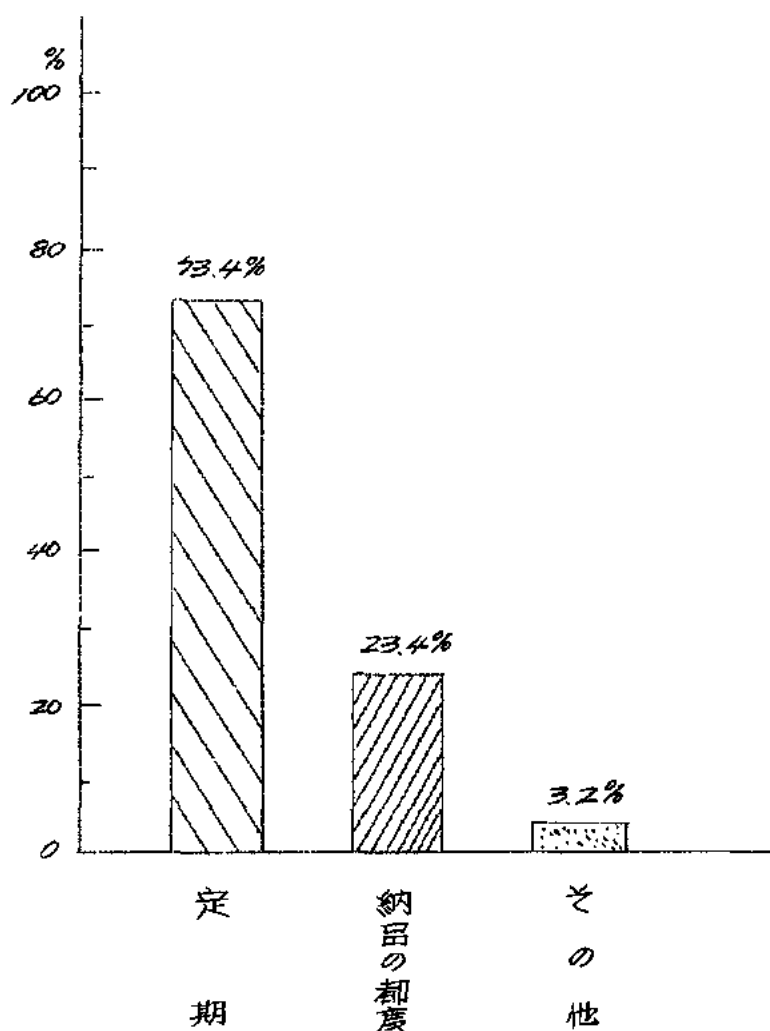
ロ、工賃の支払方法

雇用労働者の賃金の支払いについては、労働基準法により、現金で毎月一回以上定期に支払うことが規定されているが、この規定の適用のない家内労働の工賃支払方法の実態はどうなっているであろうか。

工賃は通常現金で支払われる。しかし、福井の眼鏡枠、福島の漆器、東京の金属玩具、兵庫のメリヤス靴下、和歌山の漆器、長崎の陶磁器などでは工賃の一部または全部を手形で支払う委託者が若干みられる。なお、この場合、手形払を受ける家内労働者はほとんど企業性格のかなり強い専門的・家内労働者である。内職の主婦はかりに手形をもらっても銀行まで出かけて割引いてもらうなどという面倒なことはやらない。実際にも内職的・家内労働者に対しては手形払いは行なわれていないようである。

現物払についてみると、福島の漆器などでは家内労働者が自宅において使用したり、知人にあっせんするため、委託者から家具や漆器を工賃にかえてゆずり受ける

第3-9図 工賃支払期別問屋・製造業者数



資料出所：昭和33年労働省労働基準局

「家内労働実態調査」

という例がみられるが、家内労働者からの申し出がないのに委託者の方から工賃を現物で支払うということは無いようである。

工賃の支払期日については、月のうち一回または二回と定めて支払う定期払が一般的であり、納品の都度支払う委託者は、全体の二割強とみられる。定期払を原則とするが家内労働者の希望があれば納品の都度支払うことにしている委託者や家内労働者の請求があればいつでも支払うという委託者も若干はいる。

労働基準法の保護のある雇用労働者についても使用者が倒産したり、金繰りが窮迫した場合には賃金の不払や遅払が生ずるのであるから委託者が倒産したり金繰りがつかない場合には、家内労働者に対しても不遅払が生ずることがある。昭和三年の労働省労働基準局調査では、調査家内労働世帯中、工賃が不遅払されている世帯が約二%存在していた。

なお、家内労働者にはボーナスという制度はないが、一部においてボーナスに類似した慣行がみられる。すなわち、西陣織物では最近では次第に少なくなっている

るが、正月に御祝儀または餅代として少額の金品を家内労働者に贈るのが慣習となつていた。また富山のファスナー、三重の組紐、福岡の久留米餅などの、一部に盆、正月に祝儀を出す例がみられる。このような慣行は、家内労働者が実質上一般の労働者に近いものであるということが、委託者および家内労働者の両者によって実感として意識されている場合があることを示すものといえよう。

ハ、工賃水準

〔専業的家内労働者〕

専業的家内労働者の工賃については、新しい資料がないので、昭和三四年末の労働賃調査によって、工賃、純収入、労働時間等の関係をみたうえで、個別的な事例によって、最近の状況を補足することとしよう。

昭和三四年末の労働賃労働基準局調査によると、調査対象二〇業種のうち、栃木の家具建具、新潟の金属洋食器、富山の銅器、京都の西陣着尺織物、大阪の及物、玄島のやすりの六業種では家内労働者はほとんどが専業的家内労働者であり、その

工賃はつぎの通りである。

すなわち、工賃の一世帯一カ月間の平均額は、最低の栃木の家具建具で一、九、三、三、三、最高の新潟の金属洋食器で七〇、八、八一円である。ただしこの工賃額のなかには家内労働者の負担する補助原材料や電気料その他の費用が含まれているので、この費用を差し引いて純収入額を推定すると最低の栃木の家具建具で一六、四、四、四、最高の新潟の洋食器で、四六、七、五、五、円となる。

ところで収入が多いか少ないかを考える場合には、何人の人間がどれだけ働いてその収入を得たのかをみる必要がある。

前記六業種の場合、一家内労働世帯において家内労働に従事している者の数は、最も少ない広島のやすりでも平均一・三人、最も多い新潟の金属洋食器で平均三・六人であり、専業的家内労働世帯においては家族のなかで働ける者はほとんど手伝っていると思われる。

第3-5表

専業的 家内労働者の工賃額

業種	平均工賃額		平均純収入額		1世帯当りの平均家内労働者数	1人1カ月の平均労働日数	1人1日の平均労働時間数
	1世帯間 1カ月間	1人1時間 1日	1世帯間 1カ月間	1人1時間 1日			
家具、建具(栃木)	円 19,323	円 52	円 16,464	円 44	1.5	26.6	9.3
金属洋食器(新潟)	70,881	106	46,775	70	2.6	26.6	9.7
銅器(富山)	28,912	75	22,390	58	1.6	26.1	9.2
双輪(大阪)	37,569	104	26,809	61	1.6	22.5	10.0
西陣着尺(京都)	39,502	64	32,975	53	2.3	25.4	10.6
呉服(広島)	24,409	97	18,481	74	1.3	23.8	8.1

資料出所：昭和34年労働増進労働基準局「家内労働実態調査」

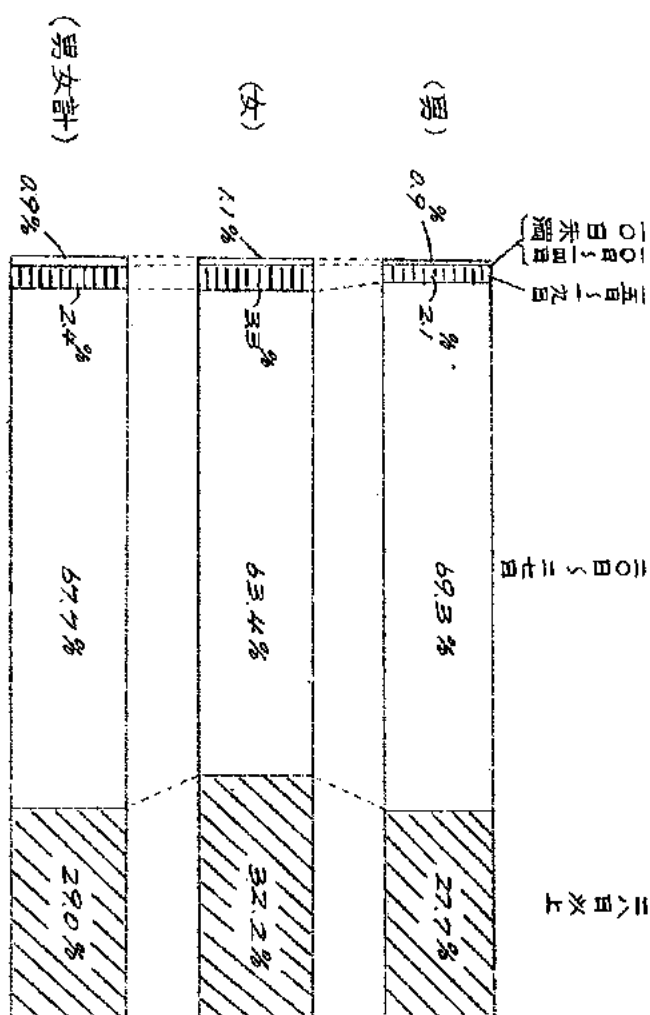
手伝いの家族も含めて家内労働に従事する者が一カ月間に何日働くかについてみると、一番少ないのが広島のやすりで平均二三・八日、最高では新潟の金属洋食器および、栃木の家具建具が平均二六・六日となっている。これは平均値であるが、その分布をみると、一カ月間に二八日以上働いている者が二九多と約三割を占めている。

一人一日の労働時間数は最も短かい広島のやすりで平均八・一時間、最も長い京都の面陣着又は平均一〇・六時間である。その分布をみると、一日の労働時間が一〇時間をオーバーするものが五八多と約六割を占めている。

したがって一人一時間当りの純収入額をみると、おおむね四五円く七五円程度となっている。

第3-10図 専業的家内労働の性別および1人1カ月の

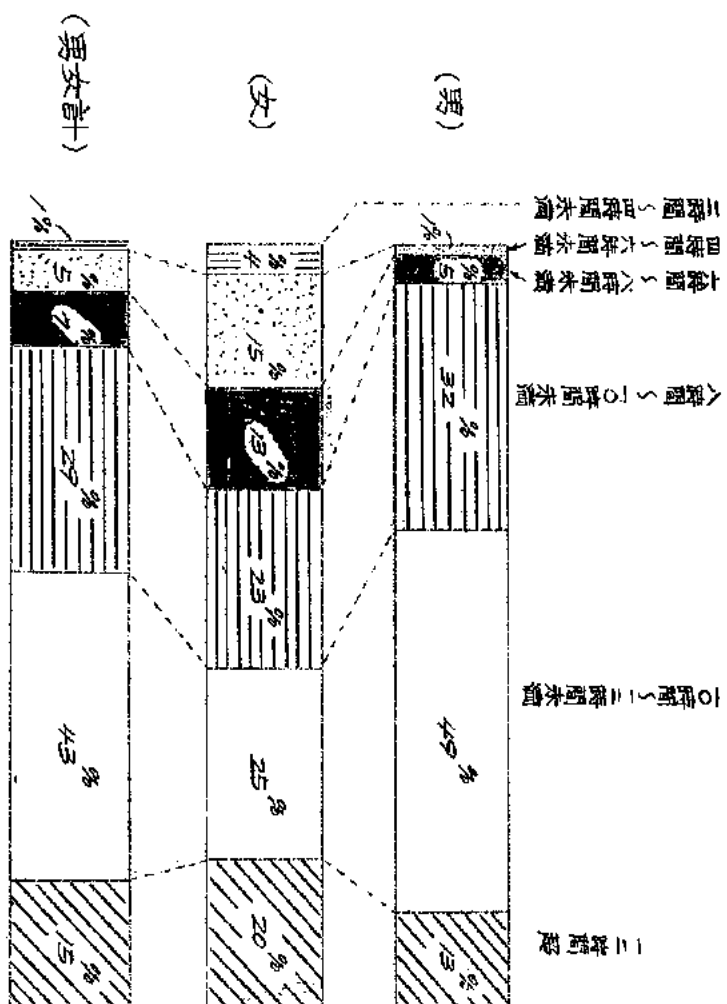
労働日数別家内労働者数



注 昭和34年労働省労働基準局「家内労働実態調査」における専業的家内労働者業種(第3-1表参照)についてまとめられたもの。

第3-1-1図 専業的・家内労働の性別および1人1日の

労働時間数別家内労働者数



注. 前図に同じ

つぎに個別的な事例で最近の動向を探ってみよう。

静岡県鍛冶具製造業は、家内労働に関する標準工賃を協定し、三九年七月一日より実施したが、この工賃によって一日八時間作業した場合、標準的なもので、木地にについては五〇〇円、ハ〇〇円、挽物については六〇〇円、ハ〇〇円、塗装については四〇〇円、七五〇匁、薄板については二五〇円、六〇〇円程度となる。

また、長崎の波佐島地区の陶磁器製造業でも標準工賃を協定し、三七年一〇月一五日より実施しているが、これによれば、同じく一日八時間で鑄造製品については五〇〇円前後、機械口クロ製品については、五〇〇円、六〇〇円程度となる。

さらに、ごく最近の動向を各地区で得られた情報によってみると、東京の金属玩具でプレス加工をしている専門的家内労働世帯は、夫婦二人で朝八時頃から夜の六、七時頃まで昼休みを除き一日八時間から一〇時間、一カ月二十六日から二十九日間働いて、月の収入は四五、〇〇〇円から六〇、〇〇〇円となっている。

また京都の西陣で御召、めいせん等を織っている着尺部門の家内労働世帯は、朝八時

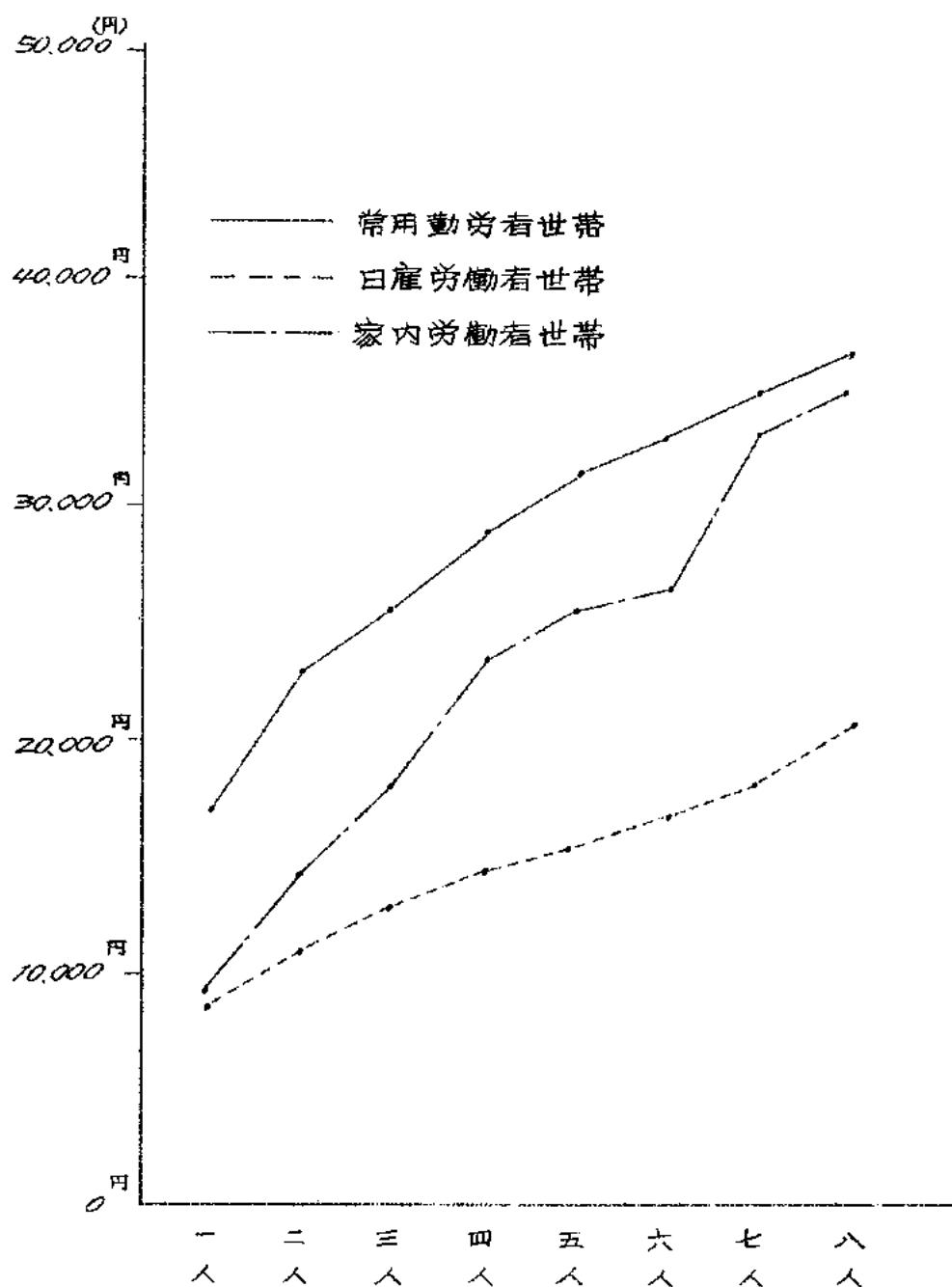
頃から夜の七時頃まで昼休みを除き一日平均九時間半位、一カ月平均二四〇時間位働いて月の収入は、力織機一台を一人で動かしているところは二〇、〇〇〇円〜三〇、〇〇〇円、二台のところへ稼働人員一人〜二人で四〇、〇〇〇円〜五〇、〇〇〇円、三台のところへ稼働人員二人〜三人で五〇、〇〇〇円〜八〇、〇〇〇円位である。帯地部門は同じ位働いて、これより若干低い。

なお、これらの事例においては、いずれも、工賃のなかに、補助原材料費や機械の減価償却費その他の費用が含まれており、その額は静岡の織具製造業については不明であるが、長崎の陶磁器および西陣織物では約一四〜一六%、東京の金属玩具では約四〜五%となっている。

専門的・家内労働者世帯の収入を他の階層の世帯の収入と比較してみよう。第三―一二図は昭和三六年の厚生省「厚生行政基礎調査」から「常用勤労者世帯」、「日雇労働者世帯」（雇用期間一カ月未満の臨時労働者を含む）および最多収入者が家内労働者であり、わいわいのいう専門的・家内労働者にほぼ該当する「家内労働者世

帯の三種について、それそれの世帯人員数別平均収入をグラフにしたものである。これによると、「家内労働者世帯」の収入は「常用勤労者世帯」より低く、「日雇労働者世帯」よりも高いということが示されている。ただ世帯人員が一人の世帯では「家内労働者世帯」と「日雇労働者世帯」の差がほとんどないのに、世帯人員が増えるにしたがつてその差は拡大し、一方「家内労働者世帯」と「常用勤労者世帯」の差は、世帯人員がふえるにしたがつて縮少し、世帯人員が七、八人になると、ほとんど差がなくなるという傾向がみられる。世帯人員の増加に伴ってそのような変化が生ずるのは、「家内労働者世帯」では世帯人員が少なく、家内労働を手伝う家族がいらない場合には、収入は「日雇労働者世帯」とたいて変わないが、世帯人員が増えると、主婦でも小さな子でも、誰れもが容易に手伝えるので、一家をあげて長い時間働くことと、家族が手伝えば、分業的に作業することによっていちぢるしく能率を高めることができ、投下労働量の増加以上に生産量、工賃が増加するというこの結果であらう。

第3-12図 世帯形態と世帯人員別にみた平均収入額



資料出所：厚生省「厚生行政基礎調査」（36年）

〔内職的家内労働者〕

昭和三八年に内職公共職業補導所が行なった内職従事者調査のうちの盛岡市、福島市、東京都（板橋区）、名古屋市、高松市の五都市についての内職日収及び月収、内職労働時間及び労働日数を図にしたものが第三一—三図から第三一—一六図までである。これらの図からわかるように、労働時間と収入は地域によって差がある。

一日の労働時間については、東京都（板橋区）、名古屋市、盛岡市においては約七割の者が六時間未満であるのに対して、福島市においては六時間未満のものは約半数、高松市においては約三分の一で、六時間以上の者が過半数を占めている。

内職による日収は、この調査によれば、東京都（板橋区）では三〇〇円以上、三〇・七％、二〇〇円～三〇〇円未満二六・三％で両者をあわせると、五七％となり、また、名古屋市では、三〇〇円以上二四・二％、二〇〇円～三〇〇円未満が二六・八％で両者を合わせると五〇％となり、この二都市では、半数又はそれ以上の者が

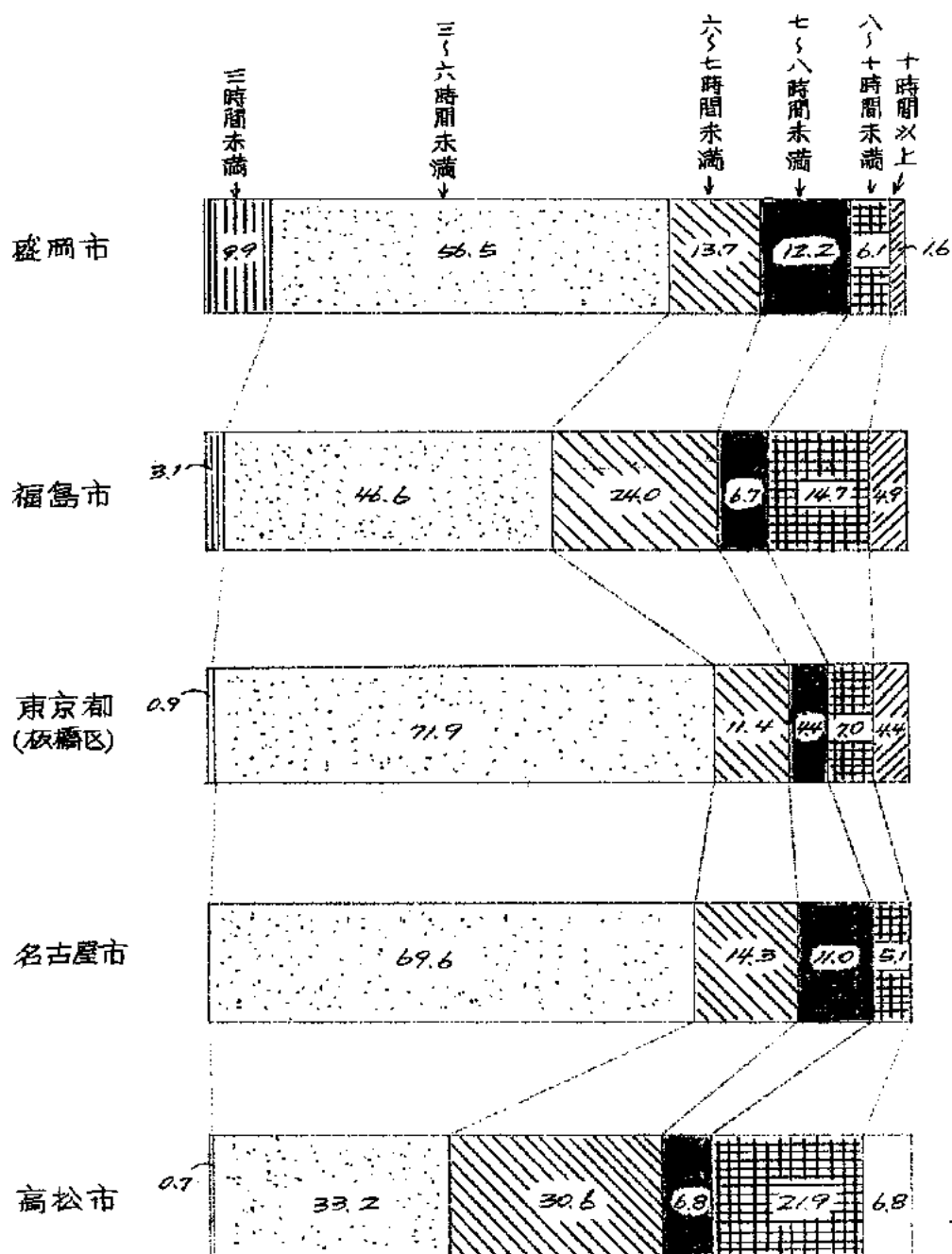
二〇〇円以上の日収がある。これに対し、他の三市で日収二〇〇円以上となるのは、盛岡市で三五・二名、福島市で二四・五名、高松市で三八・七名となっている。

したがって、東京都（板橋区）、名古屋市では、より少ない労働時間で相対的に高い日収を得ているわけである。

一カ月の労働日数については、福島市、東京都（板橋区）、高松市においては、二〇日以上が過半数を占めているが、盛岡市、名古屋市においては、二〇日未満が過半数を占めている。

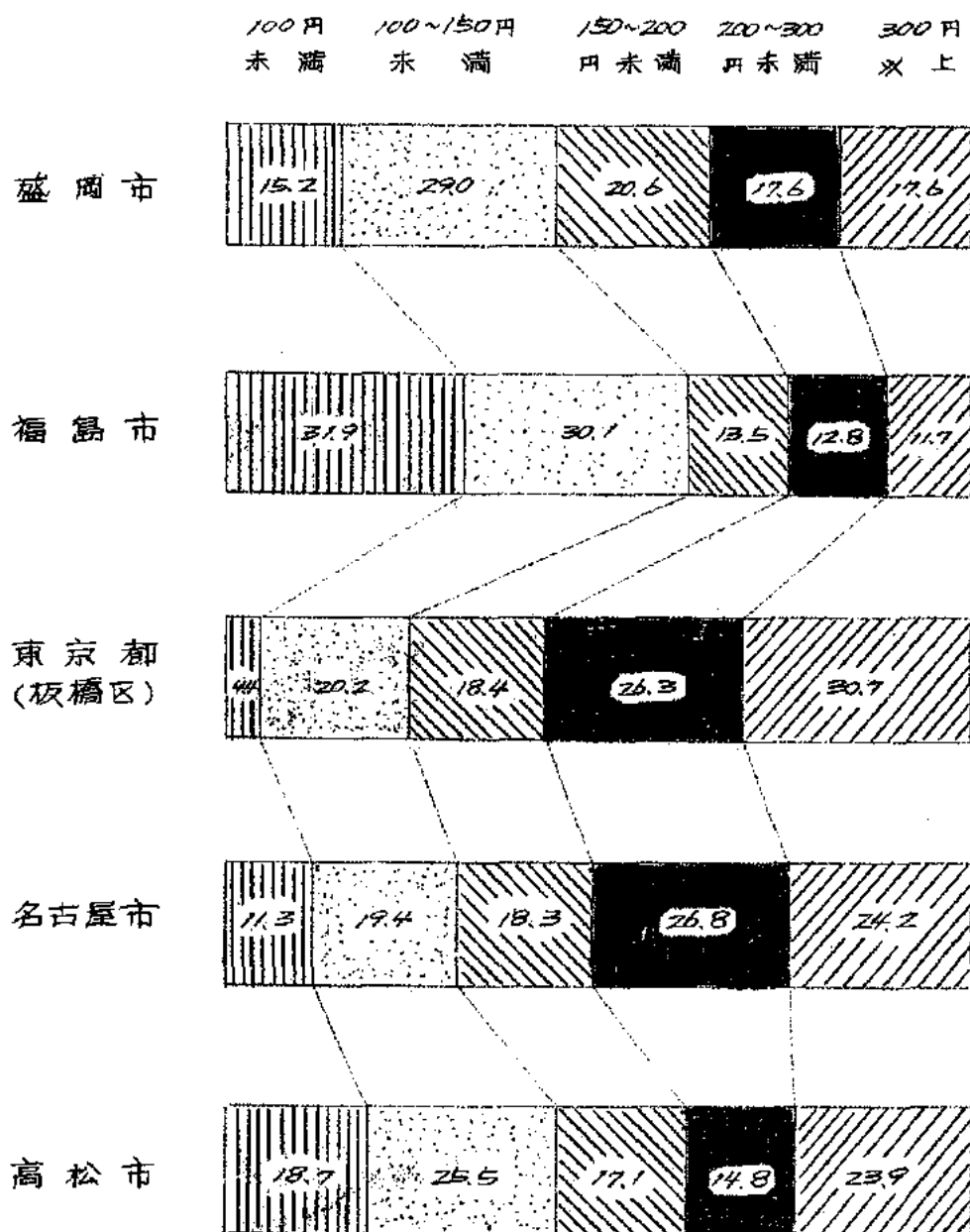
内職による月収は、日収の場合と同じく東京都（板橋区）、名古屋市が比較的多く月収四、〇〇〇円以上のものが東京都（板橋区）では五五・八名、名古屋市では五一％となっているのに対し、他の三市では四、〇〇〇円以上は、二割から四割程度となっている。

第3-13図 地域別ノ日当労働時間別内職者数



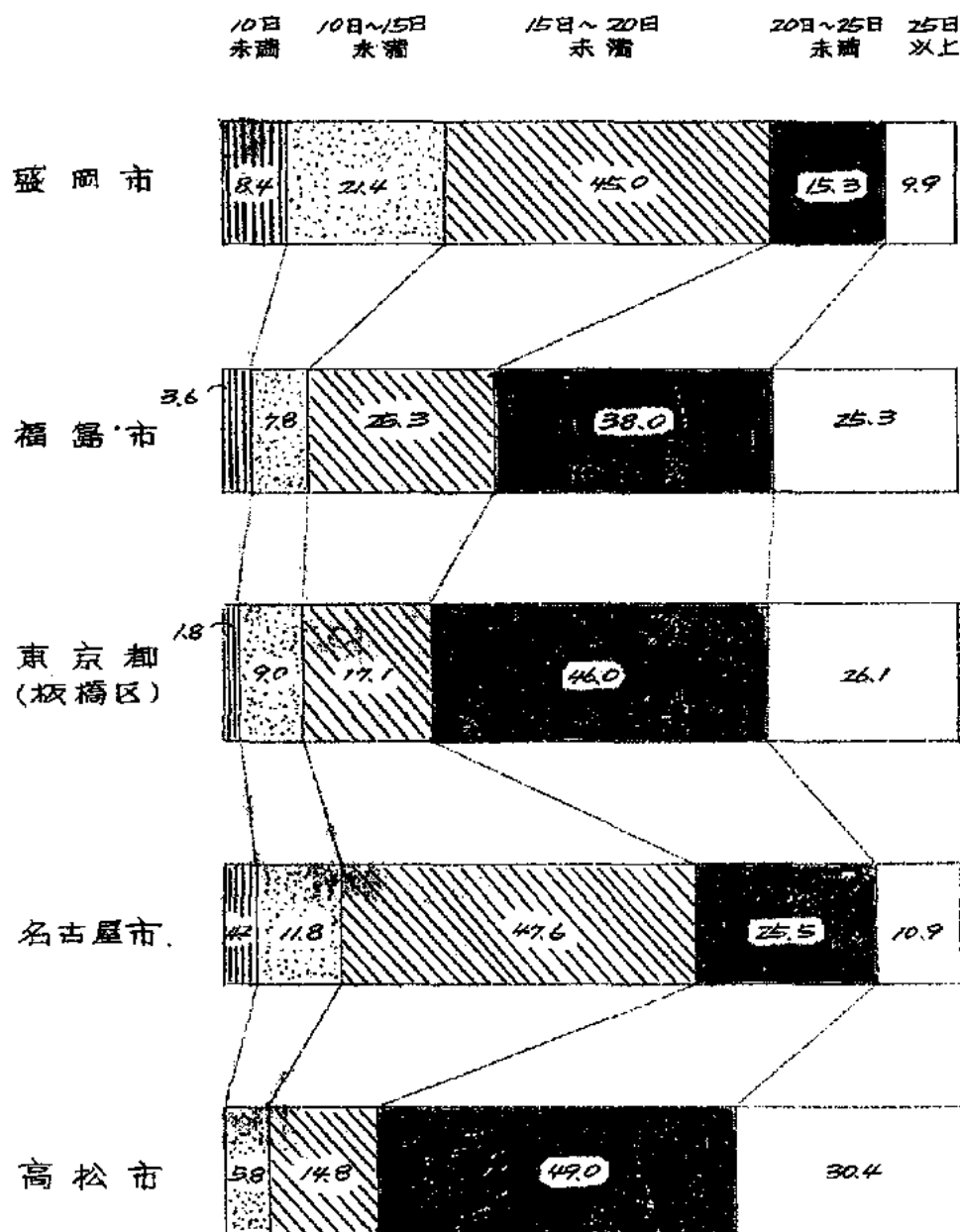
資料出所：内職公共職業補導所、昭和38年「内職従事者調査」

第3-14図 地域別日収別内職者数



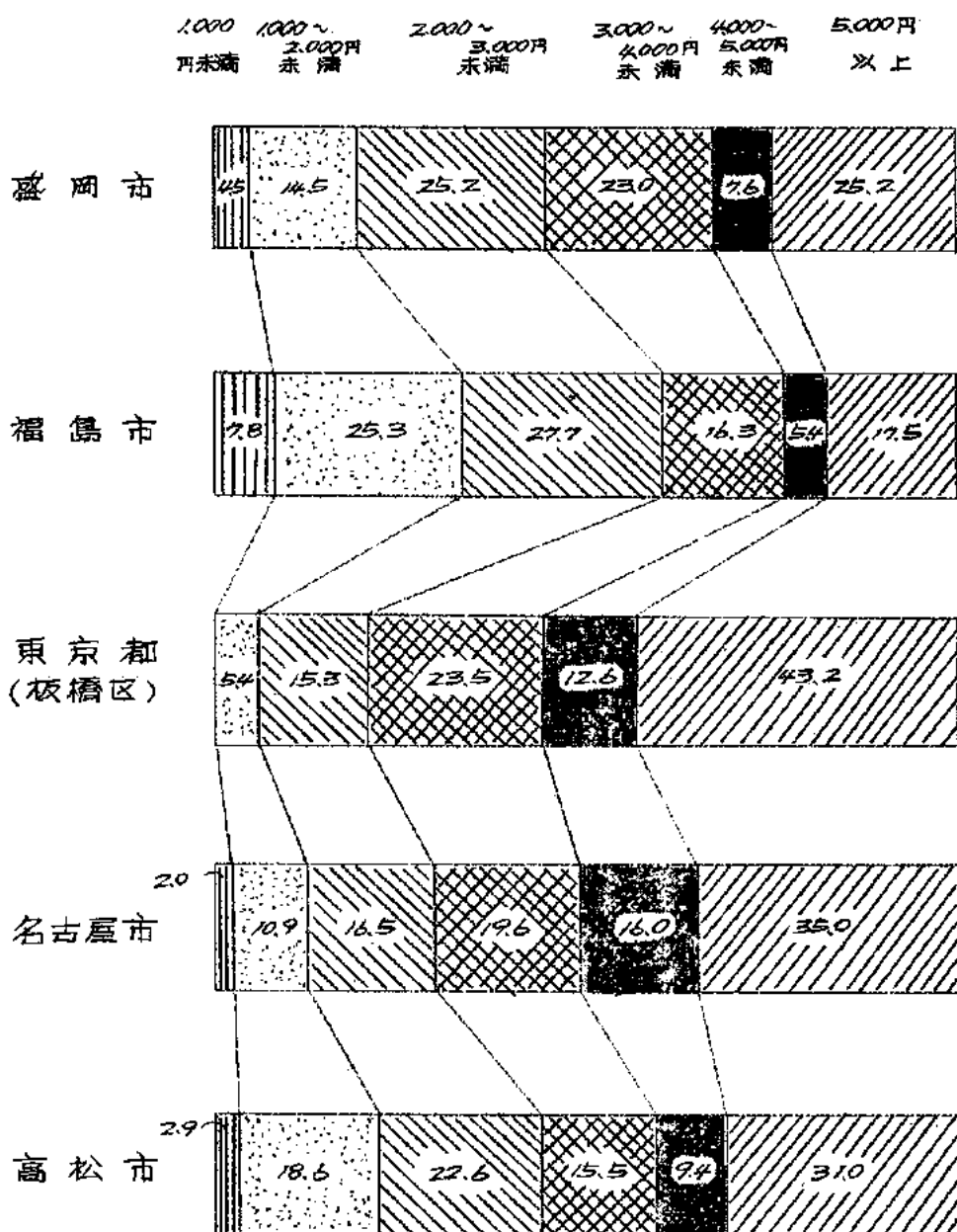
資料出所：内職公共職業補導所、昭和38年「内職従事者調査」

第3-15図 地域別ノカ月当リ労働日数別内職者数



資料出所：内職公共職業補導所 昭和38年「内職従事者調査」

第3-16図 地域別月収別内職者数



		賃 料 表 格						
40円～	計	1～ 9円	10～ 19円	20～ 24円	25～ 29円	30～ 39円	40円～	計
0	100.0	0	3.0	14.8	27.0	32.1	23.0	100.0
0	100.0	0	0	6.1	8.2	34.7	51.0	100.0
0	100.0	0	15.4	53.8	30.8	0	0	100.0
16.8	100.0	0	2.7	7.0	5.9	23.0	61.3	100.0
17.3	100.0	0	3.8	3.8	5.8	32.7	53.8	100.0
0	100.0	0	6.3	18.7	18.7	18.7	37.6	100.0
23.1	100.0	0	0	0	0.1	9.0	90.9	100.0
26.1	100.0	0	0	0	0	4.3	95.7	100.0
26.7	100.0	0	0	0	0	3.3	96.7	100.0
27.9	100.0	0	2.3	10.1	7.4	17.8	62.4	100.0
71.0	100.0	0	3.2	3.2	0	6.5	87.1	100.0
0	100.0	0	4.0	32.0	16.0	8.0	40.0	100.0
14.5	100.0	0	3.5	11.0	10.4	14.5	60.6	100.0
15.7	100.0	0	2.3	6.5	10.6	13.8	66.8	100.0
0	100.0	0	11.4	42.9	17.1	17.1	11.4	100.0

所調査」

タンつけ、かがり等のまとの仕事も含まれる。

ッテルはり、荷札針金通し等が含まれる。

第3-6表 / 時間当り工賃別事業所百分比

都 県 名	内 職 種	時間当り工賃						
		初	心	看				
		1~ 4円	5~ 9円	10~ 14円	15~ 19円	20~ 24円	25~ 29円	30~ 39円
宮城 (仙台市)	全職種	0	12.3	44.9	32.1	10.7	0	0
	洋裁内職	0	4.0	18.4	49.0	28.6	0	0
	紙、紙製品加工	0	23.1	61.5	15.4	0	0	0
栃木 (宇都宮市)	全職種	0	0.8	5.9	10.5	23.8	16.9	25.3
	洋裁内職	0	1.9	1.9	7.7	34.6	19.2	17.3
	紙、紙製品加工	0	0	12.5	25.0	25.0	18.7	18.7
東京 (板橋橋筋区)	全職種	0	0	0.5	1.0	13.8	19.1	42.5
	洋裁内職	0	0	0	1.4	7.3	20.3	44.9
	紙、紙製品加工	0	0	0	0	13.3	18.3	41.7
三重 (県下全域)	全職種	0	1.2	9.3	14.3	24.4	6.2	16.7
	洋裁内職	0	0	3.2	0	3.2	3.2	19.4
	紙、紙製品加工	0	0	24.0	20.0	40.0	12.0	4.0
岡山 (岡山市)	全職種	0	4.7	12.2	18.9	10.4	14.1	25.2
	洋裁内職	0	2.3	9.2	18.4	9.7	16.6	28.1
	紙、紙製品加工	0	22.9	28.5	34.3	14.3	0	0

資料出所：内職公共職業補導所、昭和38年「内職提供事業

注、「洋裁内職」には、洋服類の縫製のほか、穴かがり、ボ
「紙、紙製品加工内職」には、紙箱はり、紙袋はり、レ

内職者が初心者であるか慣れた者であるか、また職種によって工賃にどのくらい差異があるかを、昭和三八年に内職公共職業補導所が行なった「内職提供事業所調査」によってみると、一時当り内職工賃は東京都（板橋区、葛飾区）では、初心者で三〇円以上が七割近くを占め、慣れた者では四〇円以上が九割を占めているに對して、宮城県（仙台市、石巻市）では、慣れた者でも四〇円以上は二割強にすぎず、栃木県（宇都宮市）、三重県、岡山県（岡山市）でも慣れた者で四〇円以上が約六割である。初心者と慣れた者とを比べると第三―六表のとおり全般的に慣れた者は初心者より一時間当り工賃は相当に高くなっている。

また、職種別にみると荷札針金通し、袋貼りなど誰にでもすぐできる単純作業ほど工賃が低く、洋裁、和裁、あるいは刺繍、編物など機械を使用するもの、技術を要するものなどは比較的高くなっている。

(2) 労働時間

さきに工賃に関連して専業的家内労働の労働時間が長いこと、について指摘した。しかし、労働時間が長いということのほか、時間の位置の問題も看過できない。これについても、新しい資料がないので、最近では大分事情がかわっているものと考えられるが、昭和三三年の労働省労働基準局の調査によれば、一日一三〜一四時間にも及ぶ労働時間の長い専業的家内労働者では、早朝から仕事にかかり、内職的家内労働者の中でも昼間は子供の世話などで内職ができないうなど家庭の事情によって午前五時前に起き家族のものが寝ている間に作業をするとか、夜、一日の家業を終えてからいわゆる夜なべ仕事として作業するものがかなり多くの業種でみられた。

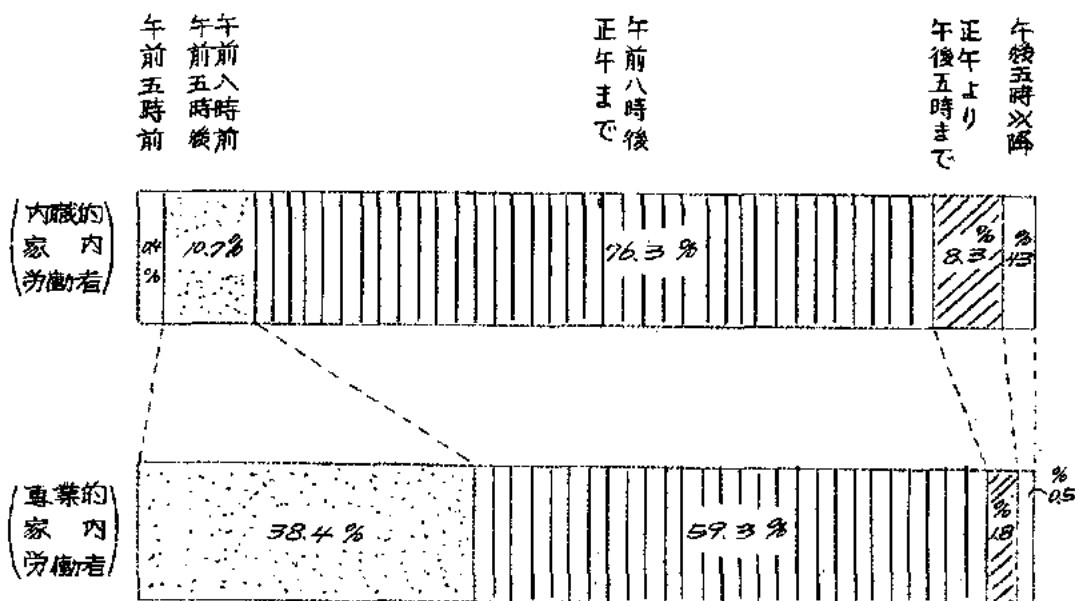
また、専業、内職を問わず小学校や中学に通っている子供が学校から帰ってきて手伝いをすることもある。

(3) 季節的繁閑等

労働時間が長く、深夜、早朝にも作業が行なわれるということのほか、家内労働には作業がきわめて不安定であるという特徴がある。

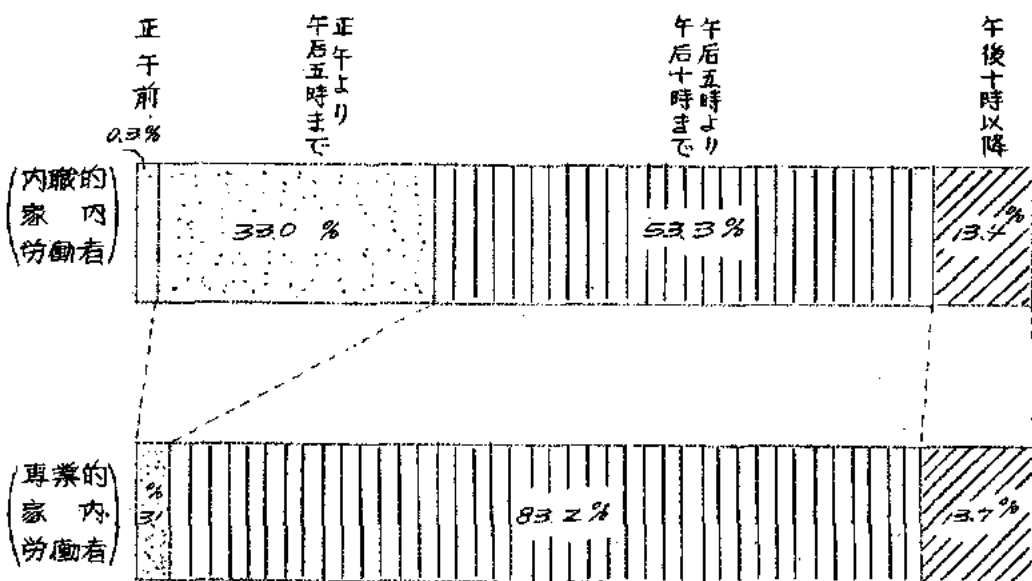
前に述べたとおり、家内労働農家の多くは、流行や個人の嗜好に強く影響される需要が不安定である。また、かや、経木帽子、すだれ、ヘツプサンダル、花火、うちわ、扇子のように主として夏に使用されるもの、クリスマス肌着、セーター、カーデigan、皮手袋、足袋など主として冬に使用されるもの、各種玩具、クリスマス用豆電球など主として正月やお盆に売上げがふえ、あるいはクリスマスを目当に輸出されるものなど、需要が一定の期間にかたよるものが非常に多い。もともと委託者はこのような不安定な需要や季節的繁閑をいれは景気変動などに対処して生産を調節するために家内労働に委託している面があるから、家内労働はさまざまな原因による需要の変動の影響を受けることが大きい。昭和三三年の家内労働実態調査によれば、殆どどの農家に於いて、一月のうち何日か、または一年のうち何カ月かは委託作業がとぎれるものがある。調査家内労働世帯のうち一〇〇五〇多程度存在していた。

第3-17 図 始業時刻別家内労働従事者数



資料出所：昭和33年労働省労働基準局「家内労働実態調査」

第3-18 図 終業時刻別家内労働従事者数



資料出所：昭和33年労働省労働基準局「家内労働実態調査」

作業の不安定性から、家内労働者の収入も不安定ならざるをえない。このためたとえやすしい工賃でも作業がとぎれないうち継続的に委託を行なつてほしい、委託量のはげしい変動を何とか調節して年間平均した仕事ができるようにしてほしいといふことが多数の家内労働者の共通した切実な要望になっている。

(三) 家内労働者の安全・衛生等

(1) ベンゼン中毒

昭和三三・四年頃にかけて、東京の下町でハップサンダル製造の家内労働に従事する下職人や内職者などで、非常に強い貧血をおこすものが続いて発生し、重症の場合には手のほどこしようがなく、数名の死亡者を出すにいたつた。ハップサンダル製造の際に、接着剤としてベンゼンを溶剤にしたゴムのり（※下ベンゼンのりという）が使はれてゐたが、このベンゼンのりが病気の原因であつた。ベンゼンのりから出る、ある濃度以上のベンゼンの蒸気を吸ひこむと血液の再生機能がおかされ、不眠、衰弱

から、病状がすすむと出血しやすくなり、さらには白血病に転ずる場合もある。それとは知らず家内労働者はベンゼン蒸気が充満し、強い刺激臭がぷんぷんとただよう作業場や居間などで作業を続けていたのである。

これに対し、労働省は特殊健康診断を実施するとともに関係者に対しベンゼンのりかわりに危険性の少ない他のゴムのりを使用するように指導に乗り出した。工場では労働基準法によってベンゼン類を使用する際には「局所排出装置」をとりつけ有毒ガスを排出しなければならぬことになっているが、家内労働者には同法の適用はないし、また取り付けようと思っても、その装置や作業場や居間などの改造に大変な費用がいることになる。彼等にとっては防護装置の設備はきわめて困難である。そこでベンゼン中毒を防ぐためにはベンゼンのりの使用をやめる以外にならぬことになる。しかし、ベンゼンのりは値段が安い上に乾きが早くて能率が上がるため、中毒事件がさわがれ、危険であることが分つても使用するおそれがある。抜本的にはのりそのものをなくする以外にない。政府は労働基準法第四八条の有害物の製造禁止の規程を活用し、

昭和三五年よりベンゼンのりの製造、販売使用を禁じた。

現在では、ベンゼンのりの代りにトルエン、キシレンなどを溶剤にしたゴムのりへ以下トルエンのりというものが使用されている。しかし問題は根本的に解決されたわけではない。実はトルエン、キシレン蒸気はベンゼンにくらべ有害性はすくなく、全く無害というわけではなく長時間、大量に吸い込めばベンゼン同様の中毒を起すおそれがある。さらにトルエン、キシレンは引火性が強いし、その蒸気が空気中一六％に達すると引火爆発の危険がある。委託者は家内労働者に委託するさい、のりは支給せず、家内労働者に自由に購入させているので、トルエンのりの取扱いについて、家内労働者自身が嚴重に注意することが必要である。

(二) 災害および疾病

ハップサンダルにおけるベンゼン中毒は当時、新聞、テレビ、ラジオでとりあげられ、本臨時家内労働調査会発足の直接的契機となった。

このハップサンダル以外にも危険な状態にある家内労働がある。

新潟県燕市の金属洋食器製造の家内労働はその一つである。家内労働者はスプーン、フォーク、ナイフなどの金属洋食器をバブリース盤で研いてひからせる研磨作業を行なっているが研磨作業の際、微細な粉塵が煙状になって飛び散る。これを長期間吸い込むと、塵肺といって、鉋山の鉋夫などにおこる硅肺—よろけ病と同質の病気にかかるおそれがある。粉塵の飛散を防止するため工場では局所排出装置という装置を設けることか義務づけられているが、家内労働では局所排出装置がなく、粉塵のたちこめる不衛生な作業場で作業しているものが多い。局所排出装置は「四〇五万円にするから」なかなかとりつけられないという。

また、東京の金属玩具のプレス加工の家内労働では「パワープレス」や「ケトバシ」という足踏みのプレス機が使われているが、家内労働者のなかには、作業中に手指を切断したものがかりいる。一昨年左手の人さし指、中指、薬指をパワープレスで切断し、第一節から失ったある家内労働者は、「安全装置もなく、照明も十分採らずに作業していたのが悪かった」と嘆いていた。現在はマットコで材料を金型にあてると

ようにして注意しているとのことである。また、家内労働者のなかには「子供には服薬の整理などを手伝わせることがあっても、ケトバシにだけは触れさせない」と子供にけがさせないよう注意しているものもある。「労災保険はわいれわいれには適用がない、何とかしてほしいものだ」というのが方々できかれる声である。

岐阜県多治見は全国でも有数の陶磁器の産地であるが、三九年秋、上絵付加工を行なっている者について特殊健康診断を実施したところ、鉛中毒にかかっている者がかなり発見された。この特殊健康診断は、家内労働者も含めて実施され、家内労働者にも鉛中毒にかかっているものが見出された。鉛の粉塵や蒸気を吸入したり、鉛の化合物を取り扱ったりする者に多い鉛中毒は、歯齦の黒変や貧血等がおこるほか、激しい腹痛、嘔吐をとむなう鉛痙攣をおこしたり、神経麻痺がおこる場合もあるという。鉛中毒は「吹付け」(顔料をコンプレッサーを用いて吹きつける)「漆巻き」(漆を素地に塗り、粉末顔料をふりかけた後、これをふきとって漆の部材だけ顔料を残す)を行なっている者にみられたが、これらの工法は当該産地では最近になって一般化した。

ので、鉛中毒もこの工法の導入とともに発生したのではないかと推定されている。
なお、岐阜では、関地区の刃物にも焼入ル作業を行なう家内労働者に鉛中毒にかかっている者が出てゐる。

このほか、第三―七表にみるようにいろいろな業種で、機械や工具の取扱の手直しや、作業中のおもいがけな事故のために、火傷、切創、指先の切断などの災害がおきている。

まだ、大きな災害の発生したという報告はないが、その可能性のある業種としては大阪の刃物、立島のやすりのようにグラインダーへ作業中に砥石車が破壊して、破片が人体に当たると重傷または死亡事故をおこすことや鍛造機を使用しており人身事故の危険性のあるもの、栃木の家具、建物のように、塗料にトルエン、キシレンなどの有機溶剤を使用するための中毒の危険性のあるもの、長野、愛知、福岡など各地の玩具花火や兵庫のマッチ、東京のセルロイド玩具のように火薬や引火性材料を使用するための引火、爆発の危険性のあるものなどがある。しかしこれらの業種においては、これま

麵 包

餅	大	細	林	鋸	馬	辭
着	庫	西	堂	川	都	京
帯	陣	漆	田	秋	千	東
花	玩	屬	金	京	神	奈
器	一	力	又	川	岐	三
處	具	ノ	組	重	島	之
組	物	又	組	組	組	組
す	す	々	々	々	々	々
ッ	ッ	ッ	ッ	ッ	ッ	ッ

で現実には重大な事故が生じているので、家内労働者は必ずしも危険性を意識していないようである。

家内労働では使用する機械は概して簡単であり、また有害な薬品もそれ程多いわけではないので、この点からいえば工場労働よりは危険度は小さいといえよう。しかし、なお前述のように災害が発生している。

その原因はいろいろあるが、つぎのようなことが考えられる。

その一は、作業施設や保護具の使用が十分でない場合が多いことである。金属洋食器の研磨や、陶磁器の成型では、粉塵を吸いこんで塵肺になることがあるが、それを防ぐには局部排出装置をとりつけること及び防塵マスクを有効に使用することが必要である。

また、鉛を含んだ顔料やベンゼンなど有機溶剤をとり扱う作業も局所排出装置をとりつけることによって、それを吸いこむのをある程度防ぐことが出来るが、家内労働にはこれらの設備を備えていないものが多い。

また、動力のプレスを使用する場合には、雇用労働者については手や指先の傷を防ぐための安全装置を設けることとされている。たとえば、金型のところに手が入らないように囲をするとか、プレスの型が上下運動する部分に板あるいは棒をとりつけ、プレスの雄型が下降する前に手を払い除けるような装置で災害を防ぐ事ができるが、このような装置は家内労働者の場合はあまりとりつけられていない。

作業施設が十分でないのは、家内労働者がその危険性を知らなかったこと、知っているが資金が乏しいとか、作業場が狭いとかの理由で設置されていないこと等様様な理由から生じている。

その二は、作業場が狭隘で、換気、照明など十分でない場合があることである。前述のベンゼン中毒も、冬季間閉めきった部屋で作業したため発生したものであるし、現在ベンゼンの代りに使われているトルエン、キシレンののりを使っている家内労働者も、冬季窓を開けきって作業をすると気分がわるくなるといっていた。

また、照明の不十分な所で作業していた金属玩具のプレスの家内労働者が、左手の

指三本を切断したこともあり、かりに照明が十分であつたらこの事故も防げたかも知れない。換気、照明の十分でないことが、このように明らかな事故の直接の原因とならなくとも、呼吸器、眼などに悪い影響をあたえ、しらずしらずに体をむしばんでいくことは想像に難くない。

その三は、家内労働者が安全、衛生について十分を知識も経験もないことである。各家庭で分散して働く家内労働者には、雇用労働者のように安全、衛生について指導する者は誰もいない。

現在のところ取締る法規もない、中毒の危険のある有機溶剤をそれとは知らず使っていたり、空気中の濃度が一定限度に達すると引火のおそれのあるトルエンを含んだのりを使用しながら、窓のない部屋で作業をしていたため、火事になった例もある。

その他、能率を上げるためには安全、衛生などを考えている余裕がないという事情がかなり影響していることも忘るてはならない。

家内労働に起因することの明らかな災害について述べたが、長時間の労働もまた、

家内労働者の健康に目に見えな影響を与えていることであらうことはいうまでもない。

(3) 家庭生活、公衆衛生との関係

東京のゴムマリ作りの内職世帯で母親がちよつと目を離したすきに幼児が作業台上のゆのみ茶碗に入ルておいた薬液（亜硝酸ソーダと塩化アンモニアウムの混合液）ではり合わせたゴムマリのなかに注入して、ゴムマリをふくらませるの使用を飲んで死亡するといういたましい事故がおきた。大阪の洋傘の家内労働でも、居間で作業中幼児がころんで洋傘の骨で目をついたというような事故がおきたことがある。

このように家内労働は家で行なわれるため、ちよつとしたはずみで家族にも危害を及ぼすことがある。

静岡のヘップサンダルにおけるトルエンのりの引火による火事や、埼玉の玩具花火において火薬の傍でタバコを吸ったことが原因となった火事のように、家内労働が火

災の原因となり、その家族だけでなく周囲の人々にも大きな被害を与えることがある。ベンゼン、トルエン、その他の引火性の原材料、玩具花火、マッチ、セルロイドなど火薬や可燃性の原材料を取扱い、火災の危険のあるものは公衆の安全という面から問題がある。

また、チューインガムの包装、割箸の袋入れ、お菓子の紙袋貼り、紙コップなど食品関係でも家内労働がみられることがある。一般に家内労働では作業場を衛生的に維持することがむずかしいのが実情であり、また病人自身が家内労働に従事している場合もあることを考えると、食品関係の家内労働は公衆衛生上の問題も含んでいる。

第四章 經濟成長と家内労働

戦後とくに昭和三〇年以降の日本經濟の成長・発展にはまさにめざましいものがある。これにともない、当然家内労働にもいろいろの変化が生じたことが推測される。

第一節 工賃および家内労働者数の推移

(一) 經濟成長のあらまし

昭和三〇年以降わが國經濟は著しい成長を遂げたが、經濟規模の拡大・産業構造の高度化にもなつて労働面にも種種の変化があらわれた。

変化はまず労働力需給關係にあらわれた。戦前からついと八年前位まではわが國において労働力が不足するなどということは到底考えられない事態であつた。毎年新たに労働市場に出てくる労働者は毎年生ずる労働力の需要を上回り、過剰労働力をどのよう

に吸収するが雇用問題の最大の関心事であつた。完全失業者こそ多くはないが、自営業主・家族従業者が多く、雇用労働者の中にも賃金水準の低いもののがかなり存在し、より条件のよい職場へ転職を希望しているもの、短時間しか就業していないものなど、不完全就業者は相当多数存在していた。

高度成長にもなつてこのような労働力需給事情は次第に変化し、部分的には労働力の需給が逼迫する傾向もあらわれた。すなわち、新規学卒や若年労働者は、現行賃金制度のもとで賃金が相対的に低く、また技術革新の進むなかで、それに対する適応性が高いため需要が集中し、最近では中卒・高卒とも求人が求職を著しく上まわっている。技能労働力の不足も著しい。

労働力需給関係の変化にともない、労働移動も次第に活発となつた。中小企業から大企業へ、自営業主・家族従業者から雇用労働者への移動もみられるようになり、これにともなつて就業者に占める雇用者の割合の増大、農業など第一次産業就業者の減少など就業構造の近代化も進んでいる。

また、労働力需給の逼迫は、技術革新にともなう生産性の増大とあいまって、賃金の顕著な改善をもたらした。とくに従来賃金水準の低かった新規卒や中小企業労働者の賃金の改善が著しい。

労働力需給事情が変化したとはいえ、中高年令層については、いまだに就職難が改善されていないし、自営業主や家族従業者の占める割合は、先進国にくらべるとまだかなり高い。賃金についても今後なお改善されなければならない面が広範に残っている。しかし乍ら、以上述べた変化が次第に進展していることは事実であり、少くとも家内労働が存在していた基盤およびこれをめぐる諸条件は次第に変ってきているといえよう。

(二) 家内労働者の工賃の推移

ここでは家内労働者の工賃はどう変ったであろうか。

厚生行政基礎調査によれば、専業的家内労働世帯の収入は、昭和三一二年頃から年同八%前後の上昇を示している。常用勤労者世帯との格差をみると、常用勤労者世帯の

収入を一〇〇とすると、家内労働者世帯のそれは昭和三二年には七二・〇であつたものが、三六年には七七・七と若干縮小している。しかし、年によって有業人員数が若干変わるのゝ、両者とも有業人員一人の世帯をとつて比較すると、六七・二から六九・七へとほぼ横ばい状態である。これから推定したところでは、專業的家内労働者の工賃上昇率は、一般に賃金の上昇率とほぼ同程度だつたとみられる。

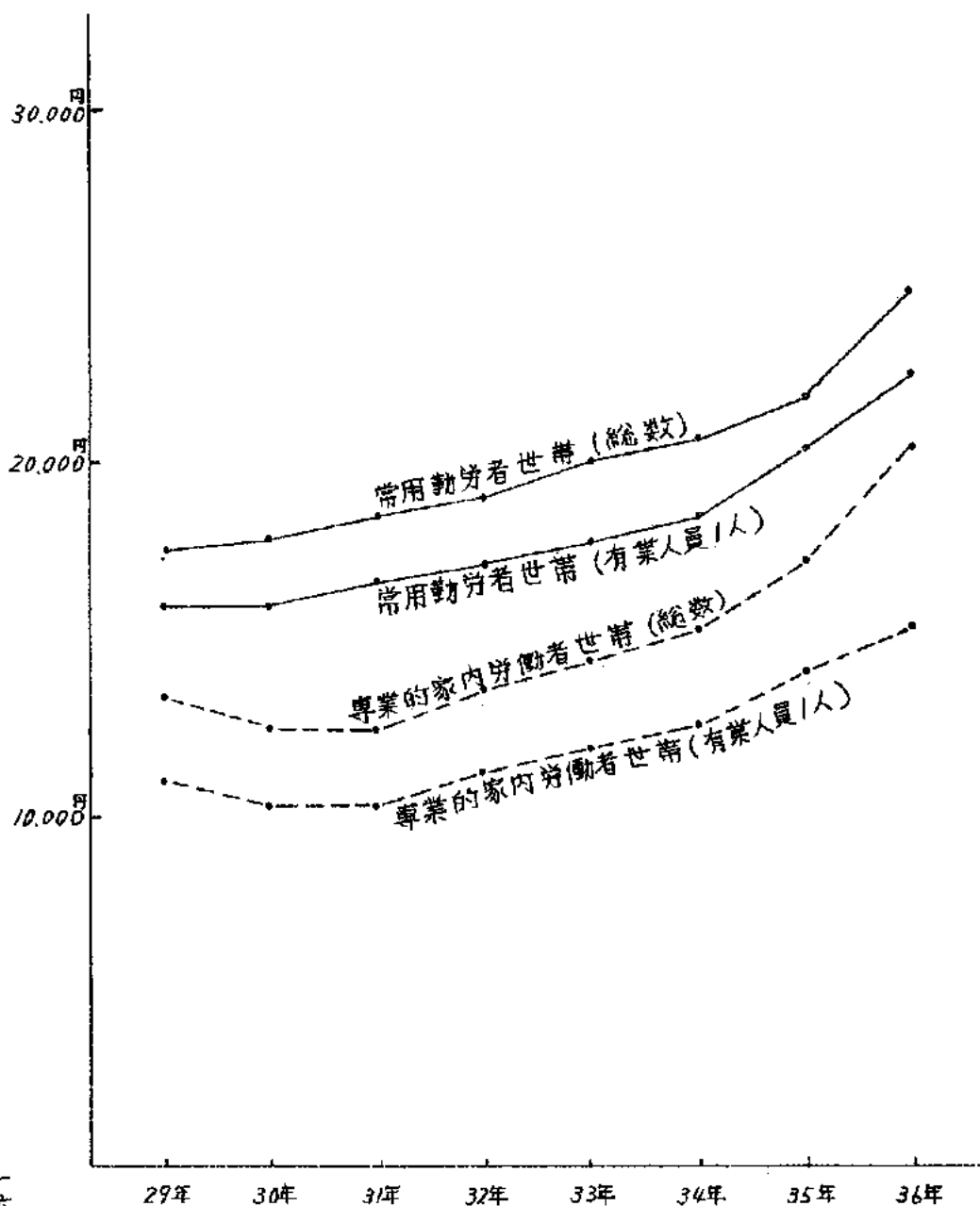
内職的家内労働の工賃の推移については、全国的な資料がないので、若干の業種について、個別的な資料によつて推測せざるを得ないが、その状況はつぎの通りである。

徳島の輸出縫製業では、昭和三〇年から三七年度までの間に委託者の雇用する労務者の平均賃金は約二倍になり、糸屑とり、釦付けなどの内職の工賃も約二倍になっている。

愛知県の瀬戸の陶磁器業では、昭和三三年から三七年度にかけて委託者の雇用する労務者の平均賃金は約五割増加し、転写絵付の内職の工賃は約三割増加している。

第4-1図

専門的・家内労働世帯と常用勤労世帯の平均収入の推移



資料出所： 厚生省「厚生行政基礎調査」

(5)

第ターノ表

東京都における内職工賃単価の動き（例示）

製 品		単位	昭和32年頃	34年頃	38年9月	40年8月
工賃の上つたもの	エスロン縫製	1枚	20円	24円	30～33円	30～38円
	ラベルの縫付	1枚	4～5銭	7銭	15銭	15銭
	時計バンド組立	1本	6～7円	8円	10～13円	
	ボタン付(ファスナー)	1コ	30銭	40銭	60銭	70銭
	スラウス縫製	1枚	30円	35円	55～80円	55～100円
	洋服まとめ(上)	1枚		46円	75～90円	80～95円
工賃が変るもの	荷札の針金通し	100枚	30円		30円	30円
	アンスルカット	1コ	2銭		2銭	2銭

資料出所： 東京都江東内職公共職業補導所調

東京都においては、製造業常用労働者の平均賃金は昭和三二年と三九年に約二倍になっている。一方内職工賃はエスロンの縫製、時計バンド組立、スラウス・Yシャツのボタン付けなどでは五割から一ニ一三割程度値上りを示している。しかし、荷札の針金通し、アンスルカットの包装などこの八年間工賃が全然変わらないものも若干みられる。

(三) 家内労働者数の推移

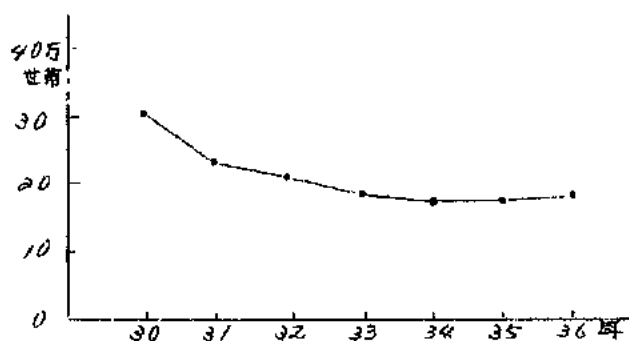
家内労働者数の推移を直接知る適切な資料はないが、労働省労働基準局が実施した調査によつてみると、昭和三三年末約九〇万人、三七年末約八五万人、四〇年六月末約八四万人となつていて、三三年から三七年にかけて減少し、その後はおおむね横ばいとなつてゐる。これを類型別にみてもきつ立つて大きな変化はない。

なお、専業的家内労働世帯については、昭和三〇年から昭和三六年までの推移を厚生行政基礎調査によつてみる事ができるが、これによれば大四五二四のうちに、昭和二十九以降やや減少の傾向をたどつていたのが、昭和三五ごろから減少傾向が鈍り、昭和三六年には僅かながら増加してゐる。

家内労働者は、総数においては大きな変化がみられなかつたが、これを地域別・産業別にみると、かなりの変動がみられる。

東京では、三七年から四〇年にかけて家内労働者数は大巾に増加し、兵庫では大巾な減少をみた。東京、兵庫ほど顕著ではないが、家内労働者数が増加または減少した地域

第4-2図 専業的家内労働者数の推移



資料出所：厚生省「厚生行政基礎調査」

はかなり多い。

産業別にみても、メリヤス、洋食器、刃物、軽電機などではふえ、洋傘同部品品、ネクタイ、スカーフ等およびマッパでは減少している。

個々の産地についてみても横浜地区のスカーフ業界では委託者は、当初は専ら横浜地区に委託していたが、「都会地では安い工賃で人手を得ることがむつかしくなってきたので」群馬、栃木などに委託するようになり、地元へ委託する割合は低下してきている。また、八王子の機業は、山梨県の郡内機業の工賃の低さに目をつけて、四一五年前より郡内地方にウール着尺を委託しており、八王子織物の相当部分が郡内で織られているということである。

このように家内労働は、全体としての数には大きな変化はなかったが、実態はかなり

表二-々

内職相談者の世帯月収別構成の推移

	昭和 37年度	36年度	37年度	38年度
	%	%	%	%
5,000円未満	5.3	0.5	0.2	0
5,000円以上10,000円未満	13.6	2.3	1.5	0.5
10,000円以上15,000円未満	20.5	5.3	3.1	3.0
15,000円以上20,000円未満	25.8	12.5	12.1	6.8
20,000円以上25,000円未満	2.0	15.0	15.3	11.9
25,000円以上30,000円未満	5.3	13.5	22.0	24.8
30,000円以上35,000円未満	1.0	4.2	7.6	10.4
35,000円以上	0.9	5.3	12.2	20.7
不明	18.6	36.4	26.0	21.9
計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料出所：東京都江東内職公共職業補導所「事業概要」

動いているといえよう。

また、家内労働を行なう階層にも変化があらわれている。内職をする階層を内職公共職業補導所の窓口から見ると最近では比較的所得の高い層に内職がなまるという傾向がみられる。東京都江東内職公共職業補導所が相談を受けた内職者（以下内職相談者とい

う）の世帯月収別の構成を調べると、四一ニ表のように昭和三一年度に三九、四％を占めていた月収一五、〇〇〇円未満の世帯が三八年には三、五％に減っている。これに対し月収三五、〇〇〇円以上の

第4-3表

内職相談者の世帯主の職業別構成の推移

職 業		34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
リリーマン	公務員	9.4	8.4	8.6	8.7	7.7
	会社員	39.7	44.9	48.4	47.7	46.1
工場労働者		9.4	10.4	9.6	15.4	18.6
商店従業員		1.8	1.4	2.7	1.9	3.2
自営業		5.6	8.5	8.1	8.7	8.3
自由業		1.2	0.8	0.6	0.8	0.4
自雇		0.6	0.4	0.6	0.2	0.1
無職		5.1	5.2	4.5	2.4	2.5
その他		27.2	20.0	16.9	14.2	12.1
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料出所：東京都江東内職公共職業補導所
「事業概要」

世帯は三一年度には僅か〇・九%でほとんど存在しなかつたものが、三八年度には二〇・七%と大巾に増加している。もつとも一般に所得水準が上昇しているから、月収の少ない世帯が減少し、多い世帯が増加するという現象は内職世帯に限らず一般にみられるところであるが、一察計調査による東京都の勤労者世帯全体の所得構成の変化をみると、内職世帯にくらべ所得構成が上方に移動した割合は少なく内職相談者は一般的所得水準の上昇以上に所得構成が上方に移動したといえる。

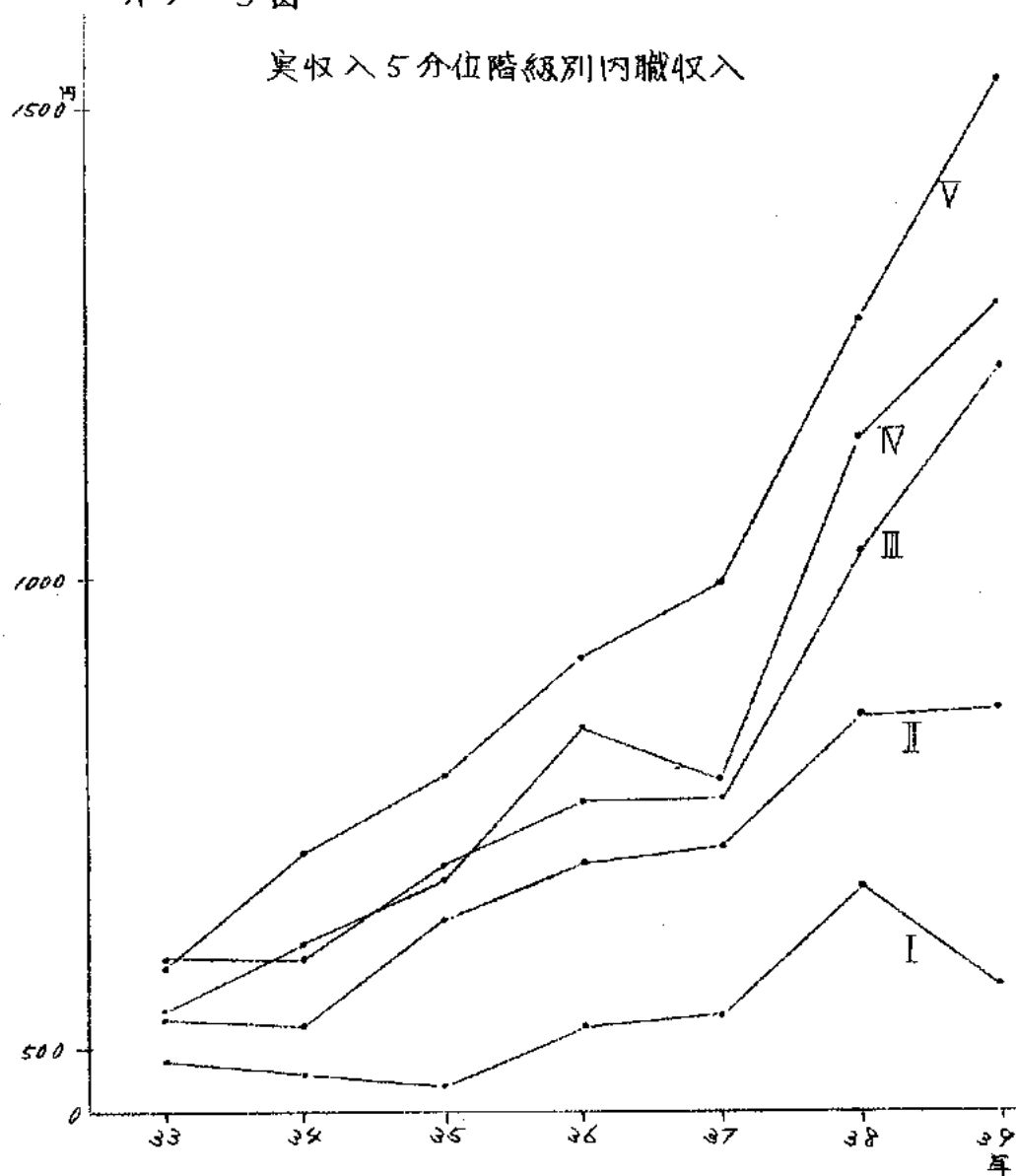
ちなみに内職相談者の世帯主の職業の構成をみると表四—三表のように無職世帯の割合が減り、サラリーマン世帯や工場労働者世帯の割合が増加している。

なお、「家計調査」における勤労者世帯の内職収入の最近の動きをみると表四—三図のように最も所得の低い階層では内職収入は横這いとなっているのに対し、所得の高い層では内職収入の伸びが著しい。こゝでいう「内職収入」とは、「内職的・家内労働」とは若干異なるものであるが、所得の比較的高い層に内職が広まってきていることはこれからも推定できよう。

東京都の家内労働従事者実態調査でみると「余暇の活用」とか、「小遣に使う」という理由から月収40,000円〜50,000円以上の家庭で内職をやっているものもある。内職世帯の所得構成が上方に移動してきたといつてもその所得水準は第三章で述べたように内職に従事していない世帯の所得水準より低く内職者のほとんどが中ないしそれ以下の所得の層であるという事情は、基本的には変化はない。しかし所得の比較的高い層でも内職をやることがようになってきており、そのかぎりでは、従来内職につきまとい

図 3-3

実収入 5 分位階級別内職収入



資料出所： 総理府「家計調査」

(注) I II III IV V の階層区分は現金実収入により世帯を 5 等

分し、低所得から高所得にかけて順に第 I 第 II 第

V 5 分位階級と呼ぶ。

た暗さやしめっぽさがやや薄れてきたといえよう。

第二節 家内労働者の増減

家内労働者が増えたり減ったりする理由としては

- ① 家内労働依存業種の盛衰
 - ② 家内労働に委託される作業工程の機械化
 - ③ 雇用労働における人手不足
 - ④ 所得水準、生活水準の変化
- などがあげられる。

(一) 家内労働依存業種の盛衰

生産が増加すれば、一般に、機械設備の新設など他の条件の変化がなければ、多数の労働力が必要となる。生産が減少すれば労働力は少なくてすむ。したがって生産の増減、

つまり当該業種の盛衰により家内労働者に対する需要は増減することが考えられる。

最近のわが国経済の発展をみると、工業生産の増加には着しいものがあるが、そのなかにおいて生産が増加している発展業種もあれば、減少している衰退業種もある。

国内需要や輸出の拡大にともない家内労働者数が増大した業種をみると、まず目につくのは各地のメリヤスである。山形、福島、群馬、長野、兵庫等のメリヤスにおいて生産量の増加にともない家内労働者が増加した。

手芸による製品ものびている。千葉のシヨールコツポ編み、兵庫手提袋、岡山のパールビーズレシゆう、徳島ブラウスレシゆう、長崎レース編袋などはいずれも三三年当時は皆無であった家内労働者が一〇〇人以上、多いところでは七〇〇の人にふえている。岡山の擦紙ハンドバックは三三年当時六四〇〇人だった家内労働者が四〇年には二四〇〇〇人になっている。

輸出の好調に支えられた新浮の金属洋食器や、消費需要の増大した電気機械器具の部品製造業においても家内労働者が増加した。

東京のプラスチック玩具やプラスチック容器、ポリエチレン袋、兵庫の玉のれんのように、業種自身が最近発生し、それにもなつて新しく家内労働が発生し、急速にふえつつあるというものもある。

これに対し、製品の国内需要や輸出が減少し、生産が減少した衰退的業種においては一般に家内労働者が減っている。

たとえば生活様式の変化により生産量が減少しているものがある。和歌山の和傘は三三三当時五〇〇人を数えた家内労働者が現在はわずか四〇人にすぎない。愛知 福岡の提灯、栃木の座敷簾、徳島 香川の麦藁真田、富山の簞笥などでもいずれも家内労働者が急速に減少している。

また、競争製品の出現、普及により衰退した業種の家内労働者は減少している。和歌山のガラス製人造真珠は、合成樹脂製品の出現により昭和三三年末一五〇〇人であった家内労働者が現在は二〇〇人になつてゐる。

輸出不振のため打撃をうけている家内労働業種もある。造花は安くてしかも消費者の

好みに合致した木コンフラワ―との競争に敗れ、輸出品が減っただけでなく、貿易自由化とともにわが国の国内市場にも香港製品が入り、宮城、福島、茨城、群馬、千葉、東京、神奈川、長野と各地で軒並みに家内労働者が減少している。また兵庫のクリスマステコレーション組立も香港製品に押されて輸出が減少し、昭和三三年末に約二〇、〇〇〇人を数えた家内労働者が三七年末には約一〇、〇〇〇人に急減し、四〇年六月末にはほとんどなくなってしまった。

このように業種によって栄枯盛衰さまざまであるが、全体を通じてみると、そこに一つの注目すべき傾向がある。さきにも述べたとおり、最近におけるわが国工業生産の拡大にはめざましいものがあるが、その発展は、重化学工業を中心としており、家内労働依存業種の多い軽工業では、生産は増加したがその増加率は重化学工業にくらべ小さかった。家内労働が主として分布している軽工業の占める比重が、経済成長にともなって次第に低下していくことは、今後の家内労働を考える場合に考慮しなければならないであろう。

(二) 家内労働に委託される作業工程の機械化

家内労働者の手作業に依存していた作業工程が機械化され、工場生産化されるならば、かりに生産がふえても、家内労働者の増加とはならず、逆に家内労働者の減少を招くこともあろう。事実、最近では、生産性を上げるとともに品質の向上および規格の統一をはかるため従来家内労働に委託していた工程を、工場で機械により大量生産化するという事例がかなりふえており、そのため家内労働が減少した事例が報告されている。

家内労働の代表のようにいわれてきたマツチの小箱貼り は機械化され、家内労働者は現在大中に減少している。兵庫のマツチの家内労働者は戦前三〇、〇〇〇人といわれたが今は一五〇〇人に減っている。また青森のりんご袋では数年前までは、三、〇〇〇人以上を数えた家内労働者も機械化により今は一〇数人しかいないという。富山の家庭薬用紙袋も同様である。被服のボタン付け、ホツプ付けの作業は家内労働で行われていたが、いずれの被服産地においても特殊ミシンの普及により工場内で行なわれるよ

うになり、現在では家内労働に委託するのは、特殊ミシンの設備のない零細工場ないし一時的に注文が増えたため自工場では処理できないというような特殊な場合に限られるようになってきている。製本の折りや荷札の針金通しなども機械化により家内労働が減少しつつある。

それでは一般に機械化が進めば、必ず家内労働は減少するだろうか。必ずしもそうは単純に中かない。現在家内労働に委託されている作業の機械化には限度がある。ししゅう造花など機械化ができないとか、機械化しても採算がとれないなど、少なくとも当面は機械化の見通しのないものが非常に多い。わが国の場合、中小企業が多く、生産単位が細分されていることから生産量との関係で技術的には可能でも経済的に機械化しえないものもかなりある。

しかも、作業工程の機械化は、必しも常に家内労働から工場生産への移行を意味しない。というのは作業工程が機械化之水また着しく性能の高い機械が開発之水ても、その機械が小型で家内労働者が家庭に持ち込み運転し得るようなものであれば、その機械を

家内労働者が購入し、または委託者から借り受けることによって、依然として家内労働でその作業が行なわれる可能性があるからである。さきに特殊ミシンの出現によって、ボタン、ホック付の家内労働が減った例をあげたが、一般ミシンについては、家内労働を減らすどころか、むしろそれが家庭用として一般家庭に普及し、縫製の家内労働を増加させている。

(三) 雇用労働における人手不足

経済の高度成長により、昭和三四、五年より新規学卒、若年労働者について人手不足が深刻となり、中小企業では求人難が問題になっている。この人手不足は中小企業と家内労働者にそれぞれ異った影響を与えた。

第一に、人手不足は中小企業に対しては、労働者不足を補充するため家内労働者への依存を強めさせる作用をした。

第二に、人手不足によって一般賃金水準の上昇、雇用市場の拡大がもたらされたため

いますで賃金が低いとか雇用機会がないため家内労働を行なわざるを得なかった人たちが雇用労働に進出した。つまり人手不足は家内労働者の供給を減少させた。

第一の作用については、例えば尙玉の足袋では、人手不足補充のために家内労働者をふやそうとする力が非常に強く作用し、このため家内労働者数は昭和三三年末から三七年末までに六五〇人から一三〇〇人に増加し現在に至っている。

労働力不足の著しい東京では、メリヤス肌着、紙器、万年筆、ネクタイ等各業種にこのような現象がみられ、メリヤス肌着は三三年の三〇〇〇人が、四〇年には一五〇〇〇人にふえている。秋田の磁器コンデンサー、岡山のパンコック帽体も同様である。

一方第二の家内労働者の雇用労働者への転換による供給減少の作用が強い力を發揮した業種もある。滋賀県高島郡の扇骨でも、バスなどの発達により大津などの近隣の都市との交通が便利になったこと、うち続く好景気で一般事業所とか上建などの求人が増加したこと、賃金水準も著しく上昇したこと、などの原因から、工賃が低く、作業の繁閑の激しい扇骨加工の家内労働にまきりをつけ、大津などの工場に通勤することにしたもの

のや、土建現場などに雇われてゆくものがおり、三三年末と三七年末とをくらべると家内労働者数は一四〇〇人から一〇〇〇人に減少している。群馬の伊勢崎地区の鉾仙も三七年当時六〇〇〇人いた家内労働者が四〇年には四五〇〇人に減少しているが、これは家内労働者が雇用労働者に転化したためである。

現在家内労働をやっているものが、雇用労働に転化するという現象はみられなくても、新しく家内労働をはじめようとするものがなく、家内労働者が老令化し、次第に先細りになっていく業種も多い。

このように経済の高度成長の過程で家内労働に供給減少の傾向が生じたことは注目される。しかも同じ原因から委託者の家内労働者に対する需要は逆に増大している。このため最近では、委託者にとって家内労働者を集めることが以前のように必ずしも容易ではなくなり、一部の業種では、家内労働について「人手不足」の声がかかるようになった。

このような現象は、四、五年前までは、ちよつと考えられなかったことであり、新た

第 四 表

手 内 職 希 望 者

手内職希望理由	手内職希望者
1. 失業しているから	42
2. 学校を卒業したから	17
3. 失業したのではないが 生活困難だから	399
4. 生活困難ではないが、 もっと家計収入をふや したいから	1,247
5. 学費、小づかいなどを えたいから	349
6. 余暇ができたから、 その他	578
計	2,632

資料出所：総理府昭和37年

「就業構造基本調査」

な傾向として注目されなければならない。しかしながら、これはすべての業種におこっている現象ではなく、また、確実なひとつの方向として根をおろしているわけではない。昭和三七年の就業構造基本調査によれば内職については二九三万人（有業者三〇万人、無業者二六三万人）もの希望者が存在している。

専業についても、最近改善されつつあるとはいえ、中小零細企業の労働者の賃金水準は一家を支えるのには充分ではなく、これらの労働者が専業的家内労働者になる基盤は依然存在している。専業の場合ばかりに一人当りの工賃は低くても、家族のものが全買、ときには学校から帰った子供、六〇才をすぎた年寄りまでも働いて収入を得られる利点があり、また、工賃の低さを長時間の労働でカバー出来るところから、一家あけての収入は相当なものになり、中小企業の雇用者の賃金収入を上まわる場合が少なくない。雇用労働者の獲得難から従来労働者を使用していた事業主が家族のみの経営に切りかえて専業的家内労働になる場合もある。

副業についても、わが国農業の零細性から兼業化が進んでいるが、雇用労働力になりうる労働力の質はかぎりれており、また、地域的にも困難なところもあり、すべてが雇用労働化するというわけにいかない。これらの労働者はやはり副業に従事するということになり、家内労働者になるものがまだ後をたたない。

家内労働者の供給は、現在のところまだ直ちになくなってしまうというような状態に

はないといえよう。

(四) 所得水準、生活様式の変化

所得水準、生活様式の変化も家内労働者数に影響を及ぼす。

まず内職を含め家計補助的就業全体の動向についてみよう。主婦など家族が内職したり、あるいは勤めにでるのは主として収入の不足をおぎなうためのものと考えると所得水準が上ったことは、このような家族の家計補助的就業を減少させるはずである。ところが家計調査によると、家族の有業率はここ数年未むしろ増加している。

その原因としては、第一に国民の生活水準が一般的に向上したことがあげられる。つまり所得水準は上昇したが、生活水準も上ったために相対的な収入の不足は必ずしも解消しない。ことに最近は大衆消費、宣伝がはげしく行なわれるようになったこともあって国民の消費意欲はまし、このように膨張した消費意欲を充足するため家計補助的に就業するものがふえてきている。

第二の原因は、住宅構造の変化、家族構成の変化、衣生活の合理化、電機製品の普及などにより主婦の余暇が増加したことである。余暇の増大によって、いままで家事にのみ専念していた主婦などで、より生活の向上を目指して内職や勤めにでるものが増えた。また農村の場合では、農業機械、農業の普及等により農業労働の負担が少くなり、余暇を生じ家計補助として農業以外の仕事をやる可能性を生じたこともあげられる。

第三に主婦が職業をもつということに対する意識の変化があげられよう。内職などは極貧家庭の行なうものという考えは、次第にあらたまって内職をすることに意識面からの抵抗がみられなくなってきた。

このような原因で家計補助的就業は増加した。しかし、家計補助的就業としては主として内職と雇用労働とが考えられるが、そのどちらがふえているのだろうか。

これについては、前述したように、人手不足の影響で雇用市場が拡大し近くに有利な雇用機会が増えたこと、またパートタイムという主婦に適した雇用形態が出現したことなどの影響で、内職よりは雇用労働に就業するものがふえたように思われる。総理府の

労働力調査によれば、非農林業の女子雇用者で配偶者を有するものは、昭和三六年（二月）の二〇九万人から三九年（一〇月）には二八一万八千人へと三年間で約三割の大幅な増加をみせている。これは右のような推定を裏づけるものであろう。

しかしながら、家庭の主婦が雇用労働者になる可能性はかざられており、条件の良い職場は少ない。また、わが国の場合、大都会では通勤事情が著しく悪いこと、保育施設等が完備していないため、主婦が家をあけることは、鍵っ子など教育上の問題を生ずることなどがあつて、収入は少くとも家事と両立し得る内職に魅力を感じずるものも多い。とくに、所得の比較的高い層の主婦がこのような理由から内職をえらぶという傾向がみられる。

(五) 今後の見とおし

以上のように、いろいろの要因により、家内労働内部には複雑な変化が生じつつあるが、家内労働者数の変動理由としてあげた右の諸現象はいずれも経済成長に伴って更に

拡大するとみられる。すなわち、経済の急激な成長は、発展産業と衰退産業との明暗の差を拡大するであろう。また生産技術の発展や労働力不足によって機械化も進むであろう。雇用労働における人手不足はますます激しくなるであろう。経済成長が所得水準、生活水準の変化をもたらすことはいうまでもない。これらの変動理由は、今後ともいろいろに絡み合つて家内労働者を増加させ、あるいは減少させるが、さらに家内労働者の性格を変化させまた多様化させていくであろう。このような変化とその背景にたえず注目しつつ、その時点における家内労働の問題点を探り、把握していくことが今後の重要な課題となろう。

第五章 家内労働対策の現状

第一節 最低賃金法における工賃の規制

「工賃」は家内労働者が最も大きな関心をもっており、その規制は家内労働対策に重要な地位を占めるものである。現在、何らかの形で家内労働に法的な保護を加えている国では、家内労働者の工賃の最低額を保障することに配慮を払っている。

それには二つの形があつて、一つは、雇用労働者にも家内労働者にも差別なく、国の最低賃金制度を適用するものである。イギリス、アメリカなど英米系諸国はこれに該当する。他の一つは、雇用労働者と家内労働者とに異なつた最低賃金制度を適用するものである。たとえば、雇用労働者には、団体協約を拡張して適用する方式による最低賃金制度を、家内労働者には賃金委員会が決定する方式による最低賃金（工賃）制度を適用するというような形である。このような方式を採用しているのは、ヨーロッパ諸国に多い。いずれにせよ、どの国においても雇用労働者に対する最低賃金制度と、家内労働者の工賃の規制とは

密接な関連をもつて考えられている。

わが国でも、昭和三十四年、最低賃金法が制定されたがこの法律制定の基礎となった中央賃金審議会の答申はその中で家内労働について、

「最低賃金制の実施に当たっては、現行労働基準法の規定は十分でないので、家内労働に關する必要な規定等を含めた新たな単独法によることが望ましく、その大綱は、おおむね左記によることが適當である。」

なお、最低賃金制を効果的に実施するためには、家内労働を現状のままに放置すべきではない。よつて政府は、この際、家内労働の改善に關する総合的立法のため、調査準備に着手すべきである。」

さらに記において

「家内労働については、差し当り、決定された最低賃金の有効な実施を確保するために必要な限度において、行政官庁は、最低賃金審議会の意見を聞いて最低工賃を定めることができること。」

と述べている。この答申をうけて現行最低賃金法には、一定の条件をみたす場合、家内労働者について最低工賃を決定できるという規定が設けられている。

すなわち、現行最低賃金法は、最低賃金の決定について、①業者間協定に基づくもの
②業者間協定に基いて決定された最低賃金を地域的に拡張するもの
③労働協約における賃金の最低額に関する規定を地域的に拡張するもの
④職権に基づくものの四つの方式を定めているが、このうち②③または④の最低賃金が決定され、一定の地域内の労使の全部に最低賃金が適用されるようになった場合に、最低賃金が適用される雇用労働者と同一または類似の業務に従事している家内労働者の労働条件の改善をばかり、その最低賃金の有効な実施を確保するために必要があると考えられる時は行政官庁は最低工賃を決定できるということになっている。

最低賃金法施行後最低賃金制は順調に進展し、昭和四〇年一月末現在決定総件数七九四八件、適用労働者数約三九六万人（わが国中小企業労働者の約三〇％）に達しているが、現在のところ最低工賃はまだ一件も決定されていない。

これは、現在までのところ最低賃金制が、業者間協定方式を中心としてすすめられてきたためとくにのべたような、最低工賃決定の前提となる条件がととのっていなかったためである。

しかしながら最低賃金制のすすめ方について検討した中央最低賃金審議会は、三八年八月「最低賃金制の今後のすすめ方に関する答申」を行ない、そのなかで

「最低賃金の決定については各決定方式を活用すべきである。」

と述べ、最低工賃についても

「家内労働者の労働条件の改善をはかり、最低賃金の有効な実施を確保するため、法第二〇条（最低工賃の決定）の適切な活用をはかる。」

こととしている。この答申をうけて、現在最低賃金制が推進されているので、その過程で各決定方式が活用されるにともない、この面についての最低工賃決定の条件は次第にできていくものと考えられる。

第二節 標準工賃制度、家内労働手帳制度等の普及促進

前に述べたように中央賃金審議会の答申に基づいて家内労働に関する対策の準備検討がすすめられていた矢さき、東京都内のヘッブサンダル製造の家内労働にベンゼンのりの中毒が発生し、これを契機として家内労働対策に関する世の関心は急速にたがまつてきた。このような事情を背景として三四年一月、臨時家内労働調査会が設置され、「家内労働の実態を把握するために必要な調査を行なうとともに、家内労働対策樹立のための根本的検討」に着手した。

調査会は、実態調査、実地視察を実施し、審議を重ねた結果、三五年九月、労働大臣あてに「家内労働対策に関する中間報告」を提出した。その内容はつぎのとおりである。

家内労働対策に関する中間報告

本調査会は、家内労働対策に関して別紙のとおり中間報告する。

昭和三五年九月二九日

臨時家内労働調査会

会長 長 沼 弘 毅

労働大臣 石 田 博 英 殿

別紙

家内労働対策に関する中間報告

一、本調査会は、昭和三四年一月二一日、労働大臣より「家内労働の実態を把握するために必要な調査と家内労働対策樹立のための根本的検討を行なう」よう依頼された。

本調査会は、じ来総会を九回各種小委員会を五回開催し、慎重に審議を重ねてきた。その間、本調査会は家内労働の実態を把握することを主眼とし、昭和三三年に実施された実態調査を補完するとともに、さらにそれを深めるため二〇業種を選定し、委託者の経営状況、製品の流通過程、家内労働者の作業条件、生活実態等につき、できる限り精細な実態の把握を行った。

本調査会としては、これらの実態調査結果に基づき、家内労働の問題点を摘出し、工賃

等小委員会および安生衛生等小委員会の二小委員会を設置して検討しているが、その実態は予想以上に複雑多岐にわたっており、かつ、種種困難な問題を包蔵していることが明らかとなった。したがって、今後なおあらゆる角度から慎重に審議した上、真に実効性ある総合的家内労働対策を樹立する必要があると認められるにいたった。

二、しかしながら

(一) 右の如き家内労働の実態にかんがみ、総合的家内労働対策の実施を円滑ならしめるため、その地ならしの措置として、これを整備する必要があること。

(二) 家内労働における具体的実際的問題点をあきらかにし、これを継続的に把握する必要があること。

等の理由により、本調査会としては、政府は、さし当り、これらの必要性をみたすと考えられる別添の如き「家内労働に関する当面の行政措置」を講ずべきであるとの結論に達した。

なお、これらの行政措置を講ずるに当っては、その実効を期するため、充分な予算的

措置等を講ずるよう要望する。

家内労働に関する当面の行政措置

一 委託条件の明確化

(一) 家内労働手帳の普及促進

〔趣 旨〕

委託条件を明確化し、かつその記録を保存する慣行を樹立することは、それ自体家内労働者の保護になるのみならず、当事者間の無用の紛争の防止、委託者の経営管理の改善等にも役立つこととなる。

〔内 容〕

委託者団体等を通じ、委託者に対して一定様式の家内労働手帳（伝票）を採用するよう勧奨する。

家内労働手帳には定型的な委託条件を記載するとともに、委託者が委託及び納品の都度その年月日、作業内容、数量、納期、工賃その他の事項を記載することとする。

なお、家内労働手帳は適宜伝票綴をもつてかえても差し支えないこととする。

(二) 標準工賃制度等の普及促進、

〔趣 旨〕

標準工賃額等の委託条件を決定し、これを公表する慣行を樹立することは、それ自体家内労働者の保護になるのみならず、委託者間の公正競争の確保、製品買叩きの防止にも役立つこととなる。

〔内 容〕

委託者団体等に対して標準工賃等委託条件を決定するよう勧奨する。そのさい必要な資料の提供、実態調査その他の援助を行う。

二 安全衛生等作業環境の改善

(一) 安全衛生意識の高揚

〔趣 旨〕

家内労働における安全衛生水準を向上するためには、現状では先ず安全衛生の意識

を高揚することが先決問題である。

〔内 容〕

委託者団体及び家内労働者に対し、安全衛生に関する正しい理解と知識を得させるため、啓蒙宣伝を行う。このため、家内労働における作業内容、作業態様、作業環境の特殊性に即応して作成されたスライド又はパンフレットを活用する。

(二) 安全衛生に関するサービス業務の推進

〔趣 旨〕

安全衛生上特に問題のあると思われる業種についての的確な指導を加えること及び有害素因を把握することは、家内労働者の保護のために必要であるとともに、家内労働における安全衛生上の具体的問題点の把握に役立つこととなる。

〔内 容〕

1. 安全衛生上問題のある家内労働密集地帯に対し、家内労働安全指導員、家内労働衛生指導員等による巡回相談を実施する。

2. 特に有害と考えられる作業を伴う業種に対しては、その有害の程度を把握するため、作業環境の測定、有害原材料の分析等を行う。

3. 特に有害と考えられる作業に従事する家内労働者に対し、特殊健康診断を実施する。

労働省はその後この報告にしたがって行政措置の推進につとめている。

標準工賃制度とは、委託者間で標準工賃額等の委託条件を申し合わせ、これを公表することによって、家内労働者の保護をはかり、ひいては委託者間の公正競争の確保、製品の買叶きの防止をはかろうとするもので、行政官庁は、委託者団体等に対して、標準工賃等委託条件を決定するよう勧奨し、その際必要な資料の提供、実態調査の実施、その他の援助を行なっている。

現在、標準工賃制度を実施しているのは第五一表にみるとおり、四五業種、対象家内労働者数約八二、〇〇〇人である。（附、各地の家内労働「羽生の被服（埼玉）」、「西陣織

行政措置実施状況

(昭和40年11月末日現在)

考

香川・うちわ
 福岡・玩具花火
 茨城・婦人子供服
 和歌山・合成樹脂製装身具
 宮崎・都城地区紳士服
 熊本・うちわ
 秋田・漆器
 長崎・陶磁器
 茨城・被服
 香川・人造真珠原玉
 北海道・小樽地区メリヤス手袋
 北海道・旭川地区メリヤス手袋
 岡山・被服

埼玉・本庄地区織物
 取組・セロファン製袋
 茨城・洋傘
 馬場・織物
 知・漁網
 山形・鶴岡地区郷土玩具
 山形・竹籠
 山形・提灯
 兵庫・メリヤス靴下
 崎・びろう製品
 野・水引祝儀製品
 井・海藻加工業
 都・西陣織物
 岡・雛具
 野・メリヤス製造
 庫・絹人絹織物業

宮崎・宮崎地区紳士服
 千葉・横編メリヤス
 熊本・うちわ
 秋田・漆器
 北海道・小樽地区メリヤス手袋
 宮崎・都城地区紳士服
 北海道・旭川地区メリヤス手袋
 富山・フラスナー
 長崎・陶磁器
 茨城・洋傘

山形・漁網
 山形・鶴岡地区郷土玩具
 山形・米沢地区郷土玩具
 山形・伊予絁
 山形・竹籠
 山形・びろう製品
 山形・海藻加工業

広島・雑木下駄
 広島・擦糸
 福岡・玩具花火

山形・陶磁器上絵付け
 山形・洋食器及物

奈良・靴下

第5-1表

家内労働に関する

区 分		業種数	委託者数	家内労働者数	備
標準工賃設定		45	3,295	81,743	神奈川県・スカーフ 石川・漁網 奈良・箸 静岡県・下駄塗装加工 北海道・札幌地区メリヤス手袋 山口・漁網 福島・絹人絹織物 宮崎・婦人子供服 大分・木製履物 徳島・メリヤス手袋 宮崎・宮崎地区紳士服 秋田・樺細工 岡山・バンコック帽体 滋賀・箔紙 埼玉・被服 和歌山・釧の台紙付
家内労働手帳 (伝 票) 実 施		28	1,392	26,162	高知・メリヤス手袋 福岡・玩具花火 奈良・箸 北海道・札幌地区メリヤス手袋 佐賀・導火線加工 徳島・メリヤス手袋 秋田・樺細工 和歌山・釧の台紙付 茨城・婦人子供服 香川・うちわ 和歌山・合成樹脂製装身具
その他の	安全衛生措置について指導中	8	895	5,611	秋田・漆器 秋田・樺細工 奈良・箸
	労働時間週休制について指導中	2	304	3,000	京都・ちりめん

物（京都）参照。）

家内労働手帳制度というのは、委託者が原材料支給や納品受領の都度、その数量や加工賃を記載する手帳（または伝票）を、家内労働者に手渡ししておくもので、この制度を実施しようとする趣旨は、委託条件を明確にすることによって当事者間の無用の紛争を防止し、委託者の経営管理の改善を促進しようとするものである。

行政官庁は、委託者団体等を通じ、委託者に対して一定様式の家内労働手帳（伝票）を採用するよう勧奨しており現在、その指導により手帳または伝票を実施しているのは二八業種で対象家内労働者数は約二六、〇〇〇人となっている。

標準工賃制度と家内労働手帳制度が行政措置の中心をなすものであるが、このほかに、安全衛生について指導中のものが、八業種ある。

すなわち、秋田の漆器および樺細工、岐阜の陶磁器および関地区の刃物、奈良の箸、広島の襦袢および雑木下駄、福岡の玩具花火では作業環境の整備等安全面、衛生面について指導を行っており、とくに福岡の玩具花火では作業の性格上爆発事故の防止に力を注ぎ、

広島の新木下駄では、木工機械へ押目加工、丸目加工、研磨加工の安全装置についての指導、木履の塗装に使用する有機溶剤の取扱等についての指導を行なっている。また奈良の箸では家内労働者の衛生管理を指導し、集団健診を実施した。岐阜の陶磁器および関地区の刃物で集団健診を実施した結果、鉛中毒が発見され、目下その防止および治療について指導中であることはすでに述べたところである。

また、労働時間や休日等についての指導も行なっている。京都の丹後ちりめんでは、行政指導に基づいて、組合が操業時間の短縮を申し合わせ、また、奈良の靴下でも労働時間の短縮、週休制の実施等につき指導を行なっている。

これらの行政措置は、直接家内労働者の労働条件の改善に役立っているばかりでなく、その時点時点の具体的な問題点を把握し、さらには、総合的な家内労働対策の実施を円滑にする地ならしの役割をも果たしている。

第三節 国や地方公共団体による内職あつせん、授産事業等

(一) 内職職業補導行政

労働省は、家庭外で働くことが困難な未亡人、主婦、身体障害者、高令者等に対して、内職に必要な技能を付与し、内職に就くための便宜をはかるとともに内職諸条件の改善向上等に関する諸般の援助を行なっている。

(1) 内職公共職業補導所

内職公共職業補導所は、国がその経費の一部を補助し、都道府県が設置している機関で、都道府県における内職行政の中心機関として重要な役割をになっている。内職公共職業補導所は、昭和三〇年度にまず東京都（江東）、神奈川、愛知、大阪府、福岡の五カ所に設置され、その後年々増加し、現在三五都道府県に三カ所の設置をみている。その業務は次のとおりである。

第一は「内職のあつせん」で無料で内職のあつせんを行ない、委託者と内職者を

直結することによって内職者の利益をはかっている。これは、内職公共職業補導所の業務の中心をなすものである。内職のあつせんは、遠隔地の内職希望者に対して巡回指導を行ない、管内全域の内職希望者の便宜をはかっている。

第二は「調査」で内職提供事業所調査を定期的に行ない、内職提供の有無および内職の諸条件を把握して内職あつせんのよりどころとしている。

このほか、内職工賃調査、工賃不払防止のための事業所信用調査、内職希望者動向把握のための内職従事者調査等を実施して内職の諸条件の向上に資している。

第三は「情報提供」で内職だよりの発行または新聞、ラジオ等により職種別工賃別に内職の求人情報を広報して、内職希望者と提供事業所双方の便をはかるとともに、社会一般に対する内職問題の啓発に資している。

第四は「苦情処理」で工賃の不払い、格外品の取扱い、材料の過不足等について起る苦情ないし紛争に関して相談に応じ、解決を援助している。

第五は「工賃適正化」であつせんを行なう場合には、予じめ委託製品の試作等に

より作業の難易、所要時間等を検討し、工賃単価の決定に際し、指導助言を行なうことにより工賃の適正化をはかっている。

第六は「技術補導」で内職者に対して内職技術の相談、指導、技術講習会、技術研究会等を行ない、内職技術および内職諸条件の向上をはかっている。

第七は「グループの育成」で内職者にグループを組織することをすすめて、内職者の仕事に対する自覚をうながし、その責任体制を育て、内職者および委託者の相互の利益をはかっている。

そのほか、内職手帳の普及、安全衛生に関する指導等を行ない、内職者の福祉の向上をはかっている。

補導所における、相談、あっせん、調査、苦情処理、情報提供および巡回指導についての昭和三九年度の取扱状況は第五―三表のとおりである。

(2) 内職工賃適正化対策

前にも述べたように、補導所においては従来より求人の受理に際して工賃単価についての指導助言を行なっているが、今後労働省としては更に次のような内職工賃適正化対策を進めることとしている。

まず、既存の資料に加えて、調査によって内職工賃決定の実情と流通段階別工賃を把握し、これらを基礎資料として、内職工賃適正化懇談会を開催し、内職工賃適正化推進方策、工賃決定基準の目安および標準工賃の目安について協議し、資料を作成する。各都道府県においても工賃適正化懇談会を開催し、それぞれの県内の実情に応じた工賃決定基準の目安および標準工賃の目安を検討する。これらの結果に基づいて、補導所では内職提供事業所、業者団体、内職者、内職関係機関等に対して情報を提供し、指導を行なうとともに、内職者の組織化、技術の向上をはかることによって適正工賃の内職による就業援助を行なうこととしている。

第5-2表 内職公共職業補導所設置状況

年 度	設 置 数
昭和30年度	5
31	8
32	8
33	15
34	16
35	21
36	26
37	31
38	35
39	36
40	38

資料出所：労働省婦人少年局

注 昭和40年度については、11月25日現在

第5-3表 昭和39年度内職職業補導事業業務取扱状況

業 務	件 数
相 談	307.530
あ つ せ ん	118.321
調 査	109.621
苦 情 処 理	2.119
情 報 提 供	3.934
巡 回 指 導	10.378

資料出所：労働省婦人少年局

(二) 授産事業

(1) 授産施設の目的および役割

授産施設は母子家庭、老人、身体障害者など労働能力の比較的低い低所得者に対し、就労の機会を与え、又は技能を修得させることによって、これらの者の保護と自立更生をはかることを目的とする社会福祉施設であり、これには生活保護法による授産施設と社会福祉事業法による授産施設とがある。

生活保護法においては、「授産施設は身体上もしくは精神上の理由又は世帯の事情により、就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のため必要な機会及び便宜を与えてその自立を助長することを目的とする施設とする」と規定されている。社会福祉事業法による授産施設と生活保護法による授産施設との差異は、定員及び利用者総数のうちに占める被保護者数の割合の大小であって、設備構造、作業形態等についてはほとんど異なるところがない。

前に述べたような就業能力のかぎられた者は、これらの施設、または福祉事務所に申し込めば、ししゅう、ミシン縫製などの仕事につくことができる。授産施設にはミシンその他の設備を備えた作業場があるので、その作業場を利用できるし、また、施設に通うことが困難な者に対しては、施設に併設された家庭授産制度により家庭で作業してもよいことになっている。

授産施設は、無料で就業の機会を与えて利用者の便をはかっているし、また、委託者から仕事を受ける際に工賃が不当に低い場合は、これを引受けることを拒み、あるいは、その額を引き上げるよう折衝したりしているので不当な工賃は排除される建前となっている。

(2) 授産施設の現状

授産施設は、原則として都道府県、市町村、社会福祉法人のみが設立できることになっている。その施設数は、生活保護授産施設は昭和三五年以降少しづつ減少し

ており、社会事業授産施設は、昭和三五年以降少しづつ減少していたが、昭和三九年に少しふえた。昭和三九年末現在、全国で、生活保護法による施設は一九〇カ所、社会福祉事業法による施設は一七〇カ所となっている。（第五—二図参照）

授産施設を利用する者は、生活保護法に基づくもの、社会福祉事業法に基づくものの両方あわせて、昭和三九年末二一、七一二人で、このうち、場内施設を利用する者は一、二四九人、家庭授産を利用する者は一、四六三人である。これらの施設を利用する者のなかには、一般の労働市場では敬遠される老人、身体障害者等ハンディキャップを持ったものがかなりいる。

授産施設の利用者数は、生活保護法に基づくもの、社会事業法に基づくもの、いずれも場内施設を利用する者の数は年々少しづつ減少している。このように授産施設数および利用者数が、年々少しづつではあるが減少しているのは、近年の経済の成長にともなう労働力の需要が増大し、このためいままで授産施設を利用していたものが一般の雇用労働者に転じたためであると思われる。

しかしながら、一方、昭和三大年から実施されている家庭授産の利用者数は、昭和三九年末には、生活保護法による施設においては、前年の約六倍、社会福祉事業法に基づくものにおいては約三、三倍と急速にのびている。

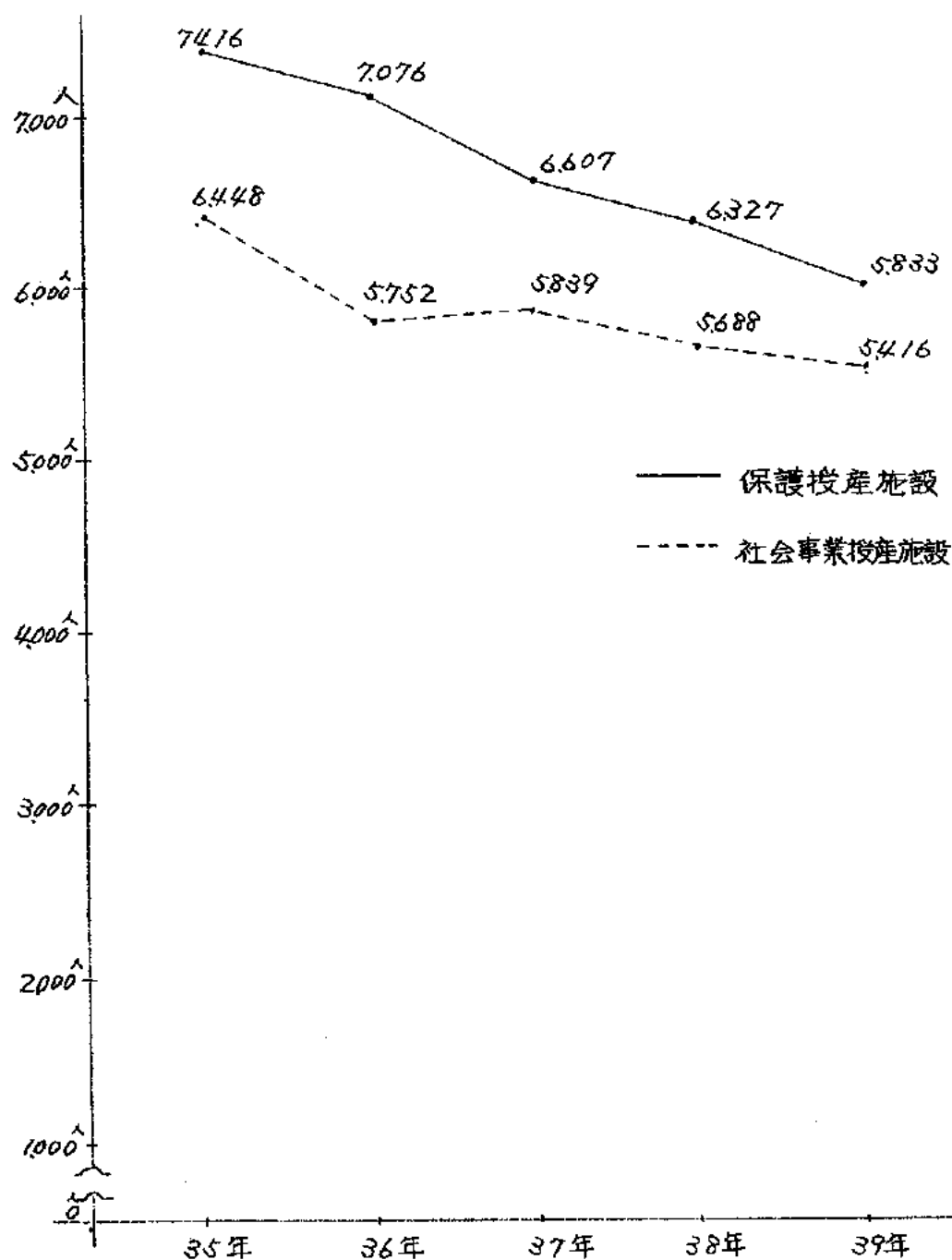
授産施設で現在行なわれている作業は、被服、シャツ、布団カバー等のミシン縫製や、手袋、帽子のかがり、セーターの刺繍等の手工芸、袋貼り、釦付け、雑誌の付録入れ等が一般的であるが、軽電機加工（コイル巻、コンデンサーの組立）、クリーニングなどを行なっているところもある。

授産施設を利用するものは、どの位働いてどれだけ収入を得ているかをみると、東京都の場合、昭和三九年の平均で、場内施設利用者は、一日の労働時間が八時間、一カ月の労働日数二三日、一カ月の工賃約一〇、八〇〇円となっており、一方、家庭授産利用者は一日の労働時間六時間、一カ月の労働日数一五日、一カ月の工賃約四、〇〇〇円となっている。

このような授産施設の数は、比較的多いが、機械や設備が老朽化しており改善を

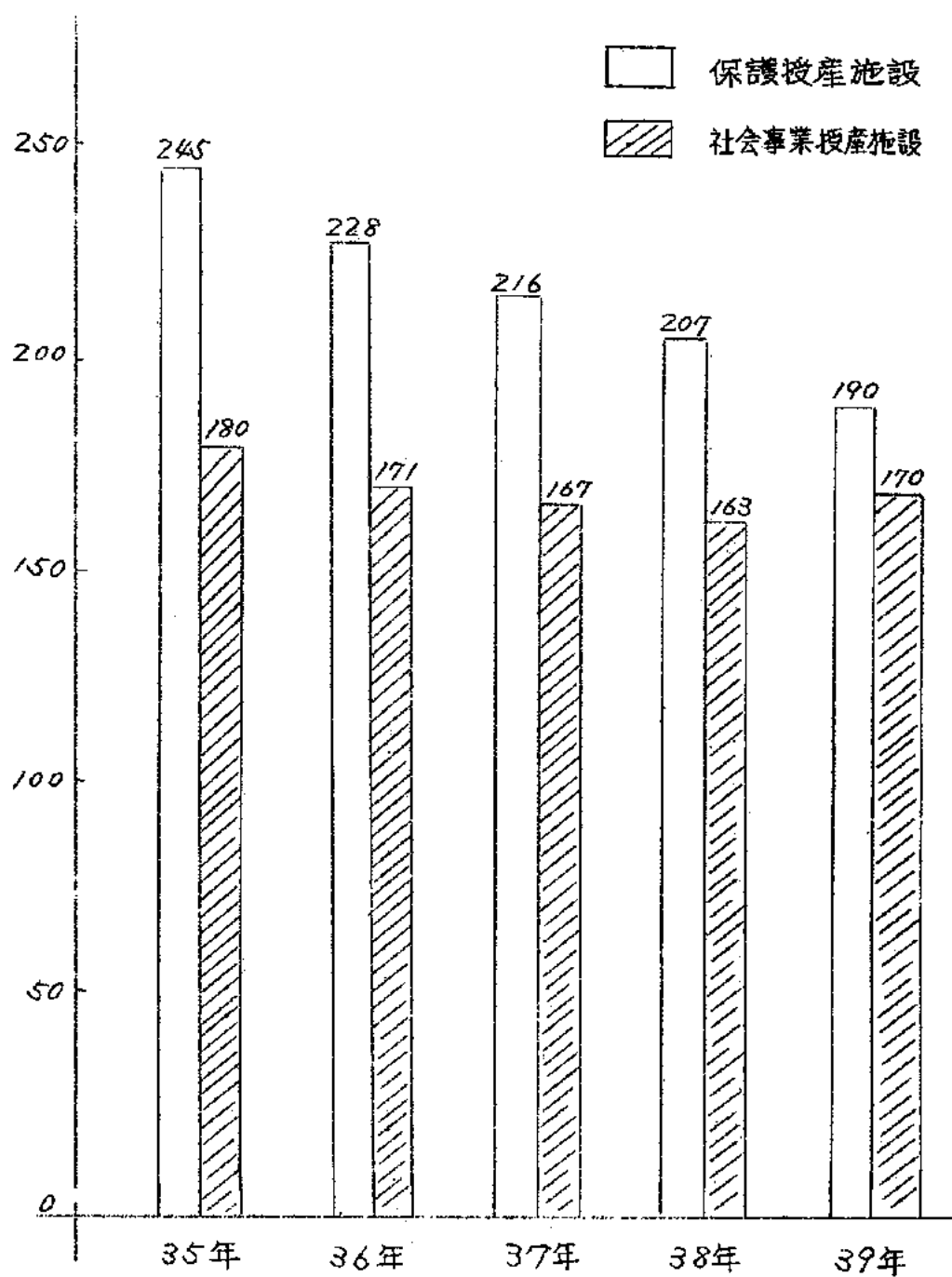
要するとか、また、入所手続が面倒であるとか、税金や扶助の關係から家内労働者から敬遠されることもあるとか、さらには、授産施設には技術のむづかしい高級品の作業はむかないというような理由から委託者からも利用されにくいなどの面があるといわれる。

第 5 - 1 図 授産施設利用者数の推移



資料出所：厚生省「社会福祉施設調査」

第5-2図 授産施設数の推移



資料出所：厚生省「社会福祉施設調査」

第四節 その他

以上、家内労働対策として現在とられている措置について述べたが、直接家内労働対策としてとり上げられている措置以外のものにも実質的に家内労働者の労働環境や作業条件の改善、福祉の向上に役立つ対策がある。

ひとつは、家内労働者が事実上一般の労働者に近い面をもっているという観点から雇用労働者に対してとられている個々の労働対策の適用範囲を家内労働者にまで及ぼすもので、労災保険法の一部改正により家内労働者についても将来適用の可能性がひらかれたことなどその一例である。

また、家内労働者、とくに専業的家内労働者は小規模ながら事業を営んでいるものであるから小零細企業に対する対策は実質的に家内労働者の生活の安定に役立つものである。小零細企業に対する対策は、金融、税制、事業活動の不利の補正等広範な分野にわたっているがとくに四〇年一二月より実施されている小規模企業共済制度は、小規模企業者の生

法の安定そのものを目的としている点において家内労働対策と密接な関連をもっている。

以下、労災保険法の家内労働者への適用と小規模企業共済制度について述べてみよう。

(一) 労災保険への特別加入

労災保険は労働者が仕事で怪我をしたり仕事が原因で病気になったりした場合さらに、そのために廃疾になり、あるいは死亡した場合にその療養、休業、障害、死亡等について、労働者又はその遺族を保護するため補償を行なうことを目的とするものである。これは、本来雇用労働者のために設けられた制度であるが、家内労働者についても作業中たとえばプレスで指を切断したり、ベンゼンや鉛の中毒にかかったりするなど災害が発生することがあるので、これらに対して何らかの補償を行なうことはできないものかという声が前前からあった。ただ家内労働者の場合、災害率その他の保険数理的な基礎データが把握できないとか自宅でひとりで作業していることが多いため業務上の災害であるかどうかを認定することがむづかしいとか収入額を確定し難いとか適用上種種の問題をもっていることも指摘されていた。

四〇年六月の労災保険法の一部改正により同年一月から特別加入の制度を設け、労働者を使用しないで事業を行なうことを常態とする者に關しては、その業務の危険有害性からみて特に保護の必要度が高く、また、業務の範囲について客観的に明確であるとか、特定できるとかいうものであつて業務上外の認定等保険關係の技術的處理が可能であるものについては、労働省令で事業の種類を指定し、特別に労災保険への加入を認めるようにした。家内労働者についてもその実態を検討のうえ將來この方式を適用することについて考慮の余地がひらかれたものである。

なお、健康保険、共済組合などに加入している勤労者以外の一般国民を対象とする国民健康保険が、昭和三六年、全市町村に実施され、家内労働者は現状ではこれによつて疾病、負傷、出産、死亡に關して必要な保険給付をうけることがでることとなつてゐる。国民健康保険の給付水準は健康保険その他の雇用者に対する保険にくらべてなお相當の格差があるが、逐次その水準の引上げがはかられつつある。

(二) 小規模企業共済制度の実施

小規模企業は企業自体不安定であるうえに現在のような産業構造の変動が著るしい時期にはいつ事業を廃止しなければならぬかわからない。そのような事態にたちいたったとき企業者の生活の安定および事業の再建に役立てるため、その拠出による共済制度をつくって小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与しようというのがこの制度の目的で、小規模企業共済法に基づき四〇年一二月より実施されている。この制度に加入できる者は、常時使用する従業員数が二〇人（商業またはサービスは五人）以下の個人事業主または会社等の役員でこれらのものは小規模企業共済事業団と共済契約を結んで掛金（掛金月額一〇五〇〇円、共済契約者一人につき最高一〇〇〇）を積立てておけば、

④ 個人事業主が事業をやめたとき。

(四) 会社等が解散したためその会社等の役員として加入している者が退職したとき。

(ハ) 会社等の役員として加入している者が会社等の解散の場合以外の理由によつ

て役員 の地位を退いたとき。

② 六五才以上で、その共済契約者の掛金納付月数が、二四〇月以上である共済契約者が請求したとき。

③ 掛金納付月数が三六〇月に達したとき。
に共済金の支給をうけることができる。

また、小規模企業共済事業者に積立てられた掛金は、安全、確実に運用されるほか、共済契約者や共済契約者を主たる構成員とする団体に対し事業に必要な資金の貸付けが行なわれる。